

平成 20 年第 3 回
つくばみらい市議会定例会会議録

平成 20 年 9 月 3 日 開会
平成 20 年 9 月 18 日 閉会

つくばみらい市議会

平成20年第3回つくばみらい市議会定例会会議録

招集告示	1
会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

日時	3
出席並びに欠席議員	3
出席説明員	3
出席事務局職員	4
会議録署名議員	4
議事日程	4
本日の会議に付した事件	5
開会	6
・開会の宣告	6
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定について	7
・請願について	8
・報告第5号、報告第6号、議案第45号～議案第75号 上程	8
・提案理由の説明及び監査報告	9
・一般質問	18
13番 海老原 弘 君	18
1. 谷井田小新体育館の耐震化について	
2. 猿舞公園の管理について	
14番 山 崎 貞 美 君	23
1. メディアパークシティ事業について	
6番 倉 持 悦 典 君	27
1. 福岡堰土地改良区の施設利用料について再度伺う	
2. 道路横断暗渠排水路改修について	
3. 区域指定について	
5番 中 山 栄 一 君	38
1. 市税の納付について	
2. 指定管理者制度の本格的導入に向けて	
・散会の宣告	44

散会	44
----------	----

会 議 録 第 2 号

日時	45
出席並びに欠席議員	45
出席説明員	45
出席事務局職員	46
議事日程	46
本日の会議に付した事件	46
開議	46
・開議の宣告	46
・一般質問	46
7番 堤 実 君	46
1. みらい平開発地の学校建設について	
18番 川 上 文 子 君	49
1. 市道1 - 2号線の改修を求める	
2. (株)メディアパークつくば解散について責任をどうとるのか	
3. 「弁当の日」をやめ、給食の実施を	
4. 福岡堰土地改良区の排水施設使用料について	
12番 古 川 よし枝 君	62
1. 市水道事業について	
2. ラブホテル建築規制について	
3. 茨城空港について	
8番 岡 田 伊 生 君	71
1. 県道高岡藤代線バイパス延伸計画について	
・散会の宣告	77
散会	77

会 議 録 第 3 号

日時	79
出席並びに欠席議員	79
出席説明員	79
出席事務局職員	80

議事日程	80
本日の会議に付した事件	81
開議	82
・開議の宣告	82
・一般質問	83
2番 坂 洋 君	83
1. エコ農業の推進について	
2. 環境問題の取り組みについて	
4番 染 谷 礼 子 君	92
1. 雨水対策について	
2. 受領委任払いについて	
20番 神 立 精 之 君	97
1. 行政コスト低減対策について	
15番 廣 瀬 満 君	100
1. 櫛戸台線付近の優良企業誘致等について	
2. つくばみらい市の農業について	
・議案第45号～75号 質疑	105
・議案第45号 討論、採決	106
・議案46号～議案第57号、議案第59号～議案第65号、議案第74号及び議案第75号 について各委員会付託	107
・決算特別委員会の設置及び議案第66号～議案第73号について委員会付託	107
・散会の宣告	108
散会	108

会 議 録 第 4 号

日時	109
出席並びに欠席議員	109
出席説明員	109
出席事務局職員	109
議事日程	110
本日の会議に付した事件	111
開議	112
・開議の宣告	112
・議案第46号～議案第75号、請願第5号 委員長報告、質疑	113

・ 討論・採決	124
・ 発議第 6 号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	140
・ 発議第 7 号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	146
・ 発議第 8 号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	147
・ 発議第 9 号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	149
・ 閉会中の継続審査の件	151
・ 閉会中の継続調査の件	152
・ 閉会の宣告	152
閉会	152

つくばみらい市告示第133号

平成20年第3回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年8月27日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成20年9月3日
2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成20年第3回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
9月3日	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願の委員会付託 議案の上程及び説明・監査報告 一般質問
9月4日	木	本会議	一般質問
9月5日	金	本会議	一般質問 議案に対する質疑 議案の委員会付託 決算特別委員会の設置及び委員会付託
9月6日	土	休 日	
9月7日	日	休 日	
9月8日	月	休 会	教育民生常任委員会 総務常任委員会
9月9日	火	休 会	経済常任委員会
9月10日	水	休 会	
9月11日	木	休 会	決算特別委員会
9月12日	金	休 会	決算特別委員会
9月13日	土	休 日	
9月14日	日	休 日	
9月15日	月	休 日	敬老の日
9月16日	火	休 会	決算特別委員会
9月17日	水	休 会	
9月18日	木	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決 閉会中の継続審査・調査 閉会

第 1 号

[9 月 3 日]

平成20年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第1号

平成20年9月3日 午前10時00分開会

1.出席議員

1番	秋田政夫君	11番	松本和男君
2番	坂洋君	12番	古川よし枝君
3番	高木寛房君	13番	海老原弘君
4番	染谷礼子君	14番	山崎貞美君
5番	中山栄一君	15番	廣瀬満君
6番	倉持悦典君	16番	今川英明君
7番	堤實君	17番	豊島葵君
8番	岡田伊生君	18番	川上文子君
9番	直井誠巳君	19番	中山平君
10番	横張光男君	20番	神立精之君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長	飯島善君
副市長	小林弘文君
教育長	豊嶋隆一君
総務部長	渡辺勝美君
市民経済部長	古谷安史君
保健福祉部長	鈴木等君
都市建設部長	鈴木清君
教育次長	秋田信博君
会計管理者	豊島久君
秘書広聴課長	石神栄君
企画政策課長	森勝巳君
総務課長	湯元茂男君
財政課長	片見和男君
税務課長	堤有三君
農政課長	坂田宏君
都市計画課長	大久保明一君
建設課長	高田守康君
農業委員会事務局長	猪瀬重夫君
代表監査委員	竹内啓君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

7 番	堤 實 君
8 番	岡 田 伊 生 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成20年9月3日(水曜日)

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願について
- 日程第4 報告第5号 継続費精算報告書について
- 報告第6号 健全化判断比率等の報告について
- 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)
- 議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例
- 議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例
- 議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 つくばみらい市都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について
- 議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について
- 議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第4号)
- 議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1
号)
- 議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定につ
いて
- 議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
- 議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定につ
いて
- 議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定に
ついて
- 議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定につ
いて
- 議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
- 議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
- 議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例

日程第5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願について
- 日程第4 報告第5号 継続費精算報告書について
- 報告第6号 健全化判断比率等の報告について
- 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)
- 議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例
- 議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例
- 議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部
を改正する条例
- 議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例
- 議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物
の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 つくばみらい市都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区
域内における建築物の制限に関する条例

- 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について
議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について
議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）
議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第4号）
議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例

日程第5 一般質問

午前10時00分開会

開会の宣告

議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いいたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。
傍聴者に申し上げます。

傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されていますので、守るようによろしくお願いいたします。

また、今回の定例会から、小中学校の児童生徒を対象に積極的かつ計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市教育委員会並びに各小中学校の協力のもと事業を展開していく予定です。本日も谷原小学校の児童が傍聴に来ております。本会議中に途中で入退室などしますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は15番廣瀬 満君です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回つくばみらい市議会定例会を開会します。

議長（今川英明君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、議会事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長、局長及び代表監査委員が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

議長（今川英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において7番堤 實君、8番岡田伊生君を指名します。

会期の決定について

議長（今川英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長豊島 葵君。

〔議会運営委員長 豊島 葵君 登壇〕

議会運営委員長（豊島 葵君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る8月27日に議会運営委員会を開催し、本定例会の日程等について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から18日までの16日間でございます。本日は、議案の上程及び執行部からの議案の説明を行い、また、監査委員から平成19年度決算の監査報告を求めます。その後、通告順に従いまして4名の方の一般質問を行います。

あした4日は、午前10時から本会議を開き、4名の方の一般質問を行います。

5日は、午前10時から本会議を開き、残り4名の方の一般質問を行います。

一般質問終了後、専決処分の承認及び執行部提出の議案に対する質疑を行います。質疑は通告制ですので、質疑のある方はあした正午までをお願いいたします。

続いて、決算特別委員会の設置及び正副委員長の互選、議案の委員会付託を予定しております。

それから、6日、7日は、休日です。

8日、9日は、各常任委員会を開催し、それぞれ付託された議案及び請願・陳情の審査

を行っていただきます。

10日は休会となります。

11日と12日及び16日は、午前10時から決算特別委員会を開催し、19年度決算の審査を行っていただきます。

なお、13、14、15日は休日で、17日は休会となります。

最終日18日は、午後1時から本会議を開き、各常任委員長及び決算特別委員長の報告、質疑、討論を行います。なお、討論は通告制でございますので、討論のある方は、17日正午までをお願いいたします。

引き続き、議案の採決を行い、その後、閉会中の継続審査の件が予定されております。

以上が、議会運営委員会における会期日程についての協議結果であります。皆様方には、ご協力のほどお願いしまして議会運営委員会からの報告といたします。

議長（今川英明君） ただいま15番廣瀬 満君が出席です。

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの16日間と決定いたしました。

請願について

議長（今川英明君） 日程第3、請願について。今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたから報告いたします。

報告第 5号 継続費精算報告書について

報告第 6号 健全化判断比率等の報告について

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）

議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例

議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例

議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例

議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 つくばみらい市都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

- 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について
議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について
議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第4号)
議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)
議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例

議長(今川英明君) 日程第4、報告第5号、報告第6号及び議案第45号から議案第75号まで、以上33案件を一括上程いたします。

提案理由の説明及び監査報告

議長(今川英明君) 提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長(飯島 善君) おはようございます。

本日、第3回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、去る6月30日に開催されました株式会社メディアパークつくば臨時株主総会において、株式会社メディアパークつくばの解散が議決されました。このような結果になりましたことは、市として大変残念であり、市民及び関係者に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げます。市といたしましては、今後も茨城県と一致協力し、ワープステーション江戸周辺に企業誘致を行うなど、この地域の振興施策を進めてまいりますので、引き続き関係者の皆様方には格別のご支援を賜りますようお願いを

申し上げる次第でございます。

それでは、今定例会に提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出をいたしました案件は報告案件2件、専決処分の承認案件1件、条例の制定改正等案件11件、指定管理者の指定の案件1件、大字区域の変更案件1件、土地の取得案件1件、補正予算案件8件、決算認定案件8件の合わせて33案件でございます。

報告第5号 継続費精算報告書についてでございますが、平成18年度から進めてまいりました防災行政無線統合整備事業の精算報告書でございます。

報告第6号 健全化判断比率等の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項と第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。監査委員の審査は、去る8月7日から8月11日までにおける3日間をかけまして審査を受けてございます。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)でございます。平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,742万円とするものでございます。医療諸費において、現予算に不足が生じることから補正をしたものでございます。緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分をしたものでございます。地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例でございます。つくばみらい市の男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する総合的な施策及び重要事項について審議する組織を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例でございますが、都市と農村の交流を通して、都市住民の農業及び農村に対する理解促進を図ることを目的に、遺贈された古民家をその拠点となる都市農村交流施設として位置づけをするため、この条例案を提出するものであります。

議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例でございます。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、市民生活の安全と福祉の増進のため、社会公共の利益に反することとなる暴力団等への公共施設の使用を制限することを目的とした条例に、つくばみらい市都市農村交流施設も含めるため、この条例の一部を改正するものでございます。

議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。伊奈町史編纂事業が平成19年度で完結したことにより、伊奈町史編纂委員会にかかわる委員等の報酬を削除するものであります。また、新たに男女共同参画推進委員会設置条例が制定されることに伴い委員報酬を追加するため、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、研修等により東京都特別区において在勤する職員の地域手当について人事院規則に準じた支給割合とするため、つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の

一部を改正する法律の制定に伴い、個人の住民税における寄附金税額控除の創設、公的年金等にかかわる特別徴収制度の創設、公益法人制度改革を盛り込むため、つくばみらい市税条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例でございますが、総務省の住民基本台帳カード普及促進策のための特別交付税措置に基づき、住民基本台帳カードの交付手数料を平成20年10月1日から平成23年3月31日までの間に限り無料とし、同カードの普及促進を図るため、つくばみらい市手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例でございますが、平成20年7月10日に、旧谷和原村区域を水海道都市計画から分離し旧伊奈町の伊奈都市計画と統合し、つくばみらい都市計画に再編を行ったことにより都市計画名を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第54号 つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例でございますが、前号同様に、つくばみらい都市計画に再編を行ったことにより、旧都市計画ごとに制定されていた伊奈・谷和原丘陵部地区の地区計画の区域内における建築物の制限に関する二つの条例を統合するため、この条例案を提出するものであります。

議案第55号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。つくばみらい市都市農村交流施設の管理運営を効果的に実施するため、指定管理者として特定非営利活動法人古瀬の自然と文化を守る会を指定したく、議会の議決を求めます。

議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定についてでございますが、経営体育成基盤整備事業谷原西部地区土地改良事業施行の結果、大字及び字の区域の変更等が生じたため、議会の議決を求めます。

議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得についてでございますが、経営体育成基盤整備事業谷原西部地区土地改良事業における創設換地により、幼稚園、保育所一体化整備事業用地として取得するため、議会の議決を求めます。

議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億5,986万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億2,643万円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、民生費国庫負担金、介護保険特別会計繰入金、並びに、繰越金でございます。

歳出の主なものとしたしましては、生活保護世帯への医療扶助費、土地改良区が実施する排水路整備に対する補助金、市道を横断する土地改良区管理の排水管改修に係る負担金、関東鉄道常総線の踏切に警報機と遮断機を設置するための負担金を計上しております。

継続費の補正としましては、現在、策定を進めております都市計画マスタープランの計画内容が道路体系整備計画に反映できるよう2カ年継続事業へ変更するものであります。

また、平成21年度から市税やコミュニティ・プラント使用料のコンビニ収納を開始するため、今年度から準備をする必要がございますので、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、平成21年度から国民健康保険税のコンビニ収納を開始するために、今年度か

ら準備をする必要がありますので、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、2億8,751万6,000円とするものでございます。

内容としましては、平成19年度に老人保健審査支払事務交付金を実績より多く交付を受けたために返還するものでございます。

議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ5,742万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,977万8,000円とするものであります。

内容としましては、要介護認定を受けた認知症高齢者に対し支援を行う成年後見人制度利用支援事業助成金、平成19年度決算に基づく実績報告の結果、返還金が生じたために国庫及び県支出金にかかわる返還、基金交付金の返還、または、同じく決算に基づきまして一般会計繰入金の超過分を返還するものであります。

議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ701万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,335万1,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰越金の増額でございます。

歳出の主なものとしましては、公共柵取り出し工事の増加に伴う工事請負費、上下水道料金の一元化に伴う電算処理委託料金及びシステム導入に伴う負担金の補正をさせていただくものであります。

また、平成21年度から使用料のコンビニ収納を開始するために、今年度から準備をする必要がございますので、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,187万6,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、消費税の還付に伴いまして諸収入を増額し、また、一般会計繰入金を減額するものでございます。

歳出といたしましては、上下水道料金の一元化に伴う電算処理委託料、並びに、システム導入に伴う負担金の補正をするものでございます。

また、平成21年度から使用料のコンビニ収納を開始するために、今年度から準備をする必要がございますので、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）でございますが、人事考課結果による賞与の支給に対応するため、勤勉手当及び共済費を補正するものでございます。

議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、収益的収入総額が他会計負担金を450万円補正することにより合計で10億5,357万7,000円、収益的支出総額は原水及び浄水費を987万円、総係費を450万円、減価償却費を383万5,000円補正することにより合計で10億2,949万5,000円となるものでございます。

内容につきましては、谷和原浄水場1号ろ過機の老朽化に伴う、ろ材交換及び内外面塗装工事、上下水道料金一元化に伴う上下水道料金システム導入業務委託、平成19年度建設改良工事に伴う減価償却費の補正を行うためのものでございます。

資本的収入総額は、負担金を126万円、施設補償金を130万円補正することにより合計で10億1,460万4,000円、資本的支出総額は、建設改良費を708万7,000円補正することにより合計で11億1,355万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、茨城県が施工する都市軸道整備にかかわる県道常総取手線の地盤改良工事が今年度施工されることに伴い、県道常総取手線に埋設されている水道管、口径75ミリ、延長220メートルの移設工事を行うため、今回補正をお願いするものでございます。

また、平成22年度から上下水道料金システム開始するためと、平成21年度から使用料のコンビニ収納を開始するために今年度から準備をする必要がございますので、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第66号から議案第73号までの8議案につきましては、各会計の決算の認定についてでございます。一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、去る7月11日から8月11日における8日間を駆けまして監査委員の審査を受けております。地方自治法第233条第3項、並びに、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の意見書を付して提案をしているものでございます。

議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例でございますが、つくばみらい市を応援したいと考える市民や、他の地域に暮らす方々からの思いを寄附金として募り、郷土色のある豊かなふるさとづくりを推進するため、つくばみらい市寄附条例を提案するものであります。

議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例でございますが、つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例に基づき寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的として、この条例案を提出するものでございます。

以上、慎重審議を賜りまして、ぜひ可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わります。

議長（今川英明君） 説明が終わりました。

次に、監査委員より議案第66号から議案第73号までの8件の決算審査結果、及び、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等について、意見報告を求めます。

代表監査委員竹内 啓君。

〔代表監査委員 竹内 啓君 登壇〕

代表監査委員（竹内 啓君） それでは、つくばみらい市平成19年度決算審査の報告をいたします。

皆様方に配付されている資料の平成19年度つくばみらい市決算審査意見書、これに基づいて説明させていただきます。

審査の対象

平成19年度つくばみらい市一般会計及び特別会計、水道事業会計が審査の対象で、全会計の審査を実施しました。

審査の期間

審査の実施期間は、平成20年7月11日から8月11日までの期間でした。

審査に当たっては、各会計とも歳入歳出決算書及び証拠書類、その他の関係書類について審査いたしました。

審査の結果

審査に付された各決算書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、各決算書は適正妥当と認められました。

また、予算の執行状況は、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認められました。

議員の皆様方、それから、市職員幹部の皆様方におかれましては、この決算審査意見書に目を通しておられることと思いますので、細かい内容については割愛させていただきます。

それでは、意見及び指摘事項について申し上げます。

一般会計、特別会計については、決算審査意見書、23ページに、5、むすびとなっておりますので、それに基づいて監査委員としての意見、指摘事項を申し述べさせていただきます。

前段の文章については省略します。

(1) 平成19年度の一般会計と特別会計の歳入と歳出の総額について申し上げます。

一般会計と特別会計の総額は、歳入254億9,792万2,000円、以下、10万円以下の金額については読み上げを省略させていただきます。歳出240億8,200万円であり、前年度に比べ歳入で11億2,900万円、パーセントで言うと4.6%、歳出で8億3,000万円、パーセントで言いますと3.6%、それぞれ増加していました。

一般会計と特別会計における実質収支は13億6,700万円の黒字でありました。一般会計だけの実質収支は9億1,800万円の黒字で、特別会計の実質収支は4億4,900万円の黒字でありました。

一般会計の性質別歳入の内容を見ますと、自主財源は83億9,300万円、歳入全体に占める割合は59.7%です。依存財源は56億6,300万円、歳入全体に占める割合は40.3%でありました。

自主財源の詳細は下に書いてあるとおりであります。繰入金、繰越金は除いてあります。千円単位未満を四捨五入した数字です。

市税、約64億円、分担金及び負担金が約1億円、使用料及び手数料が約1億円、財産収入が約4,000万円、諸収入が4億円となっております。

次に、財政力指数と経常収支比率について説明させていただきます。

財政力指数0.744でありました。基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値が財政力指数となります。

基準財政収入額というのは、わかりやすく言うと徴収が見込まれる税収のことです。

基準財政需要額というのは、行政を行い、そして市の施設を維持する費用、固定費というんですか、それらのことです。

財政力指数は財政基盤の強弱を示す指数で、市税の収入能力がどの程度なのか、行政活動に必要な財源をどのくらい自力で調達できるかをあらわします。地方交付税に依存する度合いがどの程度かを示すものであります。財政力指数が小さいほど地方税の収入能力が低く、交付税への依存度が高いということになります。

前年度も、この席で申し上げましたが、財政力指数が1を上回ると普通交付税は交付されません。しかしながら、1を超えた分だけ通常水準を超えた行政活動が可能であると言

えるため、財政力は強いこととなります。守谷市、取手市は1を超えていると聞いております。

次に、経常収支比率92.0%です。経常経費充当一般財源を経常一般財源総額で割ったものが経常収支比率です。経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指数であります。

経常的支出、これには人件費及び公債費（借金の元利金）、物件費、補助費等に充てられた一般財源がどの程度の割合になるか、つまり一般財源の余りがどのくらいになるかを確かむ指数であります。わかりやすく申しますと、つくばみらい市の経常収支比率92%というのは、100円の予算に対して8円しか新たな事業が起こすことができないと、こういうこととなります。自治省の指導では、75%を上回らないことが望ましいとされています。自治省が望ましいという比率よりも17%高くなっていると言えます。

次に、平成20年3月末の債務について説明させていただきます。

一般会計では124億2,200万円、水道事業会計20億6,500万円、公共下水道事業特別会計57億7,500万円、農業集落排水事業特別会計22億5,600万円、一部事務組合分が85億4,200万円です。合計310億6,200万円であります。

なお、一部事務組合分残高の内訳は次のようになっております。負担金構成比率等により按分した額です。

常総地方広域市町村圏事務組合 2億9,100万円、取手地方広域下水道組合79億1,700万円、取手市外2市火葬場組合3,900万円、常総衛生組合 2億9,400万円です。

ではここで、実質公債比率、これは地方自治体の年間収入に対する借金返済額の割合を示す指数ですが、15.0%となります。平成18年度は14.6%です。この15%というこの指数は、17年度の13%、そして、18年度の15.1%、そして、19年度の16.7%の3年分を合計しまして3で割った平均指数です。今申し上げましたように年々増加しています。市債を発行して事業を行う場合、事業効果の十分な検証を行ってもらい、慎重な事業を行うことが必要かと思われれます。しかし、真に必要な事業については、早急な対策を講じるとともに、今後とも各種事業の計画的な推進に努めていただきたいと思います。

次に、入札制度について述べさせていただきます。

平成19年度の建築工事、土木工事等の入札は60件、予定価格12億200万円、落札額10億7,900万円、平均落札率89.8%となっています。下の表の工事入札の一番上の欄のところですが、ただし、この89.8%というのは防災行政無線施設統合整備工事の予定価格1億3,600万円、落札額7,400万円、落札率54.6%を除くと94.3%となります。

ご承知のとおり、つくばみらい市の一般競争入札の価格は、建築工事、土木工事ともに1億5,000万円以上となっておりますが、平成20年4月から1,000万円以上を条件付一般競争入札となっております。

下の表を見ていただきたいと思います。なお、土浦市及び守谷市、龍ヶ崎市は、130万円以上を一般競争入札として聞いております。

また、電子入札制度というのがあります。通常入札案件、これはペーパーによるものなんですが、と、電子入札案件で比較すると、電子入札案件の落札率が低くなっていると聞いております。このことから、電子入札により競争性が高まり、工事費の削減が期待できるのではないかと考えられます。

それでは、次に、滞納税額について触れておきたいと思っております。

過年度分及び現年度分を含めた滞納額は、市民税が1億5,000万円、固定資産税が1

億1,400万円、軽自動車税が500万円、国民健康保険税が4億5,700万円、合計7億2,700万円に達しています。

限られた人員の中で効率的な滞納整理を行うために悪質事案は優先的に処理するとともに、市が一体となって創意工夫し徴収体制の強化に踏み切ることによって、滞納金額の圧縮を図ってもらいたいところでございます。

次に、不納欠損額についてですが、一般会計で1,000万円、国民健康保険特別会計で1,600万円、介護保険特別会計で200万円、公共下水道事業特別会計で10万1,000円、合計3,000万円を計上しています。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律について申し述べさせていただきます。

私が監査委員になって、旧伊奈町の決算審査報告においてどのくらいの債務があるのか、また、旧伊奈町と旧谷和原村が合併してつくばみらい市になった18年度の決算審査報告では、一部事務組合を含めたところの債務負担額を報告したとおりでございます。そしてついに、この債務の内容を含めたところの健全化判断比率を法律で義務づけられ、議会に報告し、公表しなければならなくなったのであります。

多額な財政赤字を抱えて破綻した北海道夕張市のようなケースを未然に防ぐため、昨年の6月、地方公共団体の財政健全化に関する法律が公布され、平成19年度決算から毎年度四つの健全化判断比率の公表が義務づけられたわけなんです。その四つの健全化判断比率としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率です。これは新たな比率ですね。それから、実質公債費比率、公債費等に充てる一般財源の比率です。これは前からありました。それから、四つ目として、将来負担比率、公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質負担の標準財政規模に対する比率であります。これが新たに出された比率です。

この四つの財政比率については、財政健全化審査報告で説明させていただきます。

将来負担比率について、どういうものかということで簡単に申し上げますと、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。詳細しますと、一部事務組合が入ります。当市においては、常総地方広域市町村圏事務組合、常総衛生組合、取手地方広域下水道組合、取手市外2市火葬場組合の負債が入ります。当市においては、地方公社とか、第三セクターはありませんので入りません。

以上が、一般会計及び特別会計についての意見、指摘事項でございます。

それでは、次に、水道事業会計についてですが、水道事業会計の決算意見報告書、27ページです。27ページから始まっておりまして、35ページのむすびのところを見ていただきたいと思っております。

前段の文章は省略しまして、2行目は省略しまして、本年度は主な事業として昨年度から引き続き伊奈・谷和原丘陵部配水管布設工事を実施し、さらに、久保浄水場計測機器の改良工事を実施しています。また、上水道整備事業として、石綿セメント管の早期解消を図るとともに、給水の円滑化や有収率の向上を図るため配水管の布設工事等に取り組んでいます。

それでは、これから、営業成績、給水原価、供給単価、有収率、滞納金、企業債、資本的収入等について触れてみます。

当年度における営業成績は、営業利益は営業収益9億6,400万円、引くことの営業費用7億7,600万円の差額1億8,800万円の黒字、営業外利益は営業外収益2,700万円から営業

外費用9,400万円で6,700万円の赤字、差し引き1億2,000万円の黒字となっております。
なお、営業成績は消費税を除いた金額であります。

次に、本年度における1立方メートル当たりの給水原価は219円73銭、これに対して供給単価は253円74銭、1立方メートル当たりの利益は34円01銭となっております。

下に表にして、1立方メートル当たりの供給単価、給水原価比較表を載せてあります。
19年度から18年度、右の方には18年度の県平均、全国平均の数値を並べておきました。

次に、水道事業の指標とも言われる有収率、これは当年度は84.6%となっております。前年度に比較すると0.2ポイント増加となっておりますが、引き続きさらなる有収率の向上に努めていただきたいところです。

次に、過年度料金未収金4,300万円ありますが、滞納金の整理に一層の努力をお願いします。

次、平成19年度末の企業債未償還残高が20億6,500万円あるのに対し、減債積立金は8,000万円、3.9%しかないので、今後は企業債の額に達するまで積み立てる必要があるのかなと思います。

次に、資本的収入6億5,200万円のほとんどが国庫補助金7,200万円、それから、負担金1億2,300万円、企業債3億8,500万円で賄われているため、資本的収入が減少すると建設改良、排水設備改良、拡張事業等ができなくなるので、なお一層の財源確保に努めてもらいたいところです。

今後の事業運営に当たっては、引き続き経営の根幹である水道料金の徴収に万全を期し、経営基盤の強化に努めていただきたい。また、より信頼性の高い水道システムの確立を図るなど、安全で良質な水の安定供給に向けて、なお一層の努力をされるようお願い申し上げます。

では次に、先ほど来、財政健全化について話が出ていますが、お手元配付の平成19年度つくばみらい市財政健全化及び経営健全化審査意見書、これは4ページにわたっていますが、ごらんになりながら聞いていただければと思います。

平成19年度一般会計の財政健全化審査についての報告、並びに水道事業会計及び公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の経営健全化審査の報告をいたします。

審査の対象及び審査の期間、審査の概要、審査の結果については、それぞれの審査意見書に記載してありです。

意見及び指摘事項です。

一般会計の健全化判断比率については、財政健全化審査意見書の4、審査の結果に記載のとおりです。

審査の結果に基づいて説明いたします。

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

健全化判断比率、平成19年度、早期健全化基準、載せてございます。

実質赤字比率と連結実質赤字比率、当市においては赤字となっておりませんので比率の数値は算定されません。

次、実質公債費比率15.0%、それから、将来負担比率133.1%となります。この早期健全化基準というのは、この示してある基準値を上回ると早期健全化計画を提出しなければならなくなります。

それでは、実質公債費比率15.0%について若干触れさせていただきます。

実質公債費比率については、さきの決算審査報告のところで説明申し上げましたとおりですが、この15%は茨城県の自治体の中でワーストテン以内に入らないところのぎりぎりのところにあると聞いております。今後、当市においては、先ほど申し上げましたように、この比率が高くなっていくものと思われれます。18%以上になると一般的許可団体となります。一般的許可団体というのはどういうことかということ、公債費負担適正化計画の策定を前提に一般的な基準により許可されると、こういうことで黄色い信号ということでしょうか。今後の当市においては合併特例債が発生することから、この比率が上がる懸念されます。全国で約1,600の自治体があるそうですが、この比率18%から25%未満の自治体が約500あるそうです。当市においても、18%以上にならないように願うところであります。

次に、水道事業会計経営健全化審査の結果です。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率、これは、当市は流動負債よりも流動資産が多いことから数値は出ません。経営健全化基準は20%と言われております。

次に、公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見です。

審査の結果、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

この公共下水道事業特別会計も、流動資産が流動負債よりも上回っていることから比率は算定されません。経営健全化基準は20%ということであります。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化における審査の結果、これも審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

これも同じく、当市においては流動資産が多いことから比率は算定されません。

以上で、監査の結果を終了させていただきます。

議長（今川英明君） 監査委員の報告が終わりました。

報告第5号及び報告第6号は、報告案件でありますのでご了承願います。

日程第5に入る前に、暫時休憩をします。

10分間暫時休憩します。

午前 11時 02分 休憩

午前 11時 12分 開議

一般質問

議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

13番 海老原 弘君。

〔13番 海老原 弘君 登壇〕

13番(海老原 弘君) 13番の海老原です。私からは二つの質問を出してありますので、順次質問させていただきます。

谷井田小新体育館の耐震化についてということで1問目は提出してありますが、耐震化計画について先般の6月議会でどなたかの質問で答弁されたように、今年度豊小の工事によって完了するというような答弁を聞いたことと記憶しております。私の記憶違いでしたんですが、谷井田小は体育館が旧体育館と新体育館と二つあるんですね。その旧体育館については耐震化の工事が数年前に終わったことは、私も、住民の皆さんも、ご存じなんですけれども、谷井田小の新体育館については耐震化の工事は行われていないんじゃないかなという記憶をしておりました。それで、今年度の学校予算で、谷井田小の体育館の屋根がさびついちゃって、ミニバスなどをやっている父兄から、雨漏りがしているというような指摘を受けまして、担当課長もかわられたんですが、谷井田小の新体育館の屋根は今年度の予算で夏休み中にきれいになりました。どうもありがとうございました。

そこで、谷井田小の新体育館については担当の課長からお聞きしまして、「海老原さん、耐震設計で谷井田小の新体育館についてはなっていますよ」というお答えをいただいたんですが、ちょっと皆さんに申しわけないんですが、質問の趣旨を多少変えて、以前の答弁にもあったように豊小が終わるとすべて完了するような話に記憶をしているんです。市内の学校は耐震化が終了するというので、私、疑問があったんですが、じゃあ、谷井田小のほかにそういう設計になっているのはどのくらいあるのかということをお聞きしたいということで担当の方に申し入れをしていたので、ここに書かれている質問の趣旨とは多少違ってしまおうんですが、お答えいただければ幸いです。ほかの谷井田小の体育館前後、あるいは、その後に建てた体育館もあるようですので、それをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長(今川英明君) 海老原議員、質問の趣旨が違うということなんで答えられる範囲ということで。

13番(海老原 弘君) はい、結構です。

議長(今川英明君) それでは、教育長、答えられる範囲でお願いします。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長(豊嶋隆一君) ただいまの質問にお答えしたいと思います。

確かに前回、豊小学校の体育館の改修で耐震診断は終了するというお答えをしておきました。今の質問にあったことで、新しい耐震診断によってつくった体育館ですね。これ、幾つあるかということですが、現在、市内では四つです。東小学校の体育館は耐震診断、新しい制度になってからつくったやつ。それから、伊奈東中学校。それから、谷和原中学校も建てかえています。平成12年度に建てかえていますので谷和原中学校。それから、小絹中学校も平成6年度の建設ですから、そのときですので、その四つの学校は新しい耐震診断に基づいてつくられていますので、これは耐震診断を実施しないで済む体育館であるということです。

以上です。

議長(今川英明君) 海老原 弘君。

13番(海老原 弘君) ありがとうございました。

その新しい設計とあわせて市内の小中学校の体育館は耐震化が終了するというようなこ

とだと思えます。ほかの市町村に比べて非常に進んでいるという印象を受けます。前に、新聞等の報道では、なかなか、まだ半分くらいしかできていないというところが多いというようなニュースが載っていました。

そこで、この質問を出したときには、私が聞きたかったのは、谷井田小に旧体育館と新体育館があって、もちろん児童の体育については両方使われています。それから、市民のママさんバレーや、空手や、そういうものは主に旧体育館を使って行われ、ミニバス等は新体育館を使って行われているんですが、9月1日が大地震の日で国も防災のいろいろなことをやっていると思うんです。今年の雨の状況なんかを見ますと、どこと問わず全国的に、ああいう水害のおそれがあるようなことは本当に読みきれない。このつくばみらい市においても、1時間に100ミリも我孫子でも降ったということなんで、それに近い雨は降っているのではないかというふうに思いますけれども、たしか昭和62年だと思うんです、石下の小貝川が切れたときに、谷井田の住民が住宅地に水がついちゃって谷井田小に避難し、それから、その後、もう一回、二次避難で東中かどっかへ避難したという事例があるんですね。

災害は忘れたころにやってくると申しまして、ああいうこと、ないことを望みますけれども、そういう際はどのように対応をしたらいいのか。谷井田の場合は、私自身もそばにおりますけれども、災害があったときは新体育館を利用するのか旧体育館を利用するのか、それとも、どういうふうにするのか、基本的な市の考えがあれば、市長の方から、この点はお伺いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（今川英明君） 海老原議員に申し上げます。

質問の趣旨が耐震化ということの質問なんで、今のは水害とか、いろいろな避難対策ですよ。防災に関する質問なので、質問の趣旨が違うので答弁はちょっと……、できると思うんですけれども、一般質問の場合は質問の趣旨に沿ってやっぱりやってもらわないと、何でも質問できる形になっちゃうと思うんですよ。ですから、この件に関しては答弁は私として差し控えたいと思いますので、よろしくお願いします。

13番（海老原 弘君） 後で、議会の中で聞く機会があれば質問するというところで……。

議長（今川英明君） 次の質問をお願いします。

13番（海老原 弘君） わかりました。

それでは、2問目のさるまい公園の管理についてお尋ねをいたします。

この問題についても以前に、伊奈町時代にもお尋ねしたことがございます。そこで、市民の皆さんや議会の中でも、このさるまい公園というものは、ほかの公園に比較して利用度が低いんじゃないか、それから、多分、谷和原地区の皆さんは、場所もどこら辺にあるのかよく把握できないような現状ではないかというふうに思います。

そこで、改めてお伺いしますが、この公園、旧伊奈町の議員さんはわかっていると思うんですが、当初、相当の費用をかけてこの公園を整備した経過がございます。そこで、今までに、何十何円まではいいいですけども、概算でどのくらいこの公園に費用がかかってきたのか、それから、2番目としては、市民の利用状況が著しく少ない状態ではないかというふうに、これは私だけじゃなくて、住民の皆さん、あるいは、ほかの議員さんなんかもそういう話をお聞きしました。やはり市の公園として本当に利用をしてもらうように整備したわけですから、大いに利用していただいて、利用されないのはどういう原因なのか。

私の記憶では、ボランティアの方と一度その公園に行って、そのボランティアの方は自主的に草刈りをやってやるんだということで、本当に奇抜な方で、その方と一緒にいったことがあるんですが、そのときに、端の方に蛍の養殖をするんだということで小屋みたいなのがありましたよね。やっていたんですが、みんな死んじゃったんだと、そういうような話を聞いたことがあるんですよね。だから、せっかく着眼点はよくて、今、どこにも蛍がいなくなっちゃったような状態で、足高の山の際ですか、そういうところで蛍の養殖がもし成功すれば、これから取手市などは下高井の公園あたりにそういうことをやろうとしているんで、ぜひとも、うちの方としても明るい材料だったんですが、その辺を含めて、そういう公園の管理がどうなっているのか、もう一度、改めてお聞きしたいと思います。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） さるまい公園の利用とか、そういう関係についてというご質問でございますが、私も、さるまい公園は何回か行っているんですが、今、議員がおっしゃったように、ある時期、蛍をあそこで養殖してふやすというお話も伺いました。後で聞いたら、せっかく繁殖期に卵をたくさん産んだそうなんですが、草刈りで刈られちゃったと、だから繁殖しはぐっちゃったと、こういうことをお聞きしております。

ご案内のとおり場所がちょっとわかりづらいところですから、ご利用は、前、キャンプなんかやったこともあるようですが、一時期はホームレスの方々が住み着いちゃったと、こういうことで私が行って出ていっていただいたんですが、お二人でおりました。それで、実はご婦人方も来るんですよ、あそこはクレソンが出たりなにかするから、荳崎の方からも来るし。ところが、ホームレスの人たちがトイレ利用したり何かしているので恐いと、こういう話があって行ったんですが、すぐそこをずっと私が確認しまして、当時の伊奈町から出ていくのを確認しておいたんですが、利用は本当に少ないです。不便も不便なんですけどね。

ただ、あそこはあまり地形を動かさないで、当初は地元の人たちが一生懸命張り込んでいたんですが、最近、清水の出るところがなくなっただけです。あそこは清水が出るからいいんだと、こういうことで地元の人に一生懸命やっていただいたんですが、ただ、骨折ってくれていた人が亡くなっちゃったということで、そういうことで、今は委託して管理していると、こういう状況でございます。

あと、具体的な点は部長の方から答弁させます。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えいたします。

さるまい自然公園の管理についてということですが、まず、今までにどのくらい費用がかかったかということですが、これは用地費を含んだ施設管理費、今まですべて合わせまして1億7,350万円ほどかかっております。

それから、利用状況の件でございますが、市内のすべての公園につきまして利用に当たっての、バーベキューとかイベントなどは別ですが、許可制ではございませんので自由に使っていただいておりますので、人数については把握してございません。ただ、さるまい自然公園につきましては、職員が施設管理に公園を訪れたときに、釣りなどを楽しんでいる人もありますし、また、先ほど市長が言いましたように、クレソンなど自生しているも

のですから、それらを採取したり、訪れている人は見かけております。また、朝晩、公園を訪れまして心がいやされるというようなメールも届いております。

それから、今後どうするかということでございますが、市長の先ほどの答弁にもございましたように、地元のボランティアの皆さんのお力添えをいただきまして、野鳥の声を聞いたり散策などが楽しめる場所となるように、現在の自然な状況を維持しながら自然を味わっていただくように管理運営をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（今川英明君） 海老原 弘君。

13番（海老原 弘君） 市長と部長の方から答弁をいただきましたけれども、私も、費用は何十何円までかかったという把握はしていなかったもので、改めて総額で1億7,000万円という金額を聞くと、多分、谷和原地区の議員さんなんかは、すばらしい整備された公園じゃないかというふうに思われたと思うんですが、現状は、今の季節だったら草がぼうぼうで、秋になっちゃうとそれが枯れたりしてひどい状態です。

やはりこれだけの費用をかけて伊奈町時代にやったその目的は、先ほど市長からもあったんですが、虫にしても、それが失敗して終わりじゃだめだと思うんですよね。せっかく、それじゃ何のためにやったんだか。失敗したら、その原因が市長言われたようにあるはずですから、よそで成功している例もあるんですから、やっぱり何かそういうポイントつけて、あそこは虫が見られるんだよ。それから、市では年間にいろいろな行事ありますよね。歩く会などもあるわけですよ。歩く会などの機会にその公園で、地元の人協力あるいはボランティアの人の協力を得て、そこで、クレソンがとれるとか、そういう話あるわけですから、そういうものを紹介なりする機会を設けていただきたいと思います。

部長から、今後の地元の協力を得てという話がありましたので、ぜひとも、もう一度さるまい公園を、私は、再生していただき、地元の人も、やはり地元にそういうものがあれば、また協力も得られると思うんで、もう一回、答弁をいただいてこの質問を終了したいと思いますので、市長と部長から、もう一回お願いしたいです。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、議員からお話ございましたように、旧谷和原の皆さんはご存じないでしょうが、台通用水の一番末端です。末端の伊丹から足高へ入る道路からちょっと上がったところの、台通用水と足高というところの間のもと入り谷津だったんですね。そこが自然公園ということで、地名は猿舞ということなんですが、そういうことで、今後、今、議員がおっしゃったように啓発をしたり、あるいは、ボランティアの皆さんから今申し出あるようですからご苦労いただいて、虫の養殖もまた成功させて、あそこはカワナなんかも持ってきてくれた方もおるようですから、生息できると思うんですね。そういうことで啓発してまいりたいと、こう考えております。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

先ほども申し上げましたとおり地域の協力を得ながら、公共施設の里親制度ございますので、それらを活用しながら、例えば先ほどから言っています虫の繁殖をさせるとか、クレソンの採取ができるような公園とか、自然に親しめる公園にしていきたいというふうに

考えております。

それから、場所がわかりづらいという話がありましたので、何らかの方法で表示をしまして場所をわかりやすくしていきたいというふうに考えております。

13番（海老原 弘君） ちょっといいですか、ちょっともう一つ確認したいことがあるので、その場でいいですか。

部長、土地は全部市のものでしょうか、借地の部分もあるんでしょうか。そこだけ確認して終わりにします。

都市建設部長（鈴木 清君） 一部借地の部分がございます、先ほど申し上げました費用の中には、借地料が総額で78万4,000円ほど含まれております。

13番（海老原 弘君） わかりました。どうもありがとうございました。よくわかりました。

議長（今川英明君） 次に、14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

14番（山崎貞美君） 14番の山崎でございます。

まず、一般質問に先立ちまして9月1日の衝撃的なニュース、いわゆる1年間で総理大臣が2回もおやめになる。そして今、まさにガソリンを基準として、酪農家、農業、漁業、特に零細企業は大変な苦しみを味わっている昨今でございます。先ほど監査委員さんの方からも懇切丁寧なご説明がございました。本市におきましても決して楽ではないというような報告でございますので、関連になるかと思っておりますので、この辺も含めて質問をしたいと思っております。

まず、3月に続いて、また同じような質問をしなくてはならなくなりました。メディアパークシティ事業について再度お尋ねをいたしますが、今回は市長ではなく副市長に主にご答弁をいただきたく通告をいたしてございます。成り行きによっては市長からもご答弁をいただかなければならないかもしれませんが、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

なぜここで副市長かと、お尋ねしなければならないのかと申しますと、予定でいきますと来年3月には、副市長、水戸へお戻りになるわけでありますので、あくまでもこれは予定でございますので、ここで、ぜひとも本市のために手腕を振るっていただきたい、あるいは、このような思いでお尋ねをする次第であります。

さて、3月に私、定例議会の一般質問の中で、新年度上半期には存廃の決定がなされるということで、市としての対応をお尋ねをいたしました経緯がございます。まだ記憶に新しいところでございます。予想どおりと申しますか、残念ながら8月5日の全員協議会の説明の中でメディアパークつくばの解散の報告がなされました。さらに、先ほど市長の方からも、本会議に先立って謝罪と申しますか、報告がなされたわけでございます。また、8月22日「広報つくばみらい」29号で、市民に対してやはり謝罪の意が表されました。この文面を見ますと、また、8月5日の説明の中でも、市としては、今後とも茨城県と一致協力して歴史公園ワープステーション江戸周辺に企業誘致を行うなど、地域振興を進めていきたいということでございます。

今さら言及しても仕方のないことではございますが、当時、伊奈町時代、この事業の構想、計画は県の事業として当時の飯島町長の政策の一つとして提案がなされ、当時の全議員とも言っても過言ではございません皆さんが賛同し、旧伊奈町にさしたる工場もなく、つくば市にございます研究施設に準ずる産業を持ってくるんだということで、当時の町民も議

会も大変期待をしたところでもございました。急激な経済の流れ、時代の流れ、察知、予測するにはだれしも大変困難なことはよくわかりますが、橋本県知事の事業と申しますか、目玉の一つだったことには変わりはありません。先ほど申し上げましたように、町民も議会も大変期待をしていたわけでもございますので、当時の町行政としても、それなりの協力はしてきたところでもございます。見方、考え方によれば、市民も行政も期待が大きかった分だけ、言葉が適切かどうかわかりませんが、裏切られたと、そういった感じがあったと言っても過言ではないと思います。さらには、見方によれば飯島市長も被害者の一人と言っても過言ではなかったのかなと、このような気がいたします。また、この件に関しまして、飯島市長、あなたにも責任もあると思います。ここで今、飯島市長の責任問題を追求するつもりは毛頭ございません。

一番大事なことは、説明あるいは広報等の中で、先ほど申し上げましたように、県と一致協力して企業誘致に取り組んでいくんだと、こういうことでもございます。県は本当にどのように考えているのか、また、市としてもどのように対応していくのか、さらには、どのような計画、具体性、もっともっと突っ込んでいきますと、どれだけの資金力があるのか、その裏づけはあるのか。ことわざにも朝令暮改ということがあります。くれぐれもこのようなことのないようお伺いをする次第であります。

県が主体となっておやりになった事業ですので、県からの出向あるいはパイプ役であります副市長に通告をしておりますので、ご答弁を求めるものであります。よくやる答弁の手法で、今検討している、あるいは、協議をしていくんだ、このようなご答弁ならば私は聞きたくありません。広報に載せた以上は、具体的に申しますか、具体性のあるご答弁を期待いたします。よろしくお願いします。

議長（今川英明君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

副市長（小林弘文君） お答えいたします。

最初に、私の任期につきましては、18年の9月の議会で4年の任期をいただいておりますので、来年3月に帰るということはまだ決まっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それで、ご質問のメディアパークシティ事業につきましては、議員、今ご指摘のとおり、県が主体となってやるということで進めてまいりましたけれども、県の方も財政状況が大変厳しい、社会経済情勢も大きく変化しているということで、大規模建設事業の見直しを行ったところでもございます。この中でメディアパークシティ事業につきましては、凍結ということで現在に至っているという状況でございます。

なお、県の考え方というご質問でもございますけれども、現在、私はつくばみらい市の副市長でございますので、県の考え方につきましては答弁できませんが、考えているということを知っているというような形にならざるを得ないのをご了承いただきたいと思っております。

今、議員ご指摘のとおり、メディアパークシティ事業の推進母体でもございました株式会社メディアパークつくばにつきましては、6月30日の臨時株主総会におきまして解散の議決がなされ、現在、清算の手続をしている状況でございます。したがって、この推進母体がなくなってしまうということでございますので、これを引き継ぐ形で、つくばみらい企業誘致等促進協議会というものを9月1日に設立いたしましたところでもございます。この協議会につきましては県が事務局ということで、市も当然一致協力してやっていくとい

うことでございます。

また、市といたしましても、ご案内のとおり市の総合計画の重要施策にも位置づけされておりますので、当然、私の立場、今、議員がおっしゃいましたように県から来ているということもでございますので、当然、県にも、市の考え方、希望は当然伝える必要がございますし、逆に県の考え方も市にお伝えしなくちゃいけないということがございますので、今後もそのようにやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（今川英明君） 山崎貞美君。

14番（山崎貞美君） まさにあなた今、先ほどおっしゃられたように県とのパイプ役なんですよ。今、私はつくばみらい市の副市長なんだから、県の考え方はわかるんだけど、その中身がよく精通していないというふうに私は受け取ったんですけども、私は、あなたが就任するに当たりまして大変期待をしていたんです。また、歓迎もいたしました。私はですよ、言い方をかえれば、あなたは県の代表だと、本当にパイプ役なんだと、このように私は思っていました。

この事業には、小さな伊奈町の自治体が50ヘクタールも、そして、当時のお金で20億円もの投資がなされているんですよ。今これから検討委員会に切りかえて県が事務局となってやっていくんだということなんです、この地域、現況は今、調整区域なんですよ。これをどういうふうに位置づけていくのか、ただ、工場を持ってくるとか産業を持ってくるとかということなんです、そういったことも、きちっとある程度の考え方といいますか、目安といいますか、そういったものをお聞かせいただきたいと思えます。

今、先ほど冒頭で申し上げましたように、今非常に国内は本当に景気が悪いですよ。それで、優良企業を持ってくるんだとか何を持ってくるんだとかというのは、だれしも言いたいことだし考えることなんです、やっぱりそれじゃあ絵にかいた餅になっちゃうんじゃないか、場合によったらここに、私は、県の施設とか国の施設ぐらい持つてくるぐらいな努力目標が必要じゃないかな、このように思うんですね。ただ検討していく、これからどうしていくんだ、それはそれでしようがないと言えましょうがないことなんですけれども、やはり少し透明性があると申しますか、ものが見えるような計画といいますか、そういったものをお示しいただければ非常にありがたい、このように思うんです。そのために、あなた本当、私はパイプ役としてあなたのことを物すごく買っているんですから、ぜひともよろしくお願いしたいと。

私、先ほど冒頭申し上げましたように市長も被害者なんですよ。本当に僕かわいそうなぐらいだ、これは後で、また川上議員やるようだけれども、これ逆に本当に冗談じゃないよと、おれ県に行って文句言いたいぐらいなんですよ。本当に、これちょっと小林副市長、もうちょっとご答弁いただきたい。

議長（今川英明君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

副市長（小林弘文君） 具体的に協議会で何をやるのかということになるかと思えます。ご指摘のとおり今、ワープ江戸の周辺は調整区域ということになってございますので、現在の状況のまま、例えば企業誘致をやっても効果的ではないというのは明らかでございます。したがって、今年度、協議会におきましては、土地利用規制等の現状把握とか、それから、開発手法の検討、多分これは地区計画にならざるを得ませんけれども、その開

発手法の検討、それから、できれば、ある程度いけばパンフレット等をつくり、具体的に各企業を回って企業誘致を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（今川英明君） 山崎貞美君。

14番（山崎貞美君） 少し見えてきたような答弁でしたね。それ以上どうのこうのと言っても、なかなか、まだ立ち上げたばかりですので、なかなか思うようなお答えが出てこないというのは思っておりました。

二つ目として、ワープステーション江戸は県の開発公社によって営業していくということでございます。建物等の、まず私一番心配するのは、メンテナンスはどうかおつもりなのかお伺いしたい。メンテナンス次第では万が一、今、NHKが使用しておるわけですけれども、あまり傷んじゃうと今度は、メンテナンスがなされなければ再契約もできない、あるいは、さらに充実させていかなければならないだろう。立ち上がっている以上は、やはり存続していかなければならない、あるいは、ここにエキストラと称される方たちが協力をなさり、また、それなりの楽しみ方と申しますか、なさっているわけでございますから、せっかくつくっているわけでございますので、やはりこれは存続していかなければならないのかな、あるいはどうするのかな、このような疑問が聞こえてきますし、また、私も思います。

答弁次第では、あしたまた同僚の岡田議員さんの方から、この近辺の道路について質問があるようでございますので、その辺のところのメンテナンスはどこがやるのか、だれが責任持っていくのか。今、ただ開発公社が借りている、借りたら今度は返せばいいんだ、それで全く終わっちゃうんだということになると、またつくばみらい市の方に負担がかかってくるのではないのかなと、これは私の取り越し苦労かもしれませんが、その辺のところをお聞かせ願えればありがたいんですが、よろしくお願いします。

議長（今川英明君） 山崎議員、これが最後の質問ですけれども……。

14番（山崎貞美君） じゃあついでに、市長の方からも何かご答弁いただけるようであれば、最後で結構でございますので、ご答弁願います。

議長（今川英明君） 答弁者は、最初は……。

14番（山崎貞美君） だから、できる方は3人でも、5人でも、10人でも構わないですよ。どんどん答弁してください。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） メンテナンスの関係というご質問でございますが、これは開発公社があそこを買い取ったわけです。

ですから、開発公社が全部やると、こういうことで、聞くところによると、今年と来年は年決めでNHKと契約してあると、そこへ今度、一般の映画会社とかテレビとか入れると、こういうことで今運営しているようでございます。

以上でございます。

14番（山崎貞美君） 今、市長の答弁の中で開発公社が買い取ったということで、じゃあ開発公社の方に責任があるわけですので、本市としては負担がなくて済むということだと思います。それから、今、一般の映画会社と申しますか、そういったところも利用していくんだということを聞きましたので、これについては、立ち上げている以上は、やはりそれなりの一つのつくばみらい市の名所というか、そういった形の中でつくばみらい市

の案内の中にも載っているようなわけでございますので、充実させていかなければならないのかな、つくった以上はね。こういうふうに思っております。

支離滅裂な質問になったかもしれませんが、最後に、小林副市長、本当によろしく頼みますわ。お願いします。

これで質問を終わります。

議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

午後は1時から再開をします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 0 分開議

議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議場内の冷房がちょっと十分ではありませんので、暑い方は上着を脱いでも結構ですので、よろしくをお願いします。

それから、一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、皆さんご存じのとおり、質問及び答弁の時間を含めて1人1時間となっております。さらに、3回までの質問でありますので、遵守なされるようよろしくお願いいたします。

それでは、6番倉持悦典君。

〔6番 倉持悦典君 登壇〕

6番（倉持悦典君） 6番の倉持です。今回3問の質問を通告させていただきましたが、3問とも今回が初めての質問ではありませんが、角度を変えて改めて市長のお考えをお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

第1の質問は、福岡堰土地改良区の施設利用料、いわゆる雑排水放流に対する一般家庭の料金賦課に関する問題点に対する質問ですが、この問題は、平成19年3月に一遍の通知によって打ち切れようとした一般市民に対しての排水放流料の補助金を継続してほしいとの請願が、2,600人の署名を添えて15人の紹介議員が名を連ねて平成19年9月議会に提出され、傍聴席から半分近くもあふれた80人を超える傍聴者のもとで議論を重ねて採択されたものですが、その後、12月議会に検討委員会の設置が提案され、承認されました。その後、公募によらない委員会を組織し、特に議員からは、さきの請願の採択に賛同していただけなかった議員だけが委員となり、廃止を訴えている執行部側の説明だけで検討され、当然、20年から廃止との検討結果が出て、昨年同様に改良区には通知のみが出されて廃止が決まりました。議会の熱い真剣な議論の結果が、このような形で覆ることに驚きを禁じ得ません。民主主義の根本にかかわる問題だと思えます。

それはさておき、この件に関して、さきの議会で海老原議員から一般質問がされましたが、そのときの市長の答弁に対してお聞きしたい部分がありますので、まずそれからお伺いいたします。

答弁の中で市長は、「びっくりしたことに、私、金がない金がないというお話だったから、それじゃあ町で出そうということになったんですが、ご案内のとおり私が就任してみたら、大きな基金は持っているし、何も賦課金だけで十分やっつけられるわけなんですよ」と話されていますが、市長は運営に長く携わっておられた方なのに、理事長になって初めて改良区の財政事情がわかったものとの言葉は理解できません。改良区の財政は、その当

時も現在もあまり改善されておらず、その実情は、組合員から施設の不具合箇所の改修に対する要望が約400カ所もありながら、財政困難の理由で年に100カ所前後くらいしか改善されず、毎年出されている要望書の箇所が多く増えていくような状況にあります。これは、市長が理事長であったときも何ら変化はないはずですが、そのような事情を熟知されているはずの市長がこのような答弁をされたことに驚いているのですが、市長は、福岡堰土地改良区は管理下にある施設を利用した農業者である組合員の賦課金だけで十分賄ってけるもの、または、いくべきものと本当にお考えなのかお聞きします。

それから、旧谷和原の皆さんはそれぞれが払っているわけですからと答弁され、伊奈地区と谷和原地区の不公平を解消するためとの説明もされていますが、実際には谷和原地区でこの賦課金を払っている方は17戸でしかありません。さきの答弁で83戸とのことですが、実際は17戸が正確な数字です。伊奈地区で補助金打ち切りの通知を出したのが532戸だそうですが、一国二制度の変則な制度を改めるといならば532戸に17戸の方を合わせるのが普通の考えではないでしょうか。もし何らかの理由があって17戸に532戸を合わせるならば、それなりの説明がされ、検討、議論されるべきでしょう。なぜ、検討委員会でそのような説明もせずに、ただ谷和原地区の人は払っているのに伊奈地区の人だけ助成するのは不公平との理由で、谷和原地区の制度に伊奈地区の制度を合わせたのでしょうか。反対の合わせ方は、なぜ検討されなかったのでしょうか。これは6月に海老原議員もお聞きしているのですが、答弁がありませんでしたので改めてお伺いいたします。

それから、市長は「通知を出したというのは、今の理事長が、これはおら方で徴収しなければならぬ金だから徴収するから、そのかわり今まで補助金で出していた負担金、いわゆる福岡堰へ納めないで町から出していた人たちには通知を出してくれよと、こういう条件なんです。こういうことで市の方から通知を出した」と話されています。また、住民に対しての説明責任を聞かれたときも、「放流していた人たちに一々今度やめますからという協議をするのは、私の方ではなくて、むしろ土地改良区だと思います。町からもらっていたんだけど、今度は個人から徴収するからと。それを土地改良区は、市でひとつ通知を出してくださいよということになったんじゃないかなと思うんですが、今の理事長さんの要望で通知を出したということでございます」と言い切っています。

これはとても不思議なことで、あのように2,600人という大勢の人の力を借り15人もの議員に賛同いただいて助成を継続してくださいと請願した責任者が、採択された後に、自分の方で徴収しなければならない金だということは信じられないので、現理事長に、市長とこのような話をされたか、また、そのように誤解されるような話をしなかったかと何度もお会いしてお聞きしました。おとといも改めて聞きに行きましたが、理事長からは、市長とはそんな話もしていないし、話をする機会もなかったとのお答えでした。市長の答弁は何であったのかご説明願いたいと思います。

まず、前回の答弁に対して以上の3点をお聞きいたしますので、よろしくお願いたします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

まず、最初の海老原議員に対する答弁の問題でございますが、全くそのとおりでございます。私はそのまんま答弁したわけでございます。何ら問題ないと思います。

それから二つ目に、最後の理事長との話し合いの方を先に申し上げますが、これは私と理事長の話し合いでなくて、市の職員も立ち会いというか、わきにいたものですから、これは大丈夫です。間違いございません。例の補助金については出せないよというのは、これは私の方でも、実は合併検討委員会の中で選んでいただいて、11人の検討委員会をつくりました。その中で協議していただいた結果、いわゆるやめるべきだという答申をいただいておりますので、これはやめたいんだということ申し上げたら、うちの方で徴収することになっているんだから徴収はうちの方でします。そのかわり出せなくなったという通知は出してくださいよと、こういうお話なんです。これは間違いありません、職員もおりましたから。そういうことなんです。

それから三つ目は、これは倉持議員、谷和原側に合わせるべきということじゃなくて、今申し上げましたように、検討委員会の中で中止すべきという答申をいただいておりますので、そういう方向で中止をしたと、こういうことでございます。

以上です。

議長（今川英明君） 倉持悦典君。

6番（倉持悦典君） 市長のご答弁をいただきました。

まず、1番目の福岡堰土地改良区の財政問題に関しては問題なしということで、ただ私がお聞きしている組合員の賦課金だけでやっていくべきだ、またやれるはずだということに対しては、ちょっとこれはお答えいただけなかったと思うんですが、それはそれにして、17戸の問題に関しても、これのみの原因ではないんですけれども、市長は再三、一国二制度という、合併したんだから一つの国には一つの制度であるべきだということも主張してまいりましたので、これが全部とは言いませんけれども、そういう要因もこの結果になったことだと思うので、その辺も答弁していただきたかったのですが。

それから、3番目の理事長とのお話、何度理事長にお聞きしても今の市長の話とは全く違う返事が返ってきます。ただ、ここでこれを論争するつもりはありませんので、答弁をいただいたということでこの件に関しては終わり、先に進めさせていただきます。

本来の質問に入ります。

市長からは大変な課題を与えられて、今、福岡堰土地改良区では戸惑っているのが現状です。17年もの長い年月、市が肩がわりして払ってくれていた使用料が1通のお知らせだけで廃止され、市民は新しい負担を強いられると受けとめることでしょう。市から通知を出してくれたので後は市民に納付書を送れば済むという問題とはとても思えないのです。むしろそのまま実行したら大混乱が起きるのではないかと考えられます。

なぜならば、ここつくばみらい市の家庭の排水処理に関しては、公共下水道に加入している方、コミプラ、農集排に加入している方、合併浄化槽で三次処理して土地改良区に使用開始届を提出している方、改良区に使用申請はしているが使用開始届を出していない方、全く無届けで、いわゆる不法に放流している方、宅地内処理、いわゆる伊奈方式といわれている蒸発発散槽を今でも使用している方等、さまざまな形態の家庭が混在しているのが実情であります。福岡堰土地改良区の管内の約8,600戸の中で、改良区の施設利用に関して無関係でいられるのは下水道加入者と宅内処理をしている人だけで、その他の推定5,000戸以上の家庭は、直接か間接かはありますが、農業用排水路に排水しているのが実態であります。

このようにさまざまな形態の家庭が混在している中で、ほんの一部の正規の手続をして

いる、数にして300戸なんですが、300戸の善良な市民だけが新しく年額1万2,000円もの賦課をされる一方、無届けで放流している市民は何ら負担なしでは、住民の間に不公平感から行政に不信感を招き大混乱が起きると思います。このような問題を何ら説明も調整もせず、市長が言うように、これは改良区と市民の問題であって、市は一切関係なしで果たして済ませられるものか市長のお考えをお聞きいたします。また、谷和原地区については、現在の17戸だけが今後も賦課され続けていくことについてどのようにお考えか、この2点、再度お伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

俗に生で放流ですか、そのままストレートで放流している。これはやっぱり行政としても指導はしていきますが、もちろん土地改良区の施設でございますから、土地改良区が。私は、福岡堰でお世話になっているときも職員の皆さんに申し上げたんですが、金取ることばかりじゃなくて、そういう無許可放流のやつについてもよく調査して指導しなさいと、こういうことでやってきたんですが、この問題については、やっぱり土地改良区でよく把握していただいてやるのがいいと思います。行政ももちろん指導はしてまいります。

谷和原地区17戸、17戸と言っていますが、これもやはりどれだけ申請してあるんだかどうか、それは土地改良区へ申請した人のだけ賦課しているわけでしょう、と思いますよ。そうじゃなくて、やっぱりそれも実態調査をして、放流してあれば賦課する。あるいは福岡堰の規則で1世帯当たり1万2,000円を徴収するというようになっておるわけですから、その責任は福岡堰土地改良区にも十分あると、こう思っております。

以上です。

議長（今川英明君） 倉持悦典君。

6番（倉持悦典君） ご答弁をいただきまして、福岡堰が実態を調査し賦課するということだと思っておりますが、この福岡堰の事務系統の微力さ、かつての理事長であった市長よくご存じと思っておりますが、果たしてこれだけのもの、福岡堰だけにやらせようとしてできるかどうか、行政の協力がなくて。もちろん先ほど協力してくれると言いましたが、むしろ行政が主になって進めてもらわないと大変難しいかなと思います。

それから、17戸のことで今市長から返答ありましたが、私も、この前、部長から数字を示されました。83戸というのは、使用許可願が出た数字だったと説明を受けました。83戸のうち使用開始届を出しているのが17戸、それで、福岡堰は17戸だけに賦課していると、そういう結果だそうですが、この件に関しても、私も、83戸の申請が出ている、それが、既にお住まいになっている家が半年も1年もたって使用開始していないはずがないだろうと、福岡堰がそういうことに対してちょっと鈍感ではないかとクレームをつけた経緯もありますが、実際、福岡堰の職員、1戸1戸訪問して、それを確かめる権限もないとか、そういうふうな考えもあるんでしょうが、なかなかできない事情であります。そういうことも関連して、もっと市長に積極的なご答弁をいただきたかったのですが、いたし方ありません。

私は、この問題に対して市長が言っている、今の答弁をお聞きして特に思いましたが、本来、土地改良区が維持管理するのを市が助成してやっているとの考え方を改めていただいて、地方自治法第2条第2項に定めているように、法定外公共物の機能管理は地方公共

団体、いわゆる市町村の固有事務として行うのが義務と定められているのをよく理解していただいて、里道、末端の流水路は、本来、市が維持管理するのが義務であるということをお早く理解していただきたいのです。

最近、福岡堰の補助金、負担金について協定書が結ばれましたが、その中で、負担率等は毎年協議するということがうたわれています。補助率を毎年協議するということは、紛糾の種をまた残すもとなるものと憂いております。昨年9月議会における請願の結果、議会の勧めもあって、行政と福岡堰がよく話し合えという勧めに従って、12月4日やっとの思いで市長との協議の席が開かれました。市長はその席で、かねてから私がお願いしていた岡堰方式という全維持管理費を一定の割合を定めて市が負担するという方法を取り入れてくれる方向で検討するようにと、当時の青木都市建設、鈴木産業振興、両部長に指示していただきましたが、実際は、その直後に検討委員会がつくられ、今、市長の答弁の中にあつた検討委員会です。がつくられ、助成金廃止が決定されました。一般市民に不公平な新しい負担を強いることなく、約束どおり岡堰方式を取り入れて、施設の安全管理費を割合を決めて負担していただくようお願いしたいと思うんですが、再度ご再考を願ってご答弁をお願いしたいと思います。

私は、それが市民の間に混乱を招かない唯一の方法だと考えております。市長は、これらの事情を勘案して、もう一度お願いいたします。その方向で検討していただけるかどうかお答え願いたいと思います。そして、それがどうしてもできずに一般市民に負担をお願いするのであれば、先ほど言ったような方法ではなくて、先ほどお答えしていたようではなくて、行政側が不公平を是正し市民に納得してもらふ賦課方法を新しく確立して、それを受け入れてもらえるまでの説明責任を果たすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。あわせてご答弁をお願いいたします。

議長（今川英明君） 倉持議員、これが最後ですから、それだけでいいですか。

6番（倉持悦典君） はい。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 議員からのこの補助金廃止の問題、一遍の通知とおっしゃっておりますが、広報でもお知らせしておりますので、全世帯お知らせしておりますからご理解をいただきたいと思っております。

それから、岡堰方式ということでございますが、例のいわゆる旧伊奈当時600万円出しておりました、各家庭の流末を福岡堰の施設を使うということで、いわゆる1戸当たり、先ほど申し上げました1万2,000円に対する補助金でありまして、廃止したのは。それ以外のやつは全然廃止しておりませんし、その都度協議をしながら負担をしているし、また、事業、工事等は、そういう問題についても、それなりの負担はしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

今度検討せいと、こういうことでございますが、岡堰の土地改良区の中身をよく精査させていただきます。以上で、それで考えさせていただくと、こういうことです。

6番（倉持悦典君） もう一つ、後の方の。二つ聞いたよね。

議長（今川英明君） もう1点、市長、答弁。

再確認、倉持議員、じゃあ発言を許しますから。

6番（倉持悦典君） 岡堰方式を取り入れてもらえるかということは、今、精査してく

れるということで期待を持ちたいと思うんですが、どうしてもそれがならなかった場合に、もっと積極的に行政が主となって市民を説得してもらおうという立場で行動していただきたいということに関してのお答えが、まだいただいていないと思うんですが。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君、もう一回、答弁お願いします。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ただいま申し上げましたように岡堰方式をよく検討させていただいて、それで今後研究していくと、こういうことです。ですから、私、まだ岡堰の制度を把握しておりませんのでわかりませんが、まるっきり同じだとすると、ここの土地改良区に市として補助金出しておりますね、事業とか。そういう関係も出てくると思いますよ。だから、カットされる部分もあると思います、岡堰方式でやっていきますと。それはご理解をいただきたいと。

以上です。

議長（今川英明君） その後については検討……。

6番（倉持悦典君） そのことについては、さっきの一番最初の答弁で理解できたんですけども、もしそれがならなかった場合には、市民の啓蒙、理解を市が主とすべきか、あと、不公平に1万2,000円を少数の人から取るのではない方法も考えられると思うんで、そういう新しい負担をいただく方法などを市の方でも計画して、そういう意思が市長にあるかどうかという部分に対してのお答えをいただきたいとお願いしたんですが。

議長（今川英明君） じゃあ市長、その辺を明確に答弁お願いします。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 先ほどご答弁申し上げましたように検討していかないと、私も中身わかりませんから、中身をよく精査して、どうすべきか考えていきます。こういうことでございます。

議長（今川英明君） 倉持悦典君。

6番（倉持悦典君） よくわかりました。

市長の全く言うとおりだと思います。全維持費の何%、取手の場合は40%、前にも申しましたけれども、1,470万円を取手市から岡堰に支払われているそうです。岡堰は、ちなみに福岡堰の地区面積が3分の2でございます。そういう割合、それと、取手市と本市の財政事情は違うので同じ割合でというわけにはいかないとは思いますが、という言葉も添えて市長に前々から提案していただきましたので、その辺をよく精査してもらって、もちろんカットされるというか、補助率が低くなる部分もあると思います。それは当然のことでありまして、ただ毎年決まった額が補償されれば土地改良区の方の運営の方もスムーズにいくのではないかと、また、一般の市民に負担をかけることなく一番いい方法ではないかと提案しているわけなので、どうかよろしく前向きにご精査お願いしたいと思います。

それでは、2問目に入ります。

その前に、この問題について、先日8月11日なんですが、さいたま市にある農水省関東農政局土地改良管理課団体指導資金係長とお話する機会がありました。その席で、この問題についてお聞きしたんですが、土地改良区が一般市民、いわゆる組合員以外にそのような理由で賦課を課するのは法的にどうなのかとお聞きしたんですが、違法ではないと思うが強制的に納付させるのは法的に無理ではないかというようなお話だったんですが、これは、かなり各地で問題になっていることなので、帰って詳しく調査して8月中にご報告し

ますと言ってお別れしました。8月18日に回答をいただきました。それによると、員外賦課は可能で、強制徴収の対象ともなって、滞納処分も、もちろんできるというお答えをいただいております。その辺もちょっと頭に入れておいてください。お願いいたします。

また、この問題には、明日、川上議員からも、違う立場でとは思いますが、質問が出されていますので、関心を持って聞かせていただきたいと思います。

では、2問目の道路横断暗渠排水路の改修計画についてお尋ねします。

この道路横断暗渠排水路とは、昭和40年代の初めに施工された区画整理事業、すなわち耕地整理で整備された施設で、農家から余剰地を提供してもらって整備された農道と排水路の交差している部分の排水路です。コルゲート管と呼ばれる薄い鉄板のパイプでつくられ、農道の下に埋められている暗渠部分をいいます。埋設されてから40年以上も経過している老朽化の進んだ構造物です。今までにも、長年にわたって旧伊奈町と旧谷和原村から、それぞれ90%の負担金をいただいて改修してきましたが、いまだに167カ所が未改修のまま残っています。

ご存じのように、我が市の農道は一部の例外を除き一般の交通に寄与しております。老朽が原因で、道路が陥没する、交通の車両の転覆等の危険に直面します。自動車等は路外に転落しても、転覆等の危険があっても、人命にかかわる最悪の事態は避けられるかもしれませんが、トラクター等、農作業車が事故に遭えば、転覆による圧死というような重大な事故の危険があります。今年5月にも私の集落の農道で、これが原因で陥没が発生しましたが、幸い発見通報が早く、事故に至らず応急修理ができましたが、未改修の横断暗渠は、鉄板部分が腐食することによって欠損した落とし穴のような状態になっていまして、路面からでは危険箇所と判断できません。このような危険場所が市内の至るところに存在するのが現状であります。

その横断暗渠排水路の改修は行政のご協力を得て平成5年ごろから始まり、直近では15年に14カ所、16年14カ所、17年16カ所、18年10カ所と毎年10数カ所のペースで改修されてきました。それが、昨年19年度は、いきなり4カ所に減ってしまいました。負担率は5%のカットですが、金額は18年度に比べると821万円から480万円と大幅なカットです。このペースでは、先ほど申し上げた未改修箇所167カ所が、すべて改修されるのは40年先になってしまいます。既に耐用年数を過ぎているこの構造物が、それまで陥没しないでいられるはずはありません。年10カ所のペースでも、17年後でなければ改修済みにはなりません。まさに時間との競争になっている緊急の課題だと思われませんが、市長は、この恐ろしい現実に、どのような計画でこれから対処しようとお考えなのかお答え願います。よろしくご願いたします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） いわゆる道路横断の暗渠排水路、コルゲート管の問題ですね。これ確かに年数が経過しておりますので、ただ数が多いものですから、1カ所100万からかかるもので、大変な費用がかかるわけです。ですから、短期間に改修するというわけにはいきませんので、土地改良事業の中でやれるところは除いて、それ以外のところを、いわゆる危険度の順位をつけて、そして計画的に改修していただきたいと思います、ということで部長にお願いしているわけなんです、細かい点については部長の方から答弁させます。

以上です。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

道路横断暗渠排水路の改修についてでございますが、つくばみらい市の市道を横断する横断暗渠、これが老朽化で改修が必要な箇所は、私どもが以前に伺ったときは、まだ200カ所あるということをお聞きしましたが、先ほど議員が言うのには167カ所ということで直近の数字だと思いますが、これを改修していくわけなんです、今、市長の方から答弁もありましたように、排水路の管理者であります福岡堰土地改良区が事業主体でございますので、改良区の方へ市としては応分の負担をして今後も協力していくということでございます。

本年の7月には、土地改良区と土地改良事業の補助金及び負担金に関する協定、これを結びまして、緊急性の要する箇所から年次計画を立てまして順次改修することで合意をしております。また、土地改良総合整備事業など補助事業で取り組めるところは、これらを積極的に活用しまして対応していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、土地改良区と十分協議を行いながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（今川英明君） 倉持悦典君。

6番（倉持悦典君） 市長と都市建設部長からご答弁をいただきました。

ただ、答弁の内容よくわかるんですね。今までそのようにやってきましたし、これからも同じように、改良区と協議を進めながら危険箇所の優先順位を決めてというお答えだったんですが、先ほど申しましたように167カ所、今のペースではとても間に合わない、ただ、市の財政もありますし、福岡堰の方のお金も限りがあります。ただ、事故は待ってもらえないと思います。その辺を本当に真摯に考えながらやらないと大変なことが起きると思います。

それから、部長のさっきの答弁の中で、部長の認識も200カ所と考えていたと、私も230カ所と、きのう、おとといまでは聞いていたんですよ。直近の本当の正確な数字はと言いましたら、この167カ所という、これが一番新しい数字だと。230カ所からすれば大分減っているんで、ちょっとほっとはしているんですが、この数字が正しい数字だと確認してきました。

先ほども申し上げましたが、今議会で審議される19年度の決算書では、この道路復旧等管理者負担金という名目なんです、448万円、19年度は4カ所の改修しかできませんでした。今年度は当初予算では計上されませんでした、今議会で、先ほど市長の議案説明の中にも出てきましたが、横断暗渠改修負担金という名目で同じ目的の予算が720万円の補正で提案されています。昨年度と比べると大幅な増額をしていただき感謝するところではありますが、18年度と比べると、まだ100万円も下回って、7カ所の改修がやっとと思われる。市長には再度この危険性を十分にご理解いただいて、市民の生命にかかわることでもありますので、緊急に調査し計画を立て、事故発生に先んずる速やかな対処をお願いしたいと思います。そして、改修が間に合わず、もし仮に不幸にして事故が起きてしまったら、そのときは、この事故の責任はだれに帰すると市長はお考えか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答えします。

市道の管理によって起きた事故については、責任は当然市の方へまいります。

議長（今川英明君） 倉持悦典君。

6番（倉持悦典君） お答えをいただいて当然だと思うんですが、ただ本当に、この落とし穴、最終的には通行不能というか、交通を遮断しなくてはならないような状況にも、何年か先にはなってしまうような、そういう緊急なことだと思いますので、市長、その今の今の決意をまた新たにしてお互いして対処をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3問目に入ります。

3問目の質問ですが、この件に関しては、旧伊奈町時代から商工会の皆さんと勉強会を重ねて、その都度質問もしてきましたが、ここに来て商工会の活動としてはこれが限界で、後は議会に任せるということになり、今年度になって経済常任委員会が担当し研究してまいりました。その結果、都市計画課長の特段のお骨折りで、県の建築指導課から指導をいただくことができました。3月定例会での岡田議員からの一般質問の後、経済常任委員有志でも何度か県にも出向き、ご指導いただきました。

そして、去る7月9日には、県の建築指導課内藤課長以下7人の県職員が現地視察を実施してくださり、ご指導いただきました。本市からは、経済常任委員の皆さんと関係部課長と職員の方が7名、お忙しい中、参加していただきました。

今までも論点であった農振区域の取り扱いについて意見の交換をして、改めてハードルは高いなと感じましたが、新しい活路と申しますか、期待の持てることもあることがわかりました。それは、区域指定する集落の形態のうち8 - 4区域の区域かえ設定に関して、私たちも、担当課でも、道路または水路で区切り、道路にあっては原則5.5メートル、最低でも4メートルの道路に接していることが必要と理解していましたが、昔の9尺道路、幅員2.7メートルしかない道路や、急ながけ等、事実上土地を区切るような要件があれば区域かえに設定できるとの指導が内藤課長からありました。それらを最大限生かせれば、宅地率が30%以上となって8 - 4区域に指定できる地域が相当あります。台地の集落では、かなりの面積が指定区域内に取り込めるとの感触を得ました。

県職員の皆さんが帰られた後、関係課長を交えて意見の交換をしましたが、やはり立場上、農地を守っていかなければとか、既に時間と費用をかけて最終的ともいえる案ができているのでとの意見が出て、委員と職員の意思統一には至っておりませんが、私見ですが、農地を守る目的は、すなわち、その地域に住む人、農家を守ることだと思います。30年に一度というこの機会を逃して、集落のコミュニティーが維持できなくなるようなことがあれば、これは本末転倒としか言えません。仮に農地を守り残したとしても、それを耕す人的存在や集落が崩壊するならば何の意味もありません。市長は、時間的な制約もお考えかと思ひますが、特に伊奈地区の異常に低い市街化区域率や、先ほども述べた条件を考慮していただき、既に作成されている伊奈地区の指定対象集落位置図（案）を、もう一度見直して下さるお考えがあるかどうかお伺ひいたします。

また、合併直後に私がこの件でお尋ねしたときに、市長からは、旧谷和原村もあまりにも未利用地が少なく指定してしまったので、可能であれば一緒に見直して欲しいとのお答えをいただいているのですが、今でもそのようなお考えはお変わりございませんか改めて

お聞きしたいと思います。よろしくご答弁お願いいたします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 区域指定についてのご質問でございますが、区域指定のこれまでの動き方は、今、議員がおっしゃったとおりでございますが、今後の予定としては、一つ目は、農振農用地と既存集落の間にある農地は、優良農地であるかないか県農政企画課に再度確認をすること、二つ目は、急傾斜地崩壊危険箇所、これが指定区域となるか、これは県の河川課に確認する必要があると思います。三つ目は、城中の宅地率を満たさないエリアの区域取りについて、県建築指導課と再度確認することの作業を行う必要があると思います。これらの確認作業を終えた後には、県に指定の申請、これを行いたいと考えております。

また、区域指定の基準で、何度か再確認になっている農振農用地の区域指定でございますが、茨城県の建築指導課は、区域指定できない除外区域である、農政企画課は区域指定を原因として農振農用地の除外は認められないと、こういう見解をしておりますので、このエリアには含められない区域であります。こういうことでございます。

具体的には部長の方から答弁させます。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） 今、市長の方から答弁があったとおりでございます。私どもの方としましては、できる限り都市計画法あるいは県の条例、これに基づきまして区域に含められるところは含めていきたいと、地権者の理解を得ながら区域指定をしていきたいと、基本的にはそう考えております。

それから、区画取りの道路の件ですね。これにつきましては、詳しく都市計画課長の方から説明させます。

議長（今川英明君） 倉持悦典君。

6番（倉持悦典君） 課長の答弁いただけるということなんですけれども、基本的に、課長と私たちは一緒の席で勉強しております。今、部長がおっしゃった区域かえの認定ですね。今までできないと思っていたところが採用されるということで、それは道路の幅員がもっと狭いところ、それから、急ながけで宅地との境界として事実上境界になっている、そういうようなところということで、それを含めると今までの計画よりももっと選択肢が広がるのではないかと、それを市長としてどういうふうにお考えなのかとお聞きしたのですが、市長の答弁の中で、積極的にできることがあれば取り入れるというお答えをいただいたので、それで結構です。市長が指示してもらえれば、課長はそのとおりにお仕事してもらえenと思いますので、市長が、そういう積極的な取り組み、新しくわかった事実をよく反映してくれるというようなことであれば、それで結構です。

8月の下旬、各家庭に立派な装丁の「笑顔かがやく未来予想図」というタイトルがついた市勢要覧が届きました。巻頭に市長の発刊に寄せてのあいさつがあり、その最後には、一人でも多くの皆さんにごらんいただき、躍進を続けるつくばみらい市のすばらしさを知り、理解する一助になれば幸いですと結ばれています。ページをめくると、そこにはきれいな写真が並び、24ページから始まる「笑顔かがやく明日を描く」との記事は、あらゆる面で未来に向け、図ります、目指します、努めます、進めると、私たちにバラ色の未来

を約束してくれています。すばらしい記事を読み進めましたが、最後の4ページで現実に戻されました。

そこは統計資料欄で種々のデータが載っています。

平成2年から17年までの16年間の農家数の推移は、旧伊奈町では1,483戸から1,239戸と244戸の減、旧谷和原村では1,210戸から984戸と226戸の減で、つくばみらい市としては470戸、17.5%の農家の減少でした。ただ専業農家を見ると145戸から167戸とわずかではありますが増えており、ほっとしております。

そして、工業の推移は、平成8年から17年までの10年間のデータが載っていますが、旧伊奈町の製造事業所は71事業所から47と44%の減少です。従業員数は1,851人から1,095人で41%と半分近く減少しています。また、製品出荷額は何と386億6,485万円から159億1,282万円と実に59%、半分以下に減っております。旧谷和原村では61事業所から53事業所と13.2%の減少、従業員数は2,600人から2,253人と13.4%の減少ですが、製品出荷額は1,462億4,019万円から1,587億6,694万円と8.5%の増加をしております。製品出荷額は、旧谷和原村は旧伊奈町に比べて実に10倍となっております。

また、商業の欄では、平成3年から平成16年までと古いデータですが、旧伊奈町の商店数は13年間で201店舗から149店舗と26%の減となりました。従業員数は797人から820人と2.8%の微増で、年間売り上げは146億4,153万円から141億5,838万円です。3.3%の減少ですが、旧谷和原村では店舗数は150店から157店と微増しており、従業員数は673人から1,202人と倍増しております。商品売上高は186億9,124万円から423億5,774万円と実に2.25倍の伸びです。

この表とグラフで見る限り、つくばみらい市の産業は、旧谷和原村の商業の従業員と商品売り上げが倍増しているのを除くと、ほとんど減少しているのが現実です。特に旧伊奈町の工業の衰退と小規模な商店の減少は、目を疑うような数字であります。農業者や商工業者の悲鳴が聞こえるようです。平成17年までの古いデータなので、最新の数字を示せばもっと落ち込んでいるはずですよ。

一般市民がこの市勢要覧を熟読して、果たして市長がおっしゃるように本市の未来に希望を持ってくれるでしょうか。過去10数年間にこのように右肩下がりで推移し、しかも改善の兆しも見られない実態を見て「笑顔かがやく未来予想図」の文字を虚しく見ているのではないかと心配するものです。近隣の自治体との格差はどうなっているのでしょうか。ここに至っては旧伊奈町時代から何も改善されずに推移してきたこの現状を劇的に改善してくれと願っても無理でしょうが、このような状況に少しでも歯どめをかけ、市長が掲げる活力に満ちた潤いと安らぎのまちを実現するためにも、指定区域内に農業地を含めるなど、もっと積極的に取り組んでいただいて、近い将来、有効活用できるようなよい形で指定をしていただきたいと思います。願うばかりであります。それが、市長が一番嫌っている農業地を虫食い開発から守る唯一の手段だと思います。

最後に、聞き忘れるところでしたが、市長は、この区域指定の申請をいつまでに県に提出するおつもりなのか、先ほどちょっと触れましたが、時期的にはちょっと明確にはお答えになっていただけませんでしたので、時期をお答えいただければ幸いです。

議長（今川英明君） それでは、都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） では、お答えいたします。

先ほど申し上げましたもろもろの確認作業がございますので、これが12月ごろまでかかるかと思えます。そういうことからしますと、県の方に申し出るのが来年になるかと思えます。

以上でございます。

議長（今川英明君） よろしいですか。

倉持悦典君。

6番（倉持悦典君） あと、新たな質問ではないのですが、先ほど一番最初に、もう一度指定の方法の見直しということと、もう一つ、合併当時に私がお聞きしたときの旧谷和原村も含めて見直してもらえというお答えをいただいているのですが、その点について、今現在は市長どのようにお考えかというお答え、まだちょっといただけていませんでしたので、その件に関して。

議長（今川英明君） 3回目で最後になりますが、いいですか。

6番（倉持悦典君） これ前に、一番最初にお願ひしたことなんで。

議長（今川英明君） もっと答弁求めることがあれば、もっと。

6番（倉持悦典君） それは、お聞きすれば結構でございます。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 谷和原地区の区域指定はいつごろ見直すかと、こういうことでございますが、見直しの必要な区域があれば見直していかなければならないと思っておりますが、今のところ全然そういう要望が出てきておりませんので、そういう情報をこれから収集して、必要があれば一緒に進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（今川英明君） 倉持悦典君。

6番（倉持悦典君） 市長の今の答弁でよくわかりました。

あと、前向きにやってくれるということで、我々経済委員会も、これからまた新たに勉強し直していく勇気がわきましたので、それから、谷和原地区の議員さんも、もちろん入っていますので、谷和原地区の実情がどうなっているか、一般の市民がどうなっているのかも、もう少し私ともども精査して、またお願いすることあると思っておりますので、今後ともどうかよろしく申し上げます。

これで私の全質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

10分間、時計で10分から再開します。

午後1時58分休憩

午後2時11分開議

議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番中山栄一君。

〔5番 中山栄一君 登壇〕

5番（中山栄一君） それでは、質問をいたします。5番の中山栄一です。

午後の時間でちょっと皆さんお疲れのようですから、質問の方も回答が出ている質問もありますので、早目に質問の方も進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目は、市税のコンビ二での納付という問題ですけれども、これは先ほどの議案

の上程の中でも債務負担行為として補正予算の議案提出がありますので、こちらの方は順次その準備を進めているということをお伺いしましたので、具体的な内容と、今どの辺まで進められているか、また、来年の4月からになるかと思うんですけども、その辺の確認、それから、市税と申しまして、市民税であるとか、また、固定資産税、軽自動車税、そして、国民健康保険税、また、使用料で上下水道使用料等々もありますけれども、この辺がどこまでの範囲で納付が可能になるのか、その辺も含めて回答をお願いしたいと思うんです。

このコンビニでの市税の納付というのは、近隣市の中でも、今、具体的に計画を進めているところもあるし、この4月からスタートしたという市もありますし、大分この市税のコンビニ納付というのは具体的に進められております。もちろん地方分権といいますか、国の方から、中央集権から地方分権へという声がだんだんと高まってきている中で、やはり国の方では、地方分権の原点というのは、地方が市税を収納する、その収納能力にかかっているのではないかとと言われております。国は、どうせ地方ではそれだけきちんと自分たちのまちは自分たちで税を集めて自分たちで納めるんだとは言っても、それだけ市税また使用料も含めて収納する能力がないのではないかと、そういうところに地方分権だからといって、権限をある程度移譲するけれども税源は移譲することはできないと、こんなふうなおかしな解釈なんですけれども、官僚主導といいますか、霞ヶ関官僚の既得権を放さないといいますか、権限を放さない。そういうふうな考えのもとに、いわば地方を甘く見ているような、そういう流れの中で地方自治体においては、市税は、とにかく収納率を高めようということで、茨城県でも、租税債権管理機構での収納であるとか、徴収であるとか、また、収納対策室での収納、徴収であるとかということで、いろいろ努力をして、先日の新聞にも県民税の市町村ごとの徴収率のパーセンテージが出ておりましたけれども、つくばみらい市も95%ということで上位8番目だったかと思えますけれども、県民税の収納率が載っておりました。もちろん県民税にあわせて市民税も大変高い数字になっているんじゃないかと思えます。

そういうことではありますけれども、先ほどの監査の意見書にもありましたけれども、19年度の市税の収入未済額が、市税で2億7,000万円、国民健康保険税が4億5,700万円ということで、合わせて7億2,700万円の収入未済額という数字が発表されました。これはまだまだ、収納率が高いとは言っても収入未済額がこれだけ残っているということは、やはり市民の皆様方に納付していただきやすいような体制というのは早目につくる必要があると、そういう意味でも、コンビニでの納付を可能にするということは、これはいわば市の義務でもあるし、早急に進めなくてはならない課題ではないかと思えます。そのような中で具体的に計画を進めておられるということですから、その辺の内容をお聞かせいただきたいと思うんです。

この市税のコンビニ納付というのは、やはりバーコードの印刷であるとか、いろいろな、これからコストもかかると思うんです。ただそれも先行投資ということで、収納対策室でのコスト、また、租税債権管理機構への負担等々を考えますと、ここである程度の投資というものは、これはやむを得ないことだと思います。また、納めるに当たっての納付の手数料というのも市の方で負担をするようになるかと思えますので、いろいろな面でコストはかかるかと思えますけれども、そういうことを通して、ぜひ収納率というのを上げていただいて、地方分権しても、我々の市でもこれだけ集めるだけの力があるんだと、こうい

う能力があるんだと、ですから、地方分権をどんどん進めてもらいたいというようなことをぜひ発信していただきたいと、そういう意味もあるかと思えます。

また、現在の具体的な準備、また、来年の具体的なスタート時期、また、内容等についてお答えをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

総務部長（渡辺勝美君） コンビニ収納の業務でございますが、来年度から進めるべく今回も補正をお願いしているわけですが、収納科目は議員がおっしゃるように税金4税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、市県民税と、それに、水道と下水道使用料ということでございます。今コンビニの納付につきましては、茨城県、それから、県内12市で導入しているところです。県の自動車税におきましては、期限内の納税者のうち4人に1人がコンビニ納付だったというふうに聞いております。そういうように、いつでも昼夜を問わず納税できるコンビニ納付の需要は、これからやはり高まってきているというふうに思います。

そういうことで、今、準備段階といたしまして導入経費を今回お願いしているわけですが、特にコンビニの収納用システム等の導入も前から進めていかなければならないというようなことで、当然収納に当たっては収納代行業者というのめかかわりがございます。それらとの協議、いわゆる契約料、インストール料、そういうものが必要となってきます。そういうことで、今、提携のコンビニエンスストア、名前を言っても怒られちゃうかもしれませんが、いろいろなコンビニエンスストアが15社ほどあるそうでございます。それらのコンビニエンスストアと提携をしていくという考えです。そういうことで、収納率を向上させるためにも、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（今川英明君） 中山栄一君。

5番（中山栄一君） この質問について、あと1点、郵便局での振り込みというのめ可能になるんでしょうかね。今は銀行だけの振り込みだったような気がしますけれども、その辺をちょっと1点お願いします。

議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

総務部長（渡辺勝美君） 郵便局での納付につきましては専用の払込用紙でしたけれども、その専用払込用紙を使用しないで一般の納付書で納付できるような、そういう調整を進めているところでございます。

議長（今川英明君） 中山栄一君。

5番（中山栄一君） よろしく願いいたします。

次、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、指定管理者制度の本格的な導入に向けて現在の考え方をお聞きしたいわけですが、現在の経常収支比率、きょうの監査委員の審査意見書の中でも発表されておりましたけれども、やや昨年から今年と経常収支比率が改善されておりますけれども、相変わらず高い数字で推移をしております。100に近いような数字で推移をしております、また、臨時財政対策債とか減税補てん債とかという金額、それを除くと100を超えるような経常収支比率の割合であると、そういう中で、この経常収支比率につきましては、過去

にも、いろいろな議員の皆さんから一般質問の中で何度か取り上げられて、警笛が鳴らされているというような状況かと思えます。

この経常収支比率というのは、一般財源に対する経常経費の割合ですけれども、この経常経費の主なものというのは、やはり人件費、それから、扶助費、公債費、または、物件費、補助費あたりが一番大きい金額になるかと思うんです。扶助費とか公債費については、これから先も、どうしても増えてしまう傾向にありますから、この辺の金額、割合を減らすということは、非常にこれは困難なことであると。そうしますと、どうしても経常収支比率の改善というのは、やっぱり人件費、それから物件費、この物件費の中には、委託費であるとか、または、非正規職員の給料というの、この物件費の中に入るかと思えますけれども、あとは補助費、この辺をやはり減額させる、減らすような方向でこれから考えていかないと、経常収支比率の改善というのは、なかなか見られないんじゃないかと思うんです。

今まで私も一般質問の中で、人件費、職員の削減という問題は、非常に難しい問題ですけれども、いろいろな議員の皆さんからも出て、私も何度かこの辺の質問をしたことがあります。具体的にやはり職員を削減するということは、これはもちろん、現在の職員の方をやめていただくということはもちろんできませんので、退職者数と新規職員数の差で減らしていくという方法をもちろんとらざるを得ないと。そういう中で、ちょうど今、団塊の世代の職員の皆様方の退職時期を迎えて、そして、新規の採用数を抑制して、そして、職員数を減らすというような方向をとらざるを得ないと思うんです。

ところが、この件についても、今年もやはり6人の採用というようなことでスタートしたかと思えますけれども、結果的に8名の新しい職員の方の採用ということになっているかと思えます。来年も、もちろん、もう募集もしておるとい状況で、やはりこの辺、非常に市長も何度も大変これは厳しい問題なんだと、もちろん市民へのサービスが低下するというような行政機能が滞ってはいけなと、そういうことから職員数の削減というのは大変デリケートな問題で、よほど慎重にしなければいけないと言っても、もちろんそのとおりだと思えます。

しかし、この辺は、やはり長期の計画を立てて、一つの方法としては、やっぱり指定管理者制度の導入ということを含めて職員の削減に対して対応すると、これを具体的に進めていく時期に来ているんじゃないかと思うんです。どうしても、その方向であるとか、その辺の考え方が、まだまだ具体的に見えておりませんので、きょうはその辺の、いや指定管理者制度はやはり使うべきでないという考えがあるかもしれませんが、それを積極的に使うというようなお考えが市長にもあるか、これはちょっとわかりませんが、その辺も含めて具体的な答弁をきょうお願いしたいと思うんです。

やっぱり合併をして2年半ほど経過をしております。合併の大きな目的というのは、やはり合理化する、効率化を図ることによって職員数を減らすということが、一つの合併の大きな目的でもあったはずで。だから、そういう中で合理化、効率化を進める、自然減を待つのではなくて、やはり積極的にその辺の職員数の管理ということは、これから計画を立てていく必要があるんじゃないかと思うんです。

そういうふうな中で行政業務においても、やっぱり福祉の部門であるとか、教育の部門であるとか、または、窓口業務等々において、どうしても行政が直接携わっていかなければならないという事業、分野があることはもちろん確かですし、それが大変ほとんどがそ

うであることも確かです。しかし事業の中には、例として挙げてみますと、保育所の経営であるとか、幼稚園の経営、または、給食センターの管理、または、上水道、下水道の分野などは、計画的な導入によって指定管理者制度の導入ということも可能じゃないかと思うんです。そういうことは、やはり長期のプランを立てながら人員削減に応じて、そして、指定管理者制度に移していくと。

これは、もちろん指定管理者制度の目的というのは、民間の考え方を行政部門の中にも導入するという、そして、結果的にはサービスの向上を図る、そして、コスト削減も図るということが大きなもちろん目的になっているわけですけれども、やはり民間のノウハウ、なかなか利益を追求するという企業の考え方が行政部門にそのまま当てはまるかということ、大変難しい点もあるかと思えますけれども、そういうことを導入することによって、やはり民間の考え方だけでも行政の方にも少し取り入れる余地はあるんじゃないかと思うんです。そして、今、専門的な業者も大分いろいろ、特に給食センターの業務などは指定管理者に依頼をしているという自治体も大変多いと、そういう中で非常に実績を上げて、コスト削減、サービスの向上というのにつながっている例というのはたくさんあるかと思うんです。

そういうことも含めて、今後の経常収支比率等々から見た行政コスト、特に人件費、物件費等の削減、これも含めて指定管理者制度への移行、指定管理者制度の導入ということについて、現在の市長の具体的な考え方、また、具体的な、今、移行機関があれば、そういう具体的なこともお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いいいたします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答えを申し上げます。

指定管理者制度の導入と、こういうご質問でございますが、いわゆる歳出削減策の一つとして、やっぱり今、議員がおっしゃったとおり一番問題なのは人件費でございます。各事業への指定管理者制度の導入については、ご質問のとおり、つくばみらい市は集中改革プランに公共施設の管理運営について指定管理者制度の導入を掲げております。導入可能な施設から順次進めておるわけでございます。そういうことで今後進めてまいりたいと、このように考えております。

これまでも、今、議員おっしゃられました、退職者人員と新採の人員というのは、新採の人員の方がずっと少なく採用しております。そういうことで、だんだん職員の数も減らしていると、それだけに、いわゆる雇い臨時職員はある程度増えますけれども、そういう状況にあると、こういうことでございます。

議長（今川英明君） 中山栄一君。

5番（中山栄一君） 確かに市長、考え方わかるんですけども、もうちょっと具体的なことも、今、計画されていないかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思うんです。

もちろん退職者と採用の差はあります。しかし、やっぱり採用をある意味、何度も言いますけれども、2年、3年ぐらいゼロに抑えるつもりで移行するというような時期を設けないと、そして、民間業者に委託をするということができるだけ一つでも方向が出るといいますか、一つの例としてそういうことを取り上げて実施に移していただいて、そして、そのノウハウをまた勉強して次の段階へ進むということが必要じゃないかと思うんです。

今までも、もちろん社会福祉協議会での指定管理者制度であるとか、今回の議案にも一

つ指定管理者制度が出ておりますけれども、本来の指定管理者制度が何を求めているかという趣旨からは、やはり社会福祉協議会の指定管理者制度というのは、あれは、ただ、いわば名前だけを移行したような形で、もちろん理事長は市長がというところに指定管理者としてお任せして、あの中で、じゃあどのような効率的なことが行われて、そして、どれだけのコストが削減されたかということ、前にも質問しましたけれども、ほとんど変わりはないんだというような回答でした。ですから、本来の目的を達しているかということ、社会福祉協議会のきらくやまの委託というのは、いわばあれは指定管理者制度というものを一つつくっておこうというような形でつくられたような管理であると、そういう感じがもちろん否めないと思うんです。

ですから、具体的に民間のノウハウというか、民間の能力を市の行政、公の施設にも利用することによって合理化、効率化を図って、サービスの向上、コスト削減につなげていくと、本来の目的に合うような形で、ぜひ民間業者の参入というものも含めて具体的な方向は考えておられるかと、その辺について、もう一度お聞きをしたいと思うんですけれども、市長いかがでしょうか。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、議員から社会福祉協議会の問題が出ました。あれは指定管理者やっておりますが、あれは大変なメリットがございます。というのは、今まで、ふれあいの館とか教育委員会がやっておりますして、教育委員会の職員がいろいろ行ってやらなきゃならないと、これは最近では社会福祉協議会にお任せしてありますから、そういうことで、実際あそこでやっていただくということで、こっちから手伝いに行かなくてもやれると、こういうことで相当のメリットはあるとは思っております。まだデータは出てきておりませんが、出てくるはずでございます。

それから、一番今、給食センターとか保育所とかの問題が具体的に出ましたが、問題は現在抱えている職員をどうするかという、臨時で来ている職員は心配ございませんが、相当の数抱えておりますので、この職員の皆さん、じゃあ指定管理者の方へ入って向こうから給料もらいなさいというわけにはいきませんので、一番問題は、先ほどちょっと申し上げましたが、やはり人件費が相当かかっておりますから、市町村によっては民間の業者の方へ職員を移行したところもございますが、これ、なかなか問題がございます。そこで、その部分をまた補うということになれば、指定管理者制度を導入しても何にもならなくなっちゃうわけでございますして、そういうことから、やはりいろいろ考えながらやっていかないと、計画を立ててね。そういうことで、まだ具体的な計画は立てておりませんが、導入できるところは導入していくと、こういうことでございまして、ご指摘のように幼稚園、保育所、そういうところをすぐ指定管理者制度を導入するというわけには現在のところいかなないと、こういうことで、これはご理解をいただきたいと思っております。

あと、職員は新たに採用しない、ですから、仮に簡単に申し上げれば、保育所五つあれば、だんだん職員がやめると、そういうことで後は補充しないで、その職員を1カ所に集めてきて、1カ所を民営化していくとか、指定管理者を導入するとか、こういう方法を考えてやっていかないと、なかなか、勧奨制度はあるんですが、私やめますという職員は現在のところおりませんので、非常に難しいところがありますので、ご理解をいただきたいと、こう思っております。

議長（今川英明君） 中山栄一君。

5番（中山栄一君） ありがとうございます。

別に、これは保育所、幼稚園に限ったということじゃないですけども、そういう可能な事業所については、やっぱり指定管理者制度を導入するというような方向を具体的に決めていって、民間業者を入れるということも、そういう方向でぜひ考えていただきたいと思うんです。そういうことによって経常収支比率もやはり下げる。

自主財源の確保とか、経常収支比率を下げる、財政力を上げる、いろいろな方向ありますけれども、とにかく人件費、このコストを少しでも下げて、経常収支比率もある程度正常な数値にしていくということは、これは行政運営上、非常に基本であると思うし大切なことじゃないかと思うんです。ですから、やれるだけのことはやってみて次に進めていくという方法をぜひとっていただきたいし、具体的な方法をぜひ可能な部分があれば具体的に進めていただきたいと、そういうことで、職員の採用も、できるだけゼロに近い数字に抑えるということは、これは私は可能だと思うんです。あとは中で調整しながら、どっかの部門を民間に委託するとかという方法を長期の計画の中でぜひ立てていただいて実行をお願いしたいと、そういうことをお願いいたしまして質問を終わります。

ありがとうございます。

散会の宣告

議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、9月4日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、明日4日正午までに議長の手元に提出願います。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時39分散会

第 2 号

[9 月 4 日]

平成20年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成20年9月4日 午前10時00分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	1 1 番	松 本 和 男 君
3 番	高 木 寛 房 君	1 2 番	古 川 よし枝 君
4 番	染 谷 礼 子 君	1 3 番	海老原 弘 君
5 番	中 山 栄 一 君	1 5 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	1 6 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	1 7 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	1 8 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	1 9 番	中 山 平 君
1 0 番	横 張 光 男 君	2 0 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

2 番	坂 洋 君
1 4 番	山 崎 貞 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	渡 辺 勝 美 君
市 民 経 済 部 長	古 谷 安 史 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
都 市 建 設 部 長	鈴 木 清 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	森 勝 巳 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	片 見 和 男 君
産 業 政 策 課 長	木 村 明 夫 君
都 市 計 画 課 長	大久保 明 一 君
建 設 課 長	高 田 守 康 君
特 定 事 業 推 進 課 長	中 泉 次 男 君
水 道 課 長	中 山 和 明 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成20年9月4日(木曜日)

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長(今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしく願います。

また、今回の定例会から、小中学校の児童生徒を対象に積極的かつ計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市教育委員会並びに各小中学校の協力のもと事業を展開していく予定です。本日も十和小学校の児童が傍聴に来る予定です。本会議中に途中で入退室などしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、皆様ご存じのとおり、質問及び答弁の時間を含め1人1時間となっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問ですので、遵守するようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名です。欠席議員は2番坂 洋君、14番山崎貞美君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局職員、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

議長(今川英明君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

7番堤 實君。

{ 7 番 堤 實 君 登 壇 }

7番(堤 實君) おはようございます。2日目質問のトップバッター、7番堤でございます。ひとつよろしく願いいたします。

タイトル、つくばみらい市のみらい平開発地の学校建設について質問させていただきます。

株価にも影響しているとおり、景気の低迷が続く中で、少子高齢化の時代、人は首都圏に集中しているようでございます。人口増加率は首都圏、東京、神奈川、千葉、埼玉と、これはいずれも増加の傾向にあります。東京に近い茨城県に至っては、残念ながらマイナス0.1%ということで減少している状況にあるようでございます。東京は、ちなみに0.8%近いということで約100万人近い増加、これはやはり景気の影響ではないかと思いますが、そこで、県内での発展あるいは人口の増加ということを考えますと、期待できるところは、やはりつくばエクスプレスに関連するこの地域だということでございます。

そこで、みらい平開発地は1万6,000人の人口を予定しているのは、皆さんご存じのとおりでございます。来年は第2期工事、つまりあの開発地の3分の2はほぼ完了に近いということを聞いております。

そこで、実際に都心から、あるいは首都圏からこちらに見に来る人が多数おるわけですが、その関係者によりますと、小学校、中学校、学校の建設予定がはっきりしないということで、あきらめて帰ってしまうというのが現実だそうです。したがって、マンション購入者もかなり厳しく、かなり空いているというようなことを聞いております。早期にこういった学校の建設をぜひとも検討していただいて、この辺の可能性というか、どの辺の検討に入っているのか見解をお聞きしたいと思いますが、よろしく願いします。

議長(今川英明君) 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長(飯島 善君) みらい平開発地の学校建設についてというご質問でございますが、議員おっしゃったとおり、当市はT×開発の影響もありまして人口が増加しているところでございますが、少子化問題については、当市においても、各学校ともに児童生徒数が減少している状況でございます。

そのような中で平成20年4月、茨城県教育委員会から「公立小中学校の適正規模に関する指針」が発表され、小規模校の統合が進められております。

今現在どういう計画だということでございますが、当市の小学校についても、県が示した指針において小規模校とされる学校がございます。統廃合について、内部協議を十分に踏まえまして、検討会等を立ち上げた上で有識者等のご意見も広く聴取し、また、みらい平地区での学校建設等も視野に入れてやっていくという作業はこれから必要でございますが、今具体的にどこをどうするかということは、まだ決めておりません。

あとは教育長の方から説明していただきます。

議長(今川英明君) 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長(豊嶋隆一君) ただいまの堤議員の質問にお答えしたいと思います。

今、市長の方からありましたけれども、県の方では適正規模、適正配置になるようにということで、小規模校を解消しなさいという県からの指導がありました。それらを踏まえて子供たちの状況を見てみますと、みらい平地区でいうと、例えば小張小学校、谷原小学

校が対象になるかと思うのですが、小張小学校について、21年度の入学生は40人が予定されているところ、それから、22年度が45人、23年度は48人、24年度にいくと59人、25年度へいくと71人という今の見通しですけれども、今の適正規模の学校をつくるということになると、これ大体1学年50人から60人の子供たちということなのです。ですから、小張小学校から71人という子供たち、果たしてみらい平地区へ学校を新しくつくった場合は、今度は小張小学校が過小規模の学校になってしまうということもありますので、今、市長の方からありましたように、検討委員会を立ち上げて検討していただいて、どういうふうに学校を配置していったらいいのか、それらを考えていきたいと思っています。

議長（今川英明君） 堤 實君。

7番（堤 實君） つくばみらい市もご多分にもれず、少子化の影響は顕著にあらわれておまして、低学年ほど減少傾向にあるようでございます。各学校の生徒数には大きな差もあるということは明白でありまして、ちなみに、小絹小については687名、一番少ない東小でしょうか、これについては71名ということで、ほぼ10倍の差があるという結果になっております。

伊奈地区の方はちょっとこちらに置きまして、谷原小が148名、十和小が102名、福岡小は100人に満たない95名ということで、谷原、十和、福岡を合わせても345名ということで、ほぼ小絹小学校の半分ということですね、そういう状況にあります。

統廃合の問題については非常に難しい問題があることは間違いないのですが、要するに地域の文化だとか伝統だとか、あるいはこれに伴う地域住民の意見を十分取り入れながら進めなければいけないと。したがって、みらい平の学校建設ということは、こういった問題をあわせて検討する必要があると思うのです。

現段階で、先ほどお話いただきましたが、県の方のご指導もあるということですが、市長まだそこまで至っていないと思うのですが、市としての方針と申しますか、こうしなければならぬということがありましたら一つお聞かせいただきたいというぐあいに思います。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） まだそういう協議の段階に入っておりません。一番大事なのは、地域、それから、有識者のご意見を伺う、それで計画を立てる、これが一番大切であると、こう思っております。

議長（今川英明君） 堤 實君。

7番（堤 實君） 現段階では当然のことと私も理解しております。

ただ、周囲を見ますと、取手市の例を見ますと、皆さんご承知だと思うのですが、同じように児童生徒数が大幅に減少しておまして、小中学校の再編が検討されているのは、皆さんご承知のとおりでございます。

このタイトルとしましては、市立小中学校適正規模適正配置審議会というタイトルでつけておまして、具体的には小学校6校の削減、中学校では二つ減らすということが具体化されまして、市としても答申を十分に尊重しながら統廃合を目指して市民の意見を取り入れながら、平成21年度、つまり来年になりますが、地元説明会を開きたいということが出ております。

少子化による児童生徒数の減少は全国的で、避けて通れない状況にあります。統廃合

の問題は県立高校でも真剣に検討されていることは、皆さんご承知のとおりでございます。こういった時代の流れでございますが、当市でも統廃合されるよう、当然その場合には登下校の足は送迎バスなどを出すとか、こういった事故防止に努めなければならないということでございます。

市内の各小学校の児童生徒数を比較してみますと、大きな格差があるわけございまして、統廃合を含めたこのみらい平付近の学校建設と、いわゆる丘陵部開発ですね、ここに統廃合を含めたものをつくってほしいと、学校をつくってほしいと、これはぜひ統廃合は別にしましても早期に、実現は先になっても、要するに何年後にはつくるんだと、予定があるんだということだけでも、新住民がこちらに来るといことは相当影響があるのではないかと思います。こういったことは地元住民の要望でもありまして、慎重な審議が必要であると思います。そして、新しくこちらに来ていただく新住民へのPRも大いに頑張ってもらいたいということが言えると思います。こういった関係について、再度教育長の、この関係の責任者として見解をお聞きして質問を終わらせていただきます。

議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの堤議員の質問にお答えしたいと思います。

みらい平地区に学校建設ということではなくて、これは市内全体を考えながら、小中学校の適正規模、適正配置検討委員会をできるだけ早く立ち上げて、いろいろな方の意見を聞きながら適正規模、適正配置について進めていきたいと思っています。

これもいろいろな地区の代表者の方、PTAの代表者の方、そういう方を何人にしたらいいのかとか、そういうこともこれから考えていかなければなりませんし、要綱等もつくらなければなりませんので、それらをできれば20年度あたりに考えられればと、21年度あたりに検討委員会ができればいいのかなとは考えております。

以上です。

7番（堤 實君） ありがとうございます。

議長（今川英明君） 次に、18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

18番（川上文子君） 川上です。4問通告をしてあります。よろしく願いいたします。

1問目は、市道1-2号線について、ぜひ来年度の予算で改修予算を組んでほしいということで要求をいたします。

市道1-2号線というのは、青木から稲豊橋までの道路です。大変通行量も多くて大変危険なところで、私は伊奈町のときに、2000年、2003年と、この改修を要求して改修が進んできました。しかし、300メートルぐらいまだ未改修の部分があります。

先日の8月25日ですが、交通量の調査を朝7時から8時の1時間行いました。2000年のときにも行っているのですけれども、乗用車、トラックを合わせまして1時間で485台、2000年のときよりも約90台増えているという状況で、反対に稲豊橋方面に向かう車は若干減っているのですが、総体としても2%増えているという状況です。

未改修部分はカーブもありまして、見通しも悪くて大変危険です。今年度当初予算化の検討がされていたのが、お金がないということで改修予算がカットされてしまいました。もう10年かかっている改修なので、ぜひ来年度予算化を望みたいと強く要求をしたいと思

ますが、ご答弁をお願いします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 市道1 - 2号線の改修ということでございますが、この市道の危険箇所については優先的に改修を進めているところであります。ただいまのご質問の狸淵地先、これも含めまして、いわゆる緊急性の高い箇所から引き続き改修をしてまいりたい、このように思っております。

以上です。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） ちょっとその範囲では寂しい気がしまして。

中学校の通学路でもあります。担当部長のところでもう少し前向きな答弁はありませんか。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

市道の整備につきましては、危険箇所あるいは必要性、事業の効果、さらには地元の協力体制とか、そういったものを考慮しまして優先順位を決定しております。その優先順位に従いまして順次事業を実施しているところでございますが、そのほか各集落から補修とか整備の要望が多く出されております。これらにつきましても、国や県の補助事業を導入しながら実施しているわけでございますが、現在の財政状況を勘案しますと、残念ながら多くの要望に即応できない現状でございます。

今、議員の質問にありました市道1 - 2号線は、現在建設中の都市軸道路から県道谷井田稲戸井停車場線を結ぶ1級市道でございます。通勤、通学またはコミュニティバスのコースになっておりまして、交通量が大変多い路線でございます。

狸淵地先につきましては、平成18年度に側溝の改修を実施しておりますが、まだ未改修の部分が300メートルほど残っております。これらにつきましても、先ほど申し上げました優先順位に従いまして、引き続き危険箇所、特にあの地先はU字溝が伏せてはありますが、ふたがかかっていない箇所がありますので、そういったところが危険につながるのかなと私どもも認識しております。そういうことで、優先順位を決めまして順次改修工事を実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） ぜひよろしく願いをいたします。

2番目の質問に移ります。メディアパークつくば社の解散問題です。

6月の株主総会で解散を決定いたしました、この責任をどうとるのかということで質問通告をいたしました。広報つくばみらいに、「このような結果になったことは、市として大変残念なことであり、市民の皆さまおよび関係者の方々には多大なご心配、ご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます」と書かれています。この文章のみでこの事態を済ますのだろうかと思うわけです。

続いて、「市としましては、今後とも茨城県と一致協力して、歴史公園「ワークステーション江戸」周辺に企業誘致を行うなど、地域振興を進めてまいりますので、ご理解とご

支援を賜りますようお願い申し上げます」と、私はとても理解できないし、多くの市民も理解を得られないのではないかというふうに思います。

今議会の冒頭でも、全く同文の内容の市長からの報告がありました。私はしかるべき責任をとるべきだと考えますが、市長、どうでしょうか。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） メディアパークつくばの解散について、責任をどうとるのかと、こういうことですが、前にも申し上げておりますが、私のとる責任としては、やはり先般も申し上げましたが、メディアパーク周辺の開発、これを今後も県と一緒に進めていくと、これにあらうかと思えます。これが私の責任であると、こう思っております。

以上です。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） メディアパークシティ計画というのは、55ヘクタールの計画。きのうも答弁がありましたけれども、今後つくろうという企業誘致等促進協議会、ここで検討しているのは、県にも依頼をしまして伺いましたけれども、約10ヘクタールぐらいを、副市長が副会長ということですからけれども、全くそれは明らかに違うものですよ。メディアパークシティ整備計画というのは、明らかにもう終わりになった、この問題をどう責任をとるのか、ここがしっかりしなければいけないんじゃないかというふうに思います。

そもそもこの事業がどう進められたのか、合併もしまして、谷和原地区の議員の方々には大変わかりにくいという声もありますので、きょうは資料を配らせていただきました。お手元に資料がありますが、この事業について表をつくりました。概算のものです。

これは1989年に通産省委託で大型ニュービジネス開発調査研究というのが行われまして、90年に茨城県委託の映像未来都市構想というのが打ち出されました。

91年に伊奈、取手、藤代、また国、県、大手企業も参加しまして大変な金額、2億8,000万円かけて調査研究が行われ、しかし藤代も取手も身を引きました。

93年、伊奈単独の事業として映像未来都市事業化の計画の調査が行われました。

94年に協議会が設置をされまして、95年に映像未来都市室というのが、室長以下職員5名を配置して伊奈町の中に設置をされ、メディアパークシティという形で名称を変えまして、矢印をつけていますように、南太田のところに55ヘクタール、マルチメディアを活用した歴史公園、教育施設、マルチメディアの関連産業の誘致集積を図るんだという計画が打ち出されます。

97年に職員が増やされます。で、EDO・テック事業が打ち出されました。

98年、メディアパークつくば社が、62名の出資者に基づいて31億円のお金を集めて設立をされます。メディアパークつくばの起爆剤だということで、EDO・テック事業がここで打ち出されるのです。町長は、メディアパークシティ計画というのは県が土地を買い、県がお金をすべて出してやる事業だから、町は一銭も出さないんだと、こんないい事業はないんだということで、メディアパークシティの整備事業を打ち出していました。しかし、県が動かないということで、なんとかこれを動かす起爆剤にするんだということで、EDO・テックの計画が出されまして、この計画内容は、生産誘発総額91億円、雇用誘発

520名という計画内容です。

この年度、伊奈町が土地を6億8,000万円で買いまして、出資金、いろいろな計画費を集めて単年度だけでも9億8,000万円の出資が行われ、名前を変えて2000年の4月にワーブ江戸として事業がオープンをいたしました。

しかし、わずか2年で破綻、7月にメ社民事再生法の申請をいたします。2億8,000万円で施設と営業権を県開発公社に譲渡して債務整理をすると。7億円あった銀行の借金、1億円だけ払って、6億円は銀行に泣いてもらうという形で債務整理が行われました。

さらに2004年に、名目的に31億円あった出資金を99%減資をしました。これで実態もあわせて伊奈町も2億円、県も5億、そして出資の企業の方々の出資金も合わせると31億円が名実ともになくなるという関係になります。

その後、ワーブ江戸について、存続をしていくのかという検討委員会やメディアパークシティ整備構想の検討委員会が県や伊奈町も参加をしながらつくられて、この事業の存廃について検討が行われました。

で、2007年に県開発公社が譲渡を受けたワーブ江戸事業をエンタープライズに貸すんだと、赤字で大変だから、4万人集客でも収支が間に合うように、エンタープライズに貸して事業を行うという方向が出されました。

そして、今年のメ社解散という、これが私の出した資料で書かれている中身ですが、そういう経過をたどってこの事業が行われました。

市長は広報にご迷惑と言いますけれども、経過でもわかりますように、そんな一言で言っただけではない大変な被害を、町にも、そして今度はつくばみらい市にも、多くの出資者の方々にも与えたと思います。

繰り返しますが、出資者は62名、31億1,000万円、つくばみらい市の2億円も含めて全額損失です。金融機関も6億円の債務放棄をせざるを得ないという状態、伊奈町は土地を買って整備をして、この間の職員配置も含めると、補助金だとか交付税措置される部分を除いたとしても、概算で15億円を超えるお金を投じてきたのではないかと。しかもこれは過去のことでは全くないのですよ。

もう一つの右側の資料を見ていただきたいのですが、15億円のうちの建設事業の8億7,000万円、これは借金です。この借金返済はまだ続いています。

もう1枚の方の資料の一番下ですけれども、8億7,000万円の起債の中身です。これが毎年毎年元利償還で返済をされています。19年度の決算が今回出されていますけれども、歴史公園部分だけの借金でも、19年5,188万円の元利償還金、道路も入れると6,700万円です。じゃあ歴史公園でどれだけつくばみらい市が収入になっているのか。それが上の表ですけれども、歴史公園の使用料、周りのところでロケをしたお金ですけれども、19年度で見ますと101万円、それから、土地を貸している開発公社からの土地貸し付け収入が1,000万円、固定資産税が392万円、合わせても1,400万円。しかし歴史公園は市が管理をしています。362万円のお金をかけて管理をしています。実質ここでプラス・マイナスすると1,000万円ぐらいですけれども、借金返済であれば、毎年4,000万円ぐらいの市民のお金を、あの事業の後始末として使ってる、道路を除いてですよ。これが実態です。

市長は、この事業で、さっきの表の右側に書きましたけれども、メディアパーク室を立ち上げて、E D O・テックを立ち上げたときに、見通しは大変いいんだと言って、私は当初からこれは危ない、やめるべきだと主張してきましたけれども、見通しはいいんだ、住

民に働く場も、税収を上げることもできるんだと、採算性には全く問題ないんだと、そしてメ社の破綻のときにも、2期計画を立ち上げることが私の責任だと言われた。しかし2期計画は明らかに終わったのですよ。企業誘致等々の話がありますけれども、それは明らかに違う話、この間の55ヘクタールを目指した県との計画は明らかに終わった、そのことについて、私は責任を明らかにすべきだと思います。

一つは、破綻に当たって失策であったことをまず認めて、この被害、また住民負担がどのくらいかかってしまったのか、このことを市民の皆さんに明らかにすること。

それから、減給などということでは済まないと思いますけれども、とるべき方法はそういう方法しかないでしょうから、みずからの減給などを含めて責任をとることを求めたい、どうでしょうか。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今いろいろと川上議員の方からございましたが、当時の伊奈町に経済的波及効果があったことも事実でございますから、道路はできるし、さらに現在もときたま撮影所に、その日、その日でございますけれども、雇用関係ができておるということもあるし、800人からの会員がおるそうですが、全部というわけにはいきませんが交代で出ておるといふこともありますし、撮影があるときには弁当等も地元で買うと、これは大した額ではないでしょうけれども、この経済波及効果もあることも事実でございますし、また、あそこを利用することによって、つくばみらい市のPRにもなっているということでございますが、確かに失策、最初の計画は55ヘクタールを開発するんだということではだめになったけれども、私はその点では失策でありますけれども、今後これを、きのうも申し上げましたように、立ち上げていくということで、その責任をとってまいりたいと、このように考えております。

今、減俸の話も出ましたけれども、既に減俸してございまして、私も生活を持っておりませんし。

18番（川上文子君） 大丈夫です、もう少し減らしても。

市長（飯島 善君） そうはいきません。いろいろ私の生活を見てください。これ以上減俸すると非常に生活も難しくなってくるので、その点をご容赦願いたいと思っております。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） 私は当初から、この事業はあの当時も全国でテーマパーク事業が次々と第三セクター事業が破綻をされていて、破綻が明らかなきで、やるべきではないと当初から反対をしてみました。

それで住民監査請求も出しまして、住民訴訟、運動体と一緒に、飯島町長相手に2億円の損害賠償請求訴訟も起こしました。で、最高裁まで闘いました。負けたのですけれども、あの中で、集客予測が大変ずさんではないかと、あの計画は本当にずさんにして、投資額に合わせて集客数が増えるという換算で、いろいろな事業の投資額を出しまして、その投資額にあわせたそれぞれの事業の集客数を出して、1億円当たり幾らの集客ができる。だから、31億円投資すれば何名の集客ができるという大変ずさんな計画。

こういう大変ずさんな計画で、しかも公共性が全くないではないかと。裁判の中でも証人尋問で言いましたならば、秋山弁護士が、百歩譲って原告の主張どおりだったとしても、

町議会の議決に基づく支出なので違法ではない、こういうふうに答えられた。

また別の場面で、景気の動向を無視した計画ではないのかと、この点についてどうやって庁内で協議がされたのかという質問に対して、当時の野口助役が、私はよく検討しなかったと、町長ともそういうことを話したこともないし、わかりませんという答弁をいたしました。

結果として、あの事業に対する最高裁の判定は、雑駁に言いますと、事業目的は確かに抽象的ではあるけれども、計画にも誤りがないことはないけれども、著しく判断が不合理だとか、裁量権の逸脱、乱用があったとは言えないと、町長や監査役も役員としてかかっていたのだから、議会の審議が不十分だとしても、民主的に統制されていた自治体の政策判断の過程の当否は司法の判断外のことだという結論で退けられました。

行政裁判というのは、この程度に大変難しいと改めて実感したのですが、民主的統制というけれども、出資比率も低いですから、町の監査委員が監査役になろうとも、町長が取締役になろうとも、全く民主的な統制の手段はない形での立ち上げでした。

結果として司法が判断するのは、いろいろ言っても、それなりの計画に基づいて議会も認めたのだから、私たちがあれこれ言う話ではないという結論です。

しかし、この事業は立ち上げてわずか2年ですよ。一生懸命、一生懸命その後引きずってきたけれども、結果として本体自身も破綻、解散ということです。

私は、こういうことが一般的には全く許されない、責任は本当に厳しく問われる問題だと思うのですが、行政というのは、本当にそういう点で言うと責任が問われない。このことを、この事業の破綻で再度行った側も、議会にいる私たちも含めてしっかりと反省をして、物事の政策の選択には十分な、客観的な検討、詰めて、詰めて行っていくべきだということを肝に銘じる上でも、この事業がさっき市長が言われたように、雇用効果もあったんだと、いろいろな生産物も売れたんだというのであれば、どのくらいそれがあったのか、一方投じたものは何だったのか。市長がよく言われる、「つくばみらい市の皆さん」とテレビでテロップが流れるでしょうとおっしゃいますけれども、それがどの程度として評価できるのか、投じた金額とあわせて、そこの整理をきちっと破綻に際してすべきですよ。そして、それを市民の皆さんに明らかにして、間違いは間違いとして認めて、二度とこういうことをしない上でも、今後はさまざまな計画事業に、こういう形を繰り返さない整備をしながら取り組んでいくという姿勢を市民の皆さんに明らかにすることなくして、許されないんだと思うのです。

一言の言葉で「おわびを申し上げます。ご迷惑をおかけいたしました。」ということでは済まないですよ。そこを明らかにするべきだと思いますが、どうですか。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、議員からそういう関係を明らかにせい、こういうことですから、後で歳入とか歳出にかかわる問題を広報等でお知らせしたいと、このように思っております。

それから、議員、今おっしゃいました裁判のことでございますが、当時は議員の同志からも公費でやれと、こういうことは言われましたが、私はそういうこともあるから弁護士も一銭も公費は使っていないと、こういうことで、その点もご理解いただきたい、こう思っております。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） ぜひしっかりとした対応をしていくことを要求しておきたいと思えます。

3問目の弁当の日の問題について質問をいたします。

前回の議会でもこの問題を取り上げまして、私は前回の議会で、このやり方というのは食育基本法の趣旨にも反していると、アンケートでも弁当の日に疑問の声が多数出ていると、給食の再開をとということで質問の通告をいたしました。

今年度から入学式、学期の始業式と合わせまして7日間、給食が実施されなくなっています。これは2月の給食センターの運営委員会で、食材の高騰により給食費が不足になるからということで提案をされ、とられた措置です。しかし、その後の学校長会で、食育推進のため弁当の日をつくることが提案されて、7日間に加えまして、さらに10日間の弁当の日が実施をされています。

私は、食育基本法には、学校に栄養教諭を配置して食生活の改善と給食の充実を求めているけれども、給食を減らすことは求めている、しかも若い世代の現実ともあわず、新たな歪みをつくりかねないと反対をいたしました。

その後、7月4日に弁当の日などに関するアンケートがとられました。その集計結果が出されまして、先日8月26日に開かれました市教育委員会でアンケート結果が報告され、アンケート結果は基本的に賛成を得られているということで、実施曜日は変更するとしましたけれども、引き続き実施することを確認する形になっています。

しかし、教育委員会の議事録を見たのですけれども、教育委員会の教育委員の方々は、配られた資料のアンケートの意見も含めてしっかりと見る時間をとった上で検討されたのだろうか、と疑問に思いました。アンケートの中身は基本的に賛成しているなどというものは、私は決してないと思えます。

まず、このアンケートは保護者と小学校3年生、6年生、中学生を対象として行われていますけれども、アンケート自身が、弁当の日を実施することを前提に設問がつけられています。最初の質問は、「弁当の日の通知文の内容について、趣旨やねらいについてご理解をいただきましたか」という質問です。保護者の方の答えですけれども、「理解できた」が37%、「大体理解できた」が51%、「理解できない」が12%です。多分教育委員会は「理解できた」と「大体理解できた」、37%と51%を合わせると88%となるので理解いただいたと解したいのかもしれませんが、私は教育委員会が保護者に出した通知の中で、教育委員会が出した方針を理解できましたかと聞かれて、保護者が理解できないと答えることには、大変大きな躊躇が伴うのだらうと思えます。そういう中でも「理解できない」と12%が答えている。51%は、大体理解できたと真ん中のところにいるわけです。つまり、趣旨が十分に理解できない保護者が6割を超えていると見ることもできるのではないかと。

その後の質問は、「弁当の日、食について子供と話し合ったのか」「弁当づくりに心がけていることなどについて」という質問に続きまして、問6の「弁当の日実施に当たり改善点は」、弁当の日を行うという前提で設問しているものですが、最後に「弁当の日の実施について意見がありましたら記入してください」と、大変小さな余白が設けられている。

この問6、7に大変多くの反対の意見が書かれています。

問6のその他多数とかというのがありまして、その他多数はわからないので、それは1

人として考えて計算しましたが、問6に142、問7に457、全体2,163の回収の中で、600近くの意見が出されています。問7の細かく書かれたものをずっと一個一個見まして、大変文章ですから分類が難しいのですけれども、3通りに分けてみました。

一つは、もうやめてくれという声がたくさんあります。やめてほしい、それから、ねらい、何のねらいか全くわからない、このやり方を見直すべきではないかというような声を一つのブロック。それから、もう一つは、夏場だけはやめてほしいという声も一つ。それから、もう一つは、賛成ですと、大変よかったと、子供も喜んでいるという声もあります。その声とか、やるのを前提として月曜日でないところにしてほしいという声のブロックと、三つのブロックに分けてみました。

問6のところでは、やめてほしい、ねらいが納得できない、見直しをしてほしいという声は54人、38%です。夏場だけは少なくともやめてくれという声は40人の28%、賛成、その中に月曜日でもという注釈もありますけれども、基本的にやる方向での賛成の声が48人、33%です。

問7では、やめてほしい、ねらいが納得できない、見直しを求める声が256人、56%です。夏場等の回数を減らしてほしいが81人で17%、賛成の声、月曜日の変更も含めた賛成の声は120人で26%です。

やめてほしい、ねらいが納得できない、見直しを求める声と、回数は少なくとも夏場はやめてくれという声も含めると、問6で66%、問7で73%の声が、そういう声なのです。私は、大変これは厳しい結果なのではないかと。この声を無視してまで弁当の日を続けるというのか。その点、教育長、どうでしょうか。

議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの川上議員の質問にお答えしたいと思います。

弁当の日、3回実施してアンケートをとってみました。それで、弁当の日の趣旨について、4月に文書を配付して弁当の日を始めましたけれども、そのアンケートの結果、弁当の日はこういう趣旨でありますよということで、まず一つは家族のきずなを深めたい。これを入れました。それから、二つ目は、給食などをつくってくださったり、弁当をくださったりする食の大切さや、つくってくださる方に感謝をする気持ちを持たせたい。それから、あとは食べ物を粗末にしない子供を育てたい、この三つのねらいからということで、そういう趣旨のもとではじめてアンケートをとったわけです。

そして、趣旨が理解できましたかどうかということで1問でアンケートを出していただいて、「理解できている」という方が37%、それから、「大体理解できた」という方が51%ですから、両方合わせると88%の方に大体が理解できている、ほとんど理解できているということだと思っています。

それから、「理解できない」という方が12%いました。これらについては、これから理解をしていただくしかないかなと思っています。

それから、後の方のアンケートの結果で60何%とかありましたけれども、これは12%の中の60何%ですから、理解できない方がそういうことを出しているんだと私は思っていますから、理解できている方は弁当の日をやめた方がいいとか、そういう意見は出してこないわけだと思いますので、そういうふうにとらえています。ですから、これからも弁当の日は続けていきたいと。

それから、こういう改善点は必要だということを出していただきましたので、それらはすぐに改善できるところは2学期、9月から改善すると、それから、9月に間に合わないところは10月から改善していきたい、そういうふうに思っています。

以上です。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） 教育長、しっかりアンケートを見てください。

声の数のトータル、総数は、その他はこれ以外にもたくさん出ているということですから、もっと数が多いんだと思いますけれども、学校が文章化されたものの数だけでも600を超えるのですよ。理解できないと答えている方は259人です。その範疇では全くない、もっともっとたくさんの声がある、そこをしっかりと見て、教育者であればそこをしっかりと見て判断をすべきだと思います。

私は、この問題では三つ問題があるんだと思います。

まず一つは、食育基本法とも学校給食法にも合わない方針を最も教育的でないやり方で押しつけたという問題、二つ目は、子育て世代の現状を全くとらえていないのではないかと。その結果として、三つ目として多くの保護者は、教育委員会に不信を持つ結果をつくっていると思います。

一つ目ですけれども、食育基本法では何をいっているのか、学校の教育委員会が出した通知文もそうですけれども、学校でも給食センターでも食に関する教育を実施してきたけれども、朝食の欠食、孤食、給食でも食べ物を粗末にする子が多いと、この現状認識は食育基本法でも認めるところです。朝食欠食もいる、孤食もある、この改善をしようと、しかし食育基本法はその改善のために自治体の努力で給食をより充実して、地元の野菜をもっとたくさん取り入れて、地域とのつながりもつくって、またセンター方式まで見直してというところまで打ち出しているのですよ。給食の充実を訴えている。

ところが教育委員会が出した方針は、朝食の欠食、孤食がある、センターだけで推進することは食育は難しいから、だから弁当をつくらせるんだと。これを一遍の通知で行うわけです。

家庭の食育の力を育てるといっているのであれば、家庭の理解や納得を得る努力をすることが必要。そのことをしないで一方的な通知で行う、全く教育的ではありませんよ、このやり方は。

もう一つは、やり方の今回の根底の中に、食の乱れというのが、家庭の意識だとか意欲の欠如からだけ来るものだととらえているのではないかと思います。私は子育て世代が抱える貧困だとか労働の不安定さ、そういう社会的要因によって抱える困難さに寄り添ってこの事業を行わなければ解決はできないと思います。

教育委員会で教育長は、議会でも質問があったようだけれども、今、子供たちは豊かになっていると。そんな状況は今全くないんだと、みじめな思いをさせるような実態は全くないと議事録で書いてありますけれども、19年度の決算議会で決算の附属書類も教育長の手元にあると思います。市民の皆さんの実態を見ていますか。

生活保護は平成18年度63世帯から19年度71世帯、この中に小学生も中学生も抱えた家庭も含まれていますよ。生活保護費が幾らぐらいかご存じですか。さっき市長が、今から減俸されたら暮らせないと言いますけれども、市長や教育長の今もらっている報酬の何分の1かですよ。しかも問題は、生活保護以下の収入が相当数日本国にいるということです。

年間賃金が200万円以下の労働者が2006年に1,000万人を突破しています。この10年間で200万人の増加というのが今の実態なのです。

附属書類の中の国保税の軽減世帯、つくばみらい市何世帯あるか知っていますか。2,342世帯です。その下に介護保険の軽減世帯というのが879世帯あります。差し引きしてみれば、つまり40歳以下の世帯主のところ国保税の軽減世帯の対象になっている世帯が、つくばみらい市の中に1,463世帯いるということですよ。

国保税の軽減世帯の収入というのをご存じですか。扶養家族が2人いても、給与収入で147万円、年間で147万円、所得で言うと82万円以下が国保税の軽減世帯なのです。年間147万円以下、扶養2人いてですよ。つまり3人家族です。1,463世帯がここに存在しているのです。教育長であれば、要保護、準要保護が何人に適用されているか、よくご存じだと思います。

医療福祉費を見ますと、母子家庭は787人、父子家庭は84人、世帯ということですが、いるんです。子供たちにもアンケートを配っています。私は何と心ないアンケートだろうと怒りを覚えるというか、とり方ですけれども、覚えませけれども、「ご飯を家族と一緒にとっていますか」という設問、子どもがひとりで食べていますと書く子供の思いが、教育長、わかりますか。

こういう子供たちに対する質問の中で、弁当をつくってくれないと答えた子供が、中学校で14人、小学校で2人いるんです。自分で自主的につくっているからつくってくれないではないんです。別のところで、弁当を自分でつくっていると書いている子どもも中学で36人、小学校16人、これは自主的に喜んでつくっているなら大いに結構だと思います。しかし、それとは別につくってくれないと設問しているところに、中学生が14人、小学生が2人いるですよ。このところに心が痛まないのでしょうか。

多数がいいと言ったからいいと進める事業では、私は全くない、食育を進める家庭の力を育てるのであれば、家庭の力を、そういう状態にある家庭の力をどう育てるかというところに教育者として施策を考えていく必要があるのではありませんか。

その結果として、多くの保護者がたくさんの意見を書いてあります。ぜひこれも議会に、教育民生常任委員会でもいいですから全部配ってください。皆さんに見てもらうことが必要だと思いますけれども、幾つか抜粋しますけれども、いじめや差別などになり得ることだと思うし、給食の中で児童に食育を指導していくべきだと思う。家庭状況によっては負担になるのも考慮せずこの取り組みは廃止すべき。子どもたちのランドセルを背負ったことがありますか。教科書でいっぱいです。月曜日から気が重いです。

また、言う方は簡単ですが、母子家庭など、特に夜勤である母親は母不在の場合もあり、他の子どもとのお弁当の差が家庭によって貧富の差が出てしまい、子供の心に傷がついてしまわないか。

それから、今まで食育について何の本質的な話し合いも持たず、お弁当の開始以降も何の教育的話し合いもない中でつくれというのは暴力です。教育者であれば、もう少しちゃんと教育を考えてください等々、たくさんの意見が出されています。

私は、食育推進大いに結構だと思います。どう推進していくのか、自治体として何をなすべきなのか、教育委員会というのは役割は何なのか、基本から議論をやり直すべきではありませんか、教育長。

議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今の川上議員から出た、いじめがあるんじゃないかとか、そういう意見の電話も私のところにもありました。しかし、今、子供たちが食事の場でそういう事実は1件もありません。

それから、今の子供たち、そんな心の汚い子供に育っているというのは、私聞いたことありませんので、現場を見ていただくとわかると思いますけれども、非常に和やかに食事をとっています。これはもちろん弁当のときもそうですし、中学生ですと、部活ですから弁当を持つ機会がたくさんあります。そういう中でも1件も聞いたことはありません。弁当を持ってないから部活に入らないなんて、そういう生徒も聞いたことはありません。

ですから、一生懸命親の頑張っている姿、子供のために一生懸命働く姿、それらを見せることは子育てに非常に大事なことだと私は思っています。

以上です。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） それがなぜ弁当の日の実施なのかという問題を言っているのです。

愛媛県の小学校の先生が書かれた文章が新聞に載ってしまっていて、給食の問題なのですが、「教えられ、支えられて」という文章なのですが、少し読みます。

給食の時間、「きょうのキュウリはえいちゃんのおじいちゃんがつくんなはったんと」という話が出ました。私はキュウリが地元の特産品であり、おいしさが評判でテレビ番組でも紹介されたこともあるのを話しました。本当だ、このキュウリおいしい、いつも野菜が苦手な子供までがこの日はぺろりと平らげてしまいました。これが3年生のふるさと学習のスタート、みんなでえいちゃんのおじいちゃんのキュウリ畑を見学に行き、工夫や苦労、喜びについて聞きました。なぜ有名になったかについても、市役所やJAに問い合わせた図書館に行って調べました。特産品になるまでには、たくさんの人の粘り強い取り組みがあったことがわかってきました。また、高齢化や後継者の不足によってキュウリの生産量が減ってきていることも、そこで子供たちから出たのは、キュウリを守るためにポスターをつくらうという声でした。このポスターが県内の産直販売所や生協スーパーに飾られるというニュースが届き、自分たちの思いが社会とつながったという喜びに歓声が起こりました。

こういう取り組みこそ食育の取り組みではないのですか。

伊奈町、つくばみらい市に引き継ぎながらですが、谷和原村もそうだと思いますけれども、給食の地元の野菜を使う、地元のお米を使う、いろいろな努力をやってきて、伊奈町では文部大臣賞も受けるという形で給食も頑張っていて実践をしてきたのです。この実践をさらに生かしながら食育推進にどうかかわるのか、こういう事業としてもっと自信を持って事業を進めてほしいと思っています。

新聞報道でも食材の値上げによって、ここでは苦渋の値上げと、各自治体は苦しみながらこの問題に対応しています。そういう中で値上げをしないで米飯を増やすだとかということで給食費を上げないで食育を育てる、子供たちの成長を促す、そういう努力をされている各地区の努力が今進められています。

今年度、原油価格の高騰対策というのが政府から出されまして、総務省が学校給食にか

かわる保護者負担の軽減を、特別交付税を措置して行うということでの方向が出されています。

また、県内でも学校給食に補助を実施しているところもたくさん出ています。大きいところでは常陸大宮市で2億2,000万円、神栖市で2億400万円、つくば市でも守谷市でも常総市でも、金額は少ないですけども、補助を行っています。今、教育委員会がやらなければならないのは、食材の高騰によって給食を減らすということではなくて、そして食育ということでは論外だと私は思いますが、減らすことではなくて、そういう補助の拡大だとか、いろいろな給食の今までの経験の中での努力を広げて米飯を増やしていくことを含めて、そういう努力を今すべきだと思うのです。

再度伺いますが、10日間の弁当の日、それから、食材高騰によって減らされた7日間を含めて、給食の再開の検討をぜひしてほしい、地元の農産物を生かした給食によって、市の食育の力をよりつけられるように、教育委員会の仕事をその方向で精いっぱい果たしていただきたい。アンケートの結果を真摯に受けとめることを再度要求したいと思いますが、どうでしょうか。

議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） アンケートについては1回だけですので、これからまた1年なりたった時点でアンケートなどをとって、それらを踏まえながら再度協議する機会もあると思います。そのときには改善点は改善していきたいなと思いますし、今のところ弁当の日をやめるという考えはありません。

以上です。

議長（今川英明君） 川上文子君、あらかじめ申し上げますけれども、4問目の質問だと思うのですが、10時18分までが持ち時間となっておりますので、よろしく願います。

18番（川上文子君） わかっています。

最後の質問に移りますけれども、教育長、一遍の通知で行った事業、後追いで行われたその後のアンケート、アンケートの中に出されているたくさんの反対の声、ここをしっかりと受けとめて、1年やってからではなくて、今検討すべきです。このアンケートをどう見るのか、そのことを再度要求します。

それから、議会にもアンケートの声も含めた全文をぜひ配付をしていただきたい、そのこともあわせて要求しておきます。

最後の質問に移ります。土地改良区への助成金を支払い、個人の使用料を免除するということは、町の政策として行ってきたと。一方的に廃止、個人負担の再開は納得できないということで質問の通告をいたしました。

それで、昨日この問題について倉持議員が質問をいたしました。市長がそれに答弁をしています。倉持議員の質問は、岡堰土地改良区の排水路管理費同様、全体の市の負担割合を決める。その中で使用料についても包含しながら、負担する方向で再検討してほしいという質問をしました。

市長は、岡堰方式の中身を精査し検討していくと答弁をされました。本会議で市長は答弁されたのです。つまり、今までの福岡堰土地改良区の排水施設使用料について、市の助成を打ち切るんだと。今後は福岡堰土地改良区からの請求によって個人で負担して

いただくんだとしてきた対応を変えて、福岡堰土地改良区全体の市の負担割合を、市と福岡堰土地改良区と再検討する中で対応していくということで答弁されたと、私は理解をしました。つまり、市はもう関係ないと、あとは福岡堰土地改良区と個人の問題だとしてきたけれども、市と福岡堰の再協議の場に戻す、岡堰方式も検討するということから、再協議の場に戻すということで本会議で答弁をされたというふうに理解していいんですね。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 川上議員の理解とちょっと違うのですが、岡堰土地改良区のやっている手法をよく研究して、教わって、そしていかにすべきかを研究していくと、こういう答弁をしたわけです。

ですから、議員がおっしゃっているように、これまで出していた、いわゆる施設使用料等の補助金も含めてということはありません。岡堰の手法がどういう手法で行っているのか、これを研究してから検討するというところでございます。そういう答弁でご理解をいただきたいと思います。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） 議長も少しそこに入っていたかと思うのですが、きのうの質問は、排水使用料についての質問をしているのですよ。この問題について、再検討をお願いしたいと。岡堰の方では全体の排水使用料全体の費用の何割という形で負担をしているから、そういう方式で使用料も含めて、その中に含める形で市の責任の問題として対応してくださいということでの答弁として、市長は方式を検討していくと言っているわけですから、排水使用料を除いて答弁したということですか。そんなことは成立しませんよ。そんなことで通るんだったら、一般質問何なのかという話になってしまいますよ。

排水路の使用料の問題で聞いていて、検討すると言っているわけだから、もとに戻してあり方を検討すると答弁されたのですよね。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 岡堰の手法の中に、倉持議員が質問したように、今まで伊奈町が出していた補助金も含めて補助しているのか、今、福岡堰では事業ごとに補助金を出しているわけですが、それ以外に排水路の使用料ということで補助をしていたと。それ以外に補助していたわけですから、岡堰の土地改良区がそれをどういうふうにしてやっているかをよく研究しないと、一緒なのか、別なのか、これもわかりませんから、そういうことで岡堰のやり方をよく勉強させていただいて、そして検討しますと、こういう返事をしたわけです。

以上です。

議長（今川英明君） 川上文子君。

18番（川上文子君） 議長にお願いします。

昨日の質問は、福岡堰土地改良区の施設使用料について質問をしていて、その中で市長は、倉持議員が言っているのは、岡堰について言えば、施設使用料もいろいろなところの管理費用も含めた全部のかかる費用の、岡堰でいうと40%負担していると、そういう形で

負担の割合の検討をしてほしいと、中身を含めてしてほしいということに対して、市長が、検討しましょうと言ったわけですから、当然排水施設の使用料について検討するということ、答弁をしているのです。

それが違うのであれば、本会議のところでちゃんと質問していることに答弁をして、そのことがまた話が違ってしまうようであれば、これはちょっと話にならないので、特別委員会等をつくっていただいて、きのうの議論の中でもかなり現状の認識も違っているようですから、施設使用料を含めたこの問題について検討することを、議会の中で特別委員会をつくって検討することを要求したいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（今川英明君） この件に関しましては、会議録を確認して、それからということにしたいと思います。

18番（川上文子君） よろしく願います。その場に移します。

議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

25分から開会します。

午前11時14分休憩

午前11時25分開議

議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

12番（古川よし枝君） 12番の古川です。3点について質問をいたします。

まず最初に、水道事業について伺います。

ことしの4月から合併による水道事業の統合が行われました。経費削減を図り、平均で約2%の料金引き下げができました。従量料金制になったことで、利用が少ない世帯は料金が安くなり、一層節水の機運をつくれるのではないかと思います。しかし、住民はさらに引き下げてほしいと強く求めています。

そのためには、県との契約水量と実績の乖離を解消しなければなりません。県は昨年3月、茨城県長期水需給計画の見直しを行い、人口想定を323万人から297万人に下方修正を行いました。しかし、新たな水源開発で計画は1日46万トンの余剰水を生み出し、この余剰水は環境用水とか危機管理水量として川に流すこととなります。1日46万トンの水は、県民100万人を超える1日の分に当たります。ダム建設ありきの過大な水需給計画は、県民に高い水道料金となってはね返ります。人口想定と需要、地下水の保全と有効な地下水利用を図り、市の主体的な計画づくりが重要になってくると思います。この人口想定と県水の必要量、平成27年から32年の間の設定をどういうふうにしていくのか伺います。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 水道事業の県水の必要量をどう設定していくのかということですが、市の需要水量につきましては、茨城県が平成21年度に県南西地域広域的水道整備計画を策定するに当たりまして、平成27年度から平成32年度の水量を把握するため、関係市町村において需要水量を算出・決定することで進められております。

当市といたしましては、丘陵部の開発動向、新市総合計画等の人口フレーム、並びに近

年における節水型電化製品の普及等の状況を考慮し、必要需要水量を十分検討した上で水道運営審議会にてご審議をお願いし、平成21年度の議会にてご同意をいただくと、その後に県に報告をしたいと、このように考えております。

以上です。

議長（今川英明君） 古川よし枝君。

12番（古川よし枝君） 今、市長から答弁がありましたように、今後の人口想定をどうするかということが大きなネックになってくるわけですが、私は平成27年から平成32年の県水の必要量を、実績からこの必要量の試算をしてみました。

まず、19年度の決算が今議会に提案されておりますけれども、給水人口は前年度から3.2%増加しました。しかし年間配水量は0.1%の増とわずかの伸びです。また、1日最大配水量は前年度の97%にとどまり、日最大配水量確保水源の85.6%でした。余裕があるわけです。1人当たりの日最大給水量は356トンということで、これも前年度を下回っています。

この間、平成17年度からこのつくばみらい市の給水の実績を見てみますと、横ばい、そして平均給水量と1日最大使う給水量の差は狭まり、使用が増える真夏や暮れのお掃除など集中して使う量が少なくなっている、こういう現象が起きているんだと思いますけれども、これが最近の傾向です。

そういうことで、この実績を見てみますと、県用水と、つくばみらい市では井戸水も使っていますから、地下水の取水量実績を見てみますと、県用水は配水量の48.3%、地下水は51.2%と若干地下水の水を多く使っています。

それでは、県用水との契約している、この県用水の対比はどうかと見ますけれども、ここが大事かと思うのですが、1日最大時で契約水量の70%しか、契約の70%しか使っていない。平均では63%ということで、契約と実績の乖離が大きくあるわけです。

こうした実績を見て、平成29年度、そして平成32年度の水需要を私なりに推計をしました。人口想定を市の総合計画の平成29年度は4万7,200人としています。そして平成29年度以降については、伊奈・谷和原の区画整理事業におきまして、29年度以降は約8,000人の人口が張りつくだろうと推定しているわけですが、これは大変長いスパンをかけて見なければいけません。徐々に人口が張りつくと推定して、平成32年度はちょっと多いと思うのですが、5万人と想定しました。そして水道の普及率を96%とポイントを上げました。

こういう条件のもとに試算をしましたら、平成27年度は日最大給水量は施設能力の96.6%、若干余裕があります。水にしますと1日563トンが余るということです。平成32年度はどうかといいますと、410トン不足します。しかし、地下水が今の状態で使用が可能ならば、また、現在量、今の地下水がそのまま使えれば、さらに今県の許可を得ている確保水源はほかに1,988トン持っていますから、十分に余裕はあるわけです。

さらに社会情勢から言いますと、1日最大使用料も1人当たりの使用量も減少傾向にあることから、現在の地下水を確保し、そして、有収率を少しでも上げることができれば、平成27年度から平成32年度の契約水量は増量しなくてもやっていける、こういう可能性があるとは私は考えておりますけれども、どうでしょうか。

また、今後の地下水の利用についてはどのように考えておりますか。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

当市の平成27年度から平成32年度までの県水の必要量、これが一番基本になるわけですね。これの設定でございますが、設定に当たりましては、新市の総合計画の人口フレーム、あるいは伊奈・谷和原丘陵部の開発の過程、ある程度経過した状況を見ながら決めていくわけでございます。

また、地下水の取水量ですね、これが現在1日8,630トン汲み上げることができるわけですが、平成27年度以降にこれが6,720トンに制限されます。さらに、そのほかの要因としましては、市民の節水意識の高まり、あるいは節水型電化製品の普及、こういったことも考慮に入れまして、今後の水の必要量を十分検討し、さらに水道運営審議会においてもご審議いただきまして決定したいと考えております。

さらに、決定した需要水量を平成21年度の市議会においてご同意いただきまして、県の方へ申し入れをしていく計画でございます。水需要を的確に把握することによりまして、適正な料金設定につながると考えております。

今後、さらに経営の効率化と健全財政の確立を図りながら、より質の高い給水サービスを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（今川英明君） 古川よし枝君。

12番（古川よし枝君） 来年度に議決を得て県の方に必要量を申し込むということですから、今後具体的に数字を出していくんだと、作業に入るんだと思うのですが、今、答弁の中で私が、人口想定も市の総合計画そして開発人口も見込みながら、29年4万7,200人、そして32年は5万人ということで想定をして試算をしたのですけれども、繰り返しますけれども、今の水の使い方の水準でいけばそんなに不足はしないと。そして今の地下水を確保していけば、十分に今の量で間に合うと私は試算をしたのですけれども、その点については答弁がないのですけれども、数字はきちんと出せないにしても、こういう傾向にあるのではないかとということぐらいの試算はしているのではないかとと思うのですが、次の質問で答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほど地下水の使用について、平成27年には6,720トンに制限されてしまうと申しまして、地下水の汲み上げを制限されるわけですが、県内の状況を見ますと、この間の地下水の汲み上げを制限することによって、地盤の沈下は鎮静の方向にあるという資料が出ています。

地下水は最高の飲料水であり、現在利用している井戸は今後も利用すべきだという見解をしている研究者も少なくありません。適正に利用しないと再利用は難しくなるので、危機管理の用水としても有効であり、県内に点在する井戸を大事に使うべき、このことを他の市町村とも協議をして、県の許可を取れるよう働きかける努力を一層してほしいと思います。

また、水の使い方、節水型の社会になっているということですが、横浜市とか大阪府などは大変このことをきちんと調査をしております、洗濯用水とかおふろの用水、炊事用水、水洗便所の用水、それから、洗面所、洗車や散水というところも、この節水機器の普及でどういうことになっているのか、この実態や目標値を定めて、1人当たりの給水量は減るんだということを推定して水需要計画をつくっているということです。

先ほども部長から、その点については、そういうことだと、考え方はそういうことだと答弁がありましたので、今後その作業が進められると思うのですけれども、私は合併前、伊奈町の水道事業が過大な県用水の契約水量で、本当に長い間苦しめられてきました。市長も、当時町長も、企業局に契約水量の見直しをしてほしいという要望を出すなど、かなり県にとっては強力に働きかけをしてきたと思っております。そういうこともありまして、県は市町村の必要量の調査を再度行うという、そういうことになっているんだと思いますけれども、そういうこともあります。ですから、実績と着実な人口想定、これを十分に踏まえて過大な水量とならないよう、くれぐれもこのことについて審議会でも十分に審議してほしいと思います。

先ほどの2問目の答弁を含めてご答弁をお願いいたします。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

水需要の試算についてでございますが、現在、作業を実施中でございますので、細かな数字については後ほど明らかになると思います。

もちろんいろいろな方のご意見とか十分考慮しまして、適正な水需要を把握していきたいと考えております。

それから、地下水の件でございますが、これは、汲み上げることによりまして地盤沈下を起こすとか、いろいろ問題がございますので、それは県の方でいろいろなデータに基づいて汲み上げる量を決定しているものと、私どもは理解しております。

ただ、できる限り地下水を利用して、おいしい水の供給には努めていきたいと考えております。

議長（今川英明君） 古川よし枝君。

12番（古川よし枝君） 次に、2点目の質問に入ります。

突然住宅地の中や子供たちの学校の真ん前にラブホテルが建設される、こうした異常な事態が各地で今起きています。風営法から見ても、当然できるはずがないところに堂々と営業されるということです。これは、旅館業法に基づき建築確認をとり、その後、風営法の届け出をせず、許可を得ずラブホテルを運営する、営業するという、いわゆる偽装のラブホテルといわれています。

警視庁は、こうしたホテルを類似ラブホテルと言っているそうですけれども、全国の警視庁がこの実態調査を行いました。それによりますと、類似ラブホテルは3,593件、正規に届け出をしているホテルは3,963件と、ほぼ同じ水準で行われている。茨城県で見ますと、茨城県は届け出が出て許可が出ているところが147件、類似ホテルは101件と高い水準です。つくばみらい市ではどうかということで、常総警察の方に問い合わせをいたしましたら、市内では1件が風営法による営業を行っているけれども、2件は類似ラブホテルだということです。詳細は調査していませんのでわかりませんが、そういうことです。

この風俗営業が大変多いといわれております東大阪市では、大問題となって、市の条例を厳しく改めたところ、1件もその後は進出していないそうです。

偽装ラブホテル建設を防止するためには、建築基準法、消防法、旅館業法、風営法を最大限活用することとともに、あわせて自治体の厳しい条例の規則が大事になるということ

です。警視庁もこの自治体の条例は建築の抑止効果があるとしています。

このつくばみらい市では、一昨年、中学校の通学路となっている板橋地区にビジネスホテルの建築が始まりました。住民が大変心配している中、私は偽装でなければよいかと、この議会で取り上げました。その後、建築は中断して放置されている状況になっています。

合併する前、谷和原村ではラブホテル建築規制の条例を持っておりましたが、合併で今失効となっています。さらに巧妙な手口を進化させ、くぐり抜けて住環境を壊す風俗産業をきちんと制することができる市の条例が必要ではないでしょうか。条例化を考えているならば、条例化の時期についても伺います。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ラブホテルの建築規制についてのご質問でございますが、議員おっしゃったように、旧谷和原村ラブホテル建築規制に関する条例というものがございました。しかし、この構造や施設の基準ですね、これが議員おっしゃるように、建築業者は基準に該当しないように構造や施設を設計して、実際にはラブホテルとして利用されているものもあると。条例上はラブホテルには該当しないけれども、状況はラブホテルであるという状況を生み出しておるわけでございますが、このため、合併時にはその条例の制定はしませんでした。実際はラブホテルであるホテルを、市の条例がラブホテルでないという追認をするものとならないように、今後定めをするように、現在準備中でございます。基準の隅々まで検討して、つくば市でもつくったようでございますので、ラブホテル建築規制のための条例を制定してまいりたい、このように考えております。

議長（今川英明君） 古川よし枝君。

12番（古川よし枝君） 条例化をしていくというご答弁で、いつの時期かというのは答弁がないのですけれども、早い時期にぜひ制定してほしいと思います。

この問題になった偽装ホテル建設の背景には、ご存じのように、建築確認の規制緩和があります。従来は、県や一定規模以上の市の建築指導課の権限でしたけれども、規制緩和で民間機構でも建築確認を行うことができるようになりまして、行政は早い段階でこの建築確認の情報が手に入らない、したがって、建築確認がおりているし、法律上問題ないしという、こうしたことが少なくありません。

条例化をすれば、都市計画法に関する開発の許可や建築確認申請の前に市のホテルなど建築確認申請が必要となり、市は比較的早い段階で情報を得ることができます。また、条例に盛り込めば、ホテル建設確認を市に行う前に、現場にホテル建設計画という看板を掲げることになり、住民にも早い段階で情報の提供ができるようになります。十分この辺のところも反映した条例化が必要になります。

基本的には、条例はラブホテルに該当する基準を構造設計から規定をしていく、定めていく、こういうものがラブホテルということで設定をしていく。それから、建築禁止地区を設定していく。それから、市内でホテル、旅館を建築、増築、大規模改修等の際の手續をきちっと定めていく。これが基本になると思うのですけれども、そこで建築禁止地区の指定について、今後条例化をするに当たりぜひ考えていただきたいのですけれども、つくば市ではこの9月に規制の条例が提案されているとなっています。つくば市では、商業地域外の用途地域等で指定された施設から、学校とか保育所とかそういう施設から200メー

トルの範囲、それから、市街化調整区域における区域指定の中、これは建築をしてはいけないという禁止地区にしています。

それから、守谷市とか取手市は全市どこでもだめだと、全市を禁止区域にしています。私はつくばみらい市においても、全地区を禁止地域としてほしいと要望します。

それから、つくば市では罰金規定をしております。命令に違反した者は6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金、虚偽の報告、調査を拒み、妨げ、忌避した、質問に陳述せず虚偽の陳述をした者は10万円の罰金、これは経営者だけではなく、代理人や使用人、従業員が違反行為をした場合でも、その人に対して罰金を科すとなっています。罰金を科すことは主な目的ではありませんけれども、従業員等も対象にしていることは大変厳しい規則になっていると思う。ぜひつくばみらい市でも条例化をするに当たり、この辺も視野に入れてほしい。どんなところに重点を置き制定しようとしているのか、現段階で考えていることをお聞きしたいと思います。

それから、条例化をするという動きの前に、駆け込んで建築をしてしまうという、そうした風営産業も当然出てまいります。その件についても防止対策も条例に盛り込むなど、この考えている段階から規制をしていく、この姿勢をぜひ求めたいと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今の議員の要望事項ですが、もっともだと私も思っております。全域を指定し、さらに罰金制度を設けると、処罰制度を設けると考えております。

議長（今川英明君） 古川よし枝君。

12番（古川よし枝君） ぜひこのつくばみらい市に、子供たちの健やかな成長を阻むような環境は絶対につくってはいけない、そのことをぜひ条例の中に込めて、厳しい規制条例にしていただきたいと期待をいたします。

次に……。

議長（今川英明君） 3問目ですけれども、持ち時間が25分までであるのですよ。一応決まりは15分が会議の終了、暫時休憩したいと思うのですけれども、それで済めば3問目をお願いしますけれども、時間がかかるようでしたら、ここで暫時休憩をして。

終わりますか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） それでは暫時休憩という声がありますので、3問目を午後にしたと思います。午後は1時から開会しますので、よろしくをお願いします。

午前 11時55分休憩

午後 1時00分開議

議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

古川よし枝君。

12番（古川よし枝君） 引き続いて質問をいたします。

最後になりますが、最後は茨城空港開港について市長の考えを聞きたいと思います。

茨城県の中で代表的な過大な需要予測をして推進をしている大型公共事業、これは霞ヶ浦の導水事業とかダム建設ですね、それから、船が来ないのに大型埠頭をつくり続ける

という常陸那珂港、そして今回、再来年の3月に開港予定の茨城空港だと思います。

茨城空港は正式には百里飛行場と言います。ですから、愛称として茨城空港と呼んでいるわけですが、この飛行場は1996年の第7次空港整備5カ年計画に盛り込まれておりました。昨今、規制緩和で地方の空港は競合路線で採算がとれず、撤退する航空会社や便を減らすという状況にあります。ところが茨城空港では需要予測を百里から札幌、大阪、福岡、那覇の便で初年度乗客数は81万人を見込むということで、これは往復ですので実際はその半分になるわけですが、見込んで今開港の準備をしているということですが、しかし、いまだに乗り入れる航空会社は名乗りを上げていないということで、乗り入れ会社の獲得に県は苦慮しているわけですが、こうした状況を各新聞社、朝日とか読売、東京新聞などは、航空会社も就航路線も決まらない中、過大な需要を予測し、ターミナルビルなどの経営には参入者は県開発公社だけじゃないかということで、見通しとして大変指摘をしています。

また、投書欄では、役所がつくる意図された需要予測だ、企業は需要をつくり出すことはあってもよいが、役所の場合、税金の無駄遣いに直結するからあってはならないと、この公共事業のあり方を厳しく問う投書が大変目につきます。私どもが開いた6月の市議会議員の報告会でも、市民から怒りの声が出されました。

茨城空港はこの需要予測の面でも、それから、安全面でも大きな問題があります。滑走路は今の自衛隊の滑走路と平行して、同じように2,700メートルの滑走路を整備します。滑走路と滑走路の間は、通常日本では300メートルあいていなければならないそうですが、百里では201メートルしかないといわれています。そのために、計器着陸装置という機器の取り付けができないので、天候が悪い日は見通しが悪くて使用ができないとなっていて、パイロットの組合でもこのことを指摘しているそうです。

付近には原子力施設や鹿島コンビナートがあり、関係者はできれば民間機は飛ばしたくないという、これが本音だという声も聞かれます。

また、この領域は横田基地、羽田、成田空港の管制下で大変過密になっている。こういうふうな需要の見方でもそうですし、安全の面でも大変茨城空港は問題があると指摘をされている。

しかし全県の市町村、それから、議会、商工会の32団体、まさに県を挙げてこの茨城空港の利用促進協議会を組織して推進しています。私は、いい加減な需要予測で破綻が明白な上に、大変危険なこの飛行場の開港を全県を挙げて推進していることはとても異常に見えるのですが、市長はいささかの心配もなくこの茨城空港開港を推進されているのでしょうか。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 茨城空港についてでございますが、茨城空港については、ご案内のとおり、2010年3月開港を目指して空港の整備や県が航空会社への航路誘致を進めているところであると聞いております。

市といたしましても、県内、今、議員がおっしゃったように、全市町村及び全市町村議会、並びに約150の企業等で構成する茨城空港利用促進等協議会に参加するとともに、過日開催されました協議会総会においても、空港整備の必要性について決議されたところでございます。今後とも空港の整備の推進及び利用促進のための広報活動などに協力をして

いく所存でございます。

なお、茨城空港が議員心配のようでございますが、県財政への圧迫、ひいては市へも影響するのではないかとということでございますが、県の説明では、普通の地方空港の整備にかかる都道府県負担金に比べて少ない負担で空港を建設することができると、県財政を圧迫するようなことはないとしております。

また、搭乗率保証等の検討を県が始めたというご指摘でございますが、県は就航する航空会社に支援する必要があるのか、また支援するにしてもどのような仕組みとするべきかについて、他の空港の事例等を研究している段階であるとのことでございます。したがって、今後とも同協議会の活動等を通して、よりよい茨城空港となるよう協力してまいりたいと。どうかご理解をいただきたいと思っております。

議長（今川英明君） 古川よし枝君。

12番（古川よし枝君） 市長はこれからも利用促進協議会の中で推進をしていく、協力をしていく、いささかの心配もないということでしょうか。

茨城空港の建設、今、県の方では普通の飛行場よりも負担が少ないとおっしゃっておられましたけれども、確かに共用飛行場は、主体は国土交通省が飛行場をつくるということになっておりますけれども、関連するターミナルとか、この計画で見ると空港公園とか、さまざま関連する附帯工事があるわけですね。あと高速道路の取り付け道路とか、小美玉市内の関連のアクセス道路の改修とか、そういう大変な財政の負担が見えてきているわけです。恐らく800億円、飛行場の本体の整備は250億円といっているけど、もろもろ入れると800億円を超えるのではないかといいまして、橋本知事も今の茨城の財政は債務1兆7,000億円という、本当に未曾有の財政危機だと言っているわけですね。そういう中でさらに乗り入れる航空会社がないからといって、搭乗率保証、この制度を導入したらいいんじゃないかと、県議会でもそれが議論になって、このことも検討するようになっていて、結局、建設には負担が少ないというけれども、関連事業と今後運営していく利用促進は地方自治体が担っていくとなっておりますので、ほかの飛行場よりも経費の負担が少ないんだというのではないということ、ぜひ見てほしいと思っております。

それで、搭乗率保証制度について、能登空港の同じように利用促進協議会というところに問い合わせをしましたら、そこでは導入をしているのですね。能登空港は地元と全日空との間で便を1便ふやすために、なかなか採算がとれないから、そのリスクをお互いに分け合おうということとその制度を導入したわけです。実際は能登空港は年間15万人の利用客がいて、搭乗率の目標値に達しているということで、実動はないのですけれども、しかしそのほかの市町村では、その利用促進をするために各市町村が利用搭乗者のために利用補助制度というのをつくっていて、これは去年は2,500席ぐらい設けまして、片道2,000円、往復4,000円ですね、それを県内の利用者に補助をするということで、本当に利用促進のために市町村が大変厳しい財政の中、出費をするわけです。そういうことがこれから茨城空港には、私は起きてくるのだろうと思っています。

しかも、能登空港は観光地も大変有名な観光地を抱えていますので、観光客も多いですけれども、茨城空港の場合は、本当に飛行機に乗って茨城の観光地に来ようというのは、残念ながら私はないと思うのですね。

県の言い方を見ますと、つくばとか、県南では人口も増えているから、この人たちが利用する、増えるんだと見ていますけれども、実際羽田に行くのに、つくばエクスプレ

スができて本当に便利になって、わざわざ遠くの百里飛行場の方まで車で私は行かないと思うのですね。そういう点でもかなり県の見方は違っているのだらうと思っているのです。

しかも、羽田空港は茨城空港の開港と同じ年、3月に茨城空港は開港するのですけれども、秋に1.4倍の便をふやすというのですね。そういうことから羽田空港の利便性はずっとずっと高まる。しかも羽田と成田の交通の便ももっともっとよくしようというのが今の状況ですから、そういう中で茨城空港がいくら頑張っても、わざわざ百里まで行って乗ろうという人は、私はそんなに出ないだらうと思うのですね。

それで、県はどういう予測をしたかということ、初年度、年間81万人が利用するだらうと言っているのですけれども、その計算の仕方というのは、現在茨城県の人が羽田に行って、羽田から札幌や福岡や大阪、那覇の方に行く人、それから、新幹線を使ってそちらの方に移動する人、そういう人を数えて、カウントして、推計して81万人という乗客数を見込んだと、この茨城空港の案内の中に書いてあるのですね。だから、そんなことが実際にあるはずがないだらうと思うのですけれども、そういうことで大変いい加減な利用予測、しかも、それでも民間会社は冷やかな目で見ているということです。

そういう中で県は今、マレーシアなどの東南アジアの方に格安な航路として売り込み合戦をしていると、本当に客集めに苦慮しているという状況の中で、私はこの飛行場が1年半開港前を迎えて、どこに行っても本当に飛行機が飛ぶのだらうかということで、便利になっていいという人も、それから、こんないい加減な計画はやめた方がいいという人も含めて、そういう状況に茨城空港は今なっていると思います。この空港について、私は全県を挙げて推進していくというのは、大変見誤ったことになるのではないかなと思うのですね。

それで、8月の25日に自民党県連主催の県市町村議会議員の研修会がありまして、そこでは、来年秋の知事選挙に自民党県連から立候補を要請されていると報道されております小幡さんという方が講演をしたのですね。それで、茨城空港についてはこういうふうに言っています。

首都圏のチャーター便、海外の格安空港、ビジネスジェットの受け皿空港としては将来性があると。だけど、羽田、成田の発着枠増で国内定期便中心の従来型構想では厳しい。2010年に照準を合わせるのではなく、大きく構想を転換して中期的に見るべきではないかと述べたというふうに新聞で報道されているのです。

破綻が明白な事業に莫大な税金をつぎ込み、一方では県民の徴収率を上げるために、徴収率の低い市町村には補助金をカットする、こういうことで市町村のしりをたたきやり方、本当に私は腹ただしいです。

今、払いたくても税金を納められないほど、市民は重税に苦しんでいる。そういう状況からすれば、県の、茨城空港だけではありませんけれども、大変な予測違いの大型公共事業をやり続ける、これは住民の大変な負荷となり、私は今からでもこの茨城空港は中止をすべきだと思っているのですけれども、再度市長はその辺のところを、この茨城空港を取り巻く状況について協力をしていくんだと言っておりますけれども、本当にそういうことでもいいのかと私は思って、午前中はワープステーション江戸の破綻の話が出ました。大変な予測違いで、わずか2年で破綻ということを、私はこういうことを、規模が違っても、本当に県民の負担になる、しいては市民の負担になっていくと思うのですね。そうい

う点で市長は本当にいささかの心配もなく推進されるおつもりですか。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 先ほど申し上げましたように、現段階では県内全団体を挙げて推進しているという状況でございますので、私は先ほど申し上げたとおり、現在はそれに一致して協力してやっていくという考えに変わりはありません。

議長（今川英明君） 古川よし枝君。

12番（古川よし枝君） 今、百里基地は年間で2万7,000回もの自衛隊の離発着の訓練をやっています。民間共用ですから、茨城空港がお客さんが少なく民間機が飛ばなければ、当然新滑走路は自衛隊や米軍の共同演習基地として利用され、基地の機能は一層軍備として強化されていくのではないだろうかと心配します。地元では、今でも外では立ち話ができないほど、自衛隊の戦闘機が飛ぶ騒音の中で生活をしています。私はこれこそ三重にも三重にも地元を犠牲にした軍備拡張、とんでもないと思います。

そういう意味でも、ぜひ今後この茨城空港のなりゆきですね、いつでも中止はできるわけですから、自民党の講演会の中でも述べたように、この事業の見直し、大胆な見直しと、それから、実施の延長、そういうことも含めて見直しをしていくべきだと思っております。

そういうことでぜひ市長にも、ただ協力するだけではなく、やがては市町村の負担になってくるということも含めて慎重に構えていただきたいということをして、質問を終わります。

議長（今川英明君） 次に、8番岡田伊生君。

〔8番 岡田伊生君 登壇〕

8番（岡田伊生君） 本日最後の質問ということで、大変市長を初め執行部の皆さんにはお疲れのところ恐縮ではございますが、もう少しのお時間をいただきたいと思っております。

私は、県道高岡藤代線バイパスの延伸計画についてということで通告をさせていただきます。

この問題につきましては、過去、平成12年そして15年と質問をしてきましたので、この道路といえますか、バイパスの重要性については、地域住民の要望等につきましては、執行部の皆さんには十分とご理解をいただいていると思っておりますので、この点につきましては省略をさせていただきながら、ただし、バイパスの概要について、ちょっとだけご説明をさせていただきたいと思っております。

この高岡藤代線バイパスにつきましては、通称谷田部明野線延伸線ということでいわれております一部の部分でございます。ご承知のとおり、南西部、要するに埼玉県の上野から隣の守谷市を通りまして、TX線と並行いたしましてみらい平まで進入してきます都市軸道路が、みらい平駅前の東櫛戸台線と交差をいたしまして、今度は西北方面、筑波研究学園都市に入りまして、首都圏中央連絡道路につながっていくということでございます。そうしまして、東方面は、ここがそのバイパスの部分になるわけですが、小張あるいは板橋地区を通りまして三島、東地区を経て国道6号線を交差しまして、最終的には成田空港へアクセスされる計画となっております道路であります。つまり、圏央道から6号線までという部分の一部ということになります。

先ほども申し上げましたように、過去の私の質問の答弁の中で、市長を初め関係部課長

の方から、大変この路線については重要なものであるということで、町にとっても大きなメリットがある、谷田部藤代線までの法線、この法線というのがどういう意味かと申したら、簡単に言えばルートということだそうでございますが、これが決定しているので引き続き関係機関に働きをかけていくということでございます。そういうふうな議事録になっておりますが、これまでのこの部分の谷田部明野線、通称総体で申しますと、これまでの経過でいきますと、現在は守谷よりみらい平までの都市軸道路に関しましては、先般ご説明もありましたように、平成24年度には開通をしていく、完了すると。そうしましてつくば市の圏央道の連絡につきましては、ご承知のとおり、合併特例債事業をもって東楯戸台線という名称で改良計画が決定しておりまして、また、着工を間近としているところでございます。

国道6号線方面、この辺の小張南太田線、要するに、駅より愛宕から板橋小学校までの交差点前についても、測量が終わりまして用地買収の段階に入っているということでございます。つまり、今後数年で、先ほど申しました首都圏中央連絡道路からみらい平で都市軸道路と交差をしまして、ワープ江戸までの通称谷田部明野線、先ほど申し上げましたが、その路線が見えてまいりました。

これからは、この問題に入るわけですが、国道6号線及び常磐線佐貫駅、あるいは藤代駅にアクセスしていくことが、つくばみらい市にとっても、あるいは今丘陵部の開発処理といえますか、土地の分譲の問題の促進にとっても大きなメリットがあらわれてくるのではないかと考えております。

そこで、1回目の質問の一つとしまして、ワープステーション江戸まででストップをしております高岡藤代線バイパスの谷田部藤代線、要するに荃崎方面から紫水高校へ向かってくる道路、つくばみらい市の一番東外れの県道になるわけですが、これまでの延伸計画、先ほどの過去の答弁の中にも出てきているのですけれども、それを基本にいたしまして、その延伸計画はどうなっているのか。あるいはそれ以降、要するにそこから先の6号線までの延伸計画については、その質問をしてからその後5年がたっておりまして、その後の関係機関との協議の進捗についてを、まず改めましてお伺いいたします。

2点目といたしまして、このバイパスと、要するにワープステーション江戸の入り口で神生丁字路の市道までの連絡道路があるわけですが、これも過去の答弁には、メディアパーク2期事業の中で県が整備をしていくんだという答弁があります。昨日、市長のあいさつの中、あるいは山崎議員への副市長の答弁の中にもございましたが、メディアパークそのものが解散をして、2期事業は凍結をしているんだと、地区計画にシフトをして企業誘致の努力をしていくということとなっておりますが、私はそちらの方の質問ではなくて、あくまでもこの道路の整備計画、先ほど申しました2期事業でやっていくんだということで約束というか、されているわけですが、これは今そういうわけで頓挫といえますか、凍結している状況の中でこの道路の整備計画はどういうふうに考えておられるのか、まずその2点をお伺いいたします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 県道の高岡藤代線バイパスの延伸についてというご質問でございますが、県道高岡藤代線バイパスの延伸につきましては、議員ご存じだと思いますが、法線がもとから二千間堤防沿いを通して龍ヶ崎市へ持っていくと、今言ったように成田の飛

行場まで持っていくというのが基本だったのですが、途中で旧藤代町の事情で、藤代町がその法線ではだめだということになって、これは中断しておりました。そういうことで、これではまずいということで、実は取手市へ合併されたものですから、国道6号線を横断して、藤代谷田部線までということで議員おっしゃいましたが、そうでなくて、6号国道を横断して国道の51号線に至る県の広域幹線道路ということになっております。

そして現在まで、協議の調整等推進状況でございますが、今申しましたように、茨城県を初め関係する龍ヶ崎市、旧藤代町、現在の取手市でございますが、とルートの協議を行ってきたわけでございます。昨年の10月に龍ヶ崎市、取手市おのおの市長と私とでルートについて協議をしました。その結果、取手市長の承諾を得まして、北側の取手市の双葉団地付近を通過して6号国道を交差して龍ヶ崎市の方へ持っていくということで合意しました。もとのとおりということですので。それで県の方へその働きかけをしておるところでございます。

これにかかわるワープステーションからの道路でございますが、これにつきましては、合併特例債の事業としてこれを活用して進めてまいると、こういうことでございます。合併特例債でございますから、事業完了の時期というのは決まっているわけですが、具体的には担当部長の方から説明させます。

以上です。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

先ほど市長の答弁の中にありましたように、3市長の会議でルートの決定を見ましたので、その協議の結果を受けまして、今年の2月に県、それから、龍ヶ崎市、取手市、つくばみらい市での事務レベルでの協議を行っております。

この道路の今後の予定につきましては、以前に一度このルートについて平成9年ごろに調査を行っているということでございますが、調査を実施してからかなりの年数が経過しておりますので、県において20年度予算で現在の交通需要、費用対効果をはじめ、再度ルートについて調査を実施する予定でございます。県での調査終了後、再度県及び関係3市で協議を行う予定でございます。

それから、ワープステーション江戸から神生へ通ずる市道の整備でございます。これは都市幹線2号整備計画と申しまして、先ほど市長から答弁がありましたとおり、合併特例債事業として整備を進めていく計画でございます。

今後、途中で谷津田がありまして大変地盤がよろしくないということでございますので、ルートあるいは工法等を検討しまして、市道1544号線、ワープステーションの方から進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（今川英明君） 岡田伊生君。

8番（岡田伊生君） ご丁寧にご説明いただきましてどうもありがとうございます。

5年がたったということで、市長からもございましたように、取手、藤代が合併して新しい首長さんで協議をしたということで、先が見えてきたかなという感じがいたしました。この2路線につきましては、ただ私は道路の整備の、投資しているわけですが、効果というのは当初の目的地まで早く開通をさせなければ、投資効果というのは生まれにくいんじゃないかと感じています。

ないかと、途中で切断されたままでは、これはいろいろな意味で影響が出るのではないかと考えております。

今、市長の方からもございました、要するに15年の質問の中では、今言いました谷田部藤代線までとりあえず考えるべきかなという答弁だったのですけれども、きょうのご答弁ですと、もっと踏み込んで一応6号線までというお答えをいただいているわけですが、やはり、基本としてこれまで投資というか、積極的にかかわってきた目的というのは、あくまでも6号線までだということであるわけであります。しかし、まだ20年度の予算でこれからやっていくんだということになりますと、しからばどのくらいで計画段階にまで持ち込むのかということになりますと、ほかの自治体との絡みもございましたので、私は15年の市長のご答弁の中にもあったように、まずは谷田部藤代線の県道まで計画として持ち込むといえますか、県の方と進めていただきたいというような気がするわけですが、その辺についてはどうお考えなのかを、ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

それから、ワープの方から神生の丁字路までという話、合併特例債事業に今度組み入れたんだということでございます。都市幹線2号線野堀南太田という事業が5億4,000万円、これは全部のあれではありません。私も平成5年ですか、ちょうど道路体系整備計画書というもののの中を見たときに、それがちょっと載ってはいたのですね。ちょっと開いてみたのですけれども、要するにこの部分は、今言いましたワープから板橋小学校の前の県道から牛久市の方へ抜ける、県道名はちょっとわからない、多分取手牛久線とか、谷田部牛久線ということになるかと思うのですけれども、そこに野堀地区へぶつかっていくと、その道路のワープから田んぼを通過して平和台の住宅の隣あたりを通過してぶつかっていく道路だと思うのです。それが特例債の中に入っております、確かに。しかし、私、ここで一つだけ疑問が出るのですが、メディアパークつくばが解散したのが、発表があったのが6月、で、特例債事業の計画というのは合併時に、合併協あるいは議会の承認を得てつくられているわけであります。18年度ですよ。そうすると、既にそのときに、今言いましたように、そのルートはダブって線が引かれているといえますか、当然県が2期事業でやるんだということであれば、本来はその部分は抜けているはずなのですが、私もこの辺ちょっとわからないといえますか、この辺の理屈がわからないところもあるのですが、何かしっくりいかないというような感じがするんです。初めからそうであるならば、外すなりしておくべきではないかというようなところがありますので、その辺をもう少し詳しくお聞きをしたいと思えます。

それから、当然そうなりますと、今言ったように2期事業でやっていくんだ、県に大いに頑張ってもらうんだということであれば、当然今言ったダブっている特例債の道路とその部分というのはダブっているのですから、何と言いますか、約束違反ではないかと。県はきちっと県の資金で事業の整備というのを履行すべきではないかと思っております、その辺についての市長のお考え、あるいは関係課のご所見をいただきたいと思います。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 岡田議員、県が凍結した、いわゆるメディアパーク事業、それはずっと前なんですね。そのときには既に町としては、これは合併特例債はその後ですから、出てきたのは、それでこれは合併特例債でやらざるを得ないなということだと思えます。

それで合併特例債を入れたと。県は55ヘクタールを県が買収をして開発しようという計画だったものですから、その道路は抜いておいたと。それで開発にあわせてやっていると、こういうことであそこの道路は抜いてあったわけですが、これがいわゆる凍結されたもので、これは市がやらなければならないということで、合併特例債事業で導入すると、こういうことだと思います。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

まず、ワープステーションから6号国道を抜けて51号線に至る県南広域道路の件でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、今回調査を実施するということですので、その調査の結果どういった方向に進むか、時期はいつになるのか明らかになるかと思えます。

それから、都市幹線2号の整備計画の方でございますが、これにつきましては合併特例債事業では、たしか平成22年度から着手するという計画になっておりましたが、特例債事業につきましては、ご案内のとおり、平成27年度が最終ということで決まっておりますので、市としては早く着手したいとは考えております。

あとの件につきましては、企画政策課長の方から答弁いたします。

議長（今川英明君） 企画政策課長森 勝巳君。

〔企画政策課長 森 勝巳君 登壇〕

企画政策課長（森 勝巳君） ワープステーションから神生地域までの道路の件でございますけれども、当初議員ご指摘のように、開発計画の中で整備をしていこうという当初計画がございました。今回、ご案内のとおり、きらくやまから神生の丁字路ですか、あそこまで一部きらくやまへの進入路というか、地域間道路として、今整備が進んでおります。

先ほど市長からもございましたように、大型開発について、県の方が、しばらくの間凍結をするということもございましたので、せっかくきらくやままで行く道路が完成していても、先ほど議員ご指摘のように、接続されなくては意味がないじゃないかというものもありまして、合併特例債事業で進めていこうという経過でございます。

以上でございます。

議長（今川英明君） 岡田伊生君。

8番（岡田伊生君） 今、2期計画はとくに凍結しているんだというような話でございますが、これは、たまたま川上議員の午前中の資料の中にもちょっと出てきますけれども、2002年に民事再生法の問題が出て、市長はこれから2期事業に大いに期待をして立ち上げていくんだということで頑張るんだということでやっているわけです。私は、やはり神生までの道路の問題については県が約束じゃないかと、約束しているんじゃないかと、だから何でもかんでも特例債を入れるんだというのはちょっと腑に落ちないというか、一般的に考えても約束は約束でしょうよと、そういうことになるんじゃないかと思うのですが、はいわかりました、特例債事業でやりますということであると、お金は幾らあっても足りなくなってしまうのではないかと。特例債事業がすべてこの5億4,000万円がすべてとは申しませんが、そんな感じがするんですよ。

ですから、後でまたその辺につきましては、企画政策課の方に行ってよく詳しい話を聞

きたいと思っておりますので、次の質問を用意しておりますので、次の方に進みたいと思っております。

今、申し上げましたように、この道路に関しては、いろいろと最終的に広域幹線道路、今度はバイパスの話なのですが、していくんだということで谷田部明野線の延伸線、そして今度は取手、龍ヶ崎へいくと広域幹線道路と名前が変わっていくということでございますが、どちらにしましても、このルートにつきましては、大いに期待をしているということでございます。

東楯戸台線につきましては、38億円強の特例債を投入している。そして、直接この延伸線の道路とは関係ないかもしれませんが、関連して豊体から成瀬間の常総取手線のバイパス、これが7億円、合わせて45億円を一応特例債事業として、本来は県がやるべきものを、私もこの件につきましては賛成をしておりますので、どうこう異論があるというわけではないのですが、やはりこれだけ、要するに特例債事業ということで入れて少しでも早くやってほしいということであったわけです。特例債事業93億円の約48%の45億円が入っているわけです。そうしますと、何度も申し上げて恐縮なのですが、この広域幹線道路として今度はやっていくんだということですが、県を信用しないわけではないのですが、せめて、何度も申し上げますが、谷田部藤代線まで、要するに市内だけの、だけというのはおかしいのですけれども、市内を抜ける出口までのルートだけはきちっと確約というか、ある程度の目標というものを県からお示しいただけるようなことが必要になってくるのではないかと、そうしないと、今申しましたようないろいろな問題で住民の理解は得られないのではないかとというような感じがいたします。

先ほどの企画政策課の方で聞くということですが、今言った都市幹線2号線、これについても約束が違うんじゃないかと、何度も申し上げますが、ということになってくるような気がするんですよ。やはり市の道路計画の主体性、あるいは積極的な姿勢が見えてこないということにもなりかねませんので、私は県はまちづくりについては手助けはしてくれるかもしれませんが、ほとんどこれから分権の時代、自立したまちづくりというのは、我々自分たちが考えていかなければならないという、もちろん私がここで申すまでもないわけですが、また、昨日の監査報告にもあったように、市の負債も310億円ですよ、そして、これは私の考え、私的な考えなのですが、要するにこれから発生してくるみらい平の丘陵部に対する今後の負債ですよ、分担金といいますか負担金、道路もある、学校もある、公園もある、いろいろ、もろもろの施設の市の負担金が約230億円ぐらいあるんじゃないかと私は見えています。そのほか、これから管理をしていくという意味でもまた増えてくる、あるいは93億円の特例債の負担金の問題も出てくるということで、大分この市の情勢というのは、財政というのは、かなり厳しいものがあるというような現状であります。ですから、せめて、先ほども申しましたけれども、重複して大変恐縮なんですけれども、高岡藤代線の延伸、出たのは出たのですけれども、せめて市としてはいついつまでにやりたいんだ、あるいは谷田部藤代線については、特につくばみらい市の東側の出口ですから、大体こんなふうな考え方を持っているんだというようなところを何とかお聞きできないかと思っております。

また、ワープの入り口から神生丁字路へ行く間でございます。これについても部長の方からもありましたように、事業が27年度で終わるということで、その期間がないというのはわかるのですけれども、やはりどちらを先に、何と言うんですか、野堀側から入って

るのか、ワープ側から入っていくかによってまた年度も変わるでしょうし、距離的には2キロ、3キロぐらいあるのですか、4キロぐらいあるんですかね、ですから、できちゃうのかな、1年でできちゃうのかなと、予算の関係もございますから、特例債ですから予算は関係ないですね、どちらがやるかということでしょうけれども、やはり計画としては、こっちのワープの入り口から神生の丁字路までを先にやっていただいて、せめていつごろまでにはこの間だけは開通させたいんだというような、要するに具体的な目標というか、市としての、これは県ではございません、あくまでも市としての考え方というのを、ぜひともこの辺はお聞かせをいただければと思うのですが、これはやはり何度も申し上げて申しわけないです。市の道路整備の姿勢というものにもこれがあらわれてくるというような評価がいただけるためにも、何とかその辺を市の目標をお示しいただきたいと思っております。

その2点をですね、お聞きしたいと思っておりますので、ぜひご答弁をいただきたいと。

最後に、ある程度見えてきたということがございますので、なお一層のこれからの関係機関への対応を要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ぜひともこの2点、お聞かせをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 議員、県道につきましては、先ほど、今まで延び延びになっていたという理由はおわかりだと思っておりますが、だからといって藤代谷田部線まででいいというわけにはまいりません、これは。あそこまででいいということになったら、県の方は喜ぶでしょう。そうはいきませんから。とにかく、これまでも一日も早く長い間待ったのだからやってくれよという要望はしております。とにかく県の事業でございますから、私が約束するわけにはいきませんが、要望をしていくと、何回もこれまでも要望しているわけですから、要望してきたから、いわゆる早いところ法線を決めろよということで3市長で決めて県へ出したと、こういうことですから今後も要望していくと、こういうことでございます。

それから、ワープの前の市道ですが、これは先ほどから申しておるように、いわゆる特例債事業は平成27年で完了しなければいけませんから、その枠の中で早い時期に計画を立てて始まってもらいたいと。

ただ問題は、これはどちらも道路の場合などは往々にして、今もあるのですが、地権者がはいそうですというわけにはいきませんので、なかなかこの問題が解決するのに暇がとれるということですから、これもご理解を願いたい。

事業には着手しても、なかなか完了まで暇がとれるということもありますので、これもご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

8番（岡田伊生君） よろしくお願いいたします。

散会の宣告

議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、9月5日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行い

ます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 5 5 分散会

第 3 号

[9 月 5 日]

平成20年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成20年9月5日 午前10時00分開議

1.出席議員

1番	秋田政夫君	11番	松本和男君
2番	坂洋君	12番	古川よし枝君
3番	高木寛房君	13番	海老原弘君
4番	染谷礼子君	14番	山崎貞美君
5番	中山栄一君	15番	廣瀬満君
6番	倉持悦典君	16番	今川英明君
7番	堤實君	17番	豊島葵君
8番	岡田伊生君	18番	川上文子君
9番	直井誠巳君	19番	中山平君
10番	横張光男君	20番	神立精之君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長	飯島善君
副市長	小林弘文君
教育長	豊嶋隆一君
総務部長	渡辺勝美君
市民経済部長	古谷安史君
保健福祉部長	鈴木等君
都市建設部長	鈴木清君
教育次長	秋田信博君
会計管理者	豊嶋久君
秘書広聴課長	石神栄君
企画政策課長	森勝巳君
総務課長	湯元茂男君
財政課長	片見和男君
参事兼人事課長	中川修君
農政課長	坂田宏君
産業政策課長	木村明夫君
生活環境課長	沼尻修君
介護福祉課長	沖田照雄君
都市計画課長	大久保明一君
建設課長	高田守康君
農業委員会事務局長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成20年9月5日(金曜日)

午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)
- 議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例
- 議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例
- 議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 つくばみらい市都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について
- 議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について
- 議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第4号)
- 議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)
- 議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について

- 議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
- 議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
- 議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
- 議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例

日程第3 . 議案第46号～議案第57号、議案第59号～議案第65号、議案第74号及び議案第75号について各委員会付託

日程第4 . 決算特別委員会の設置及び議案第66号～議案第73号について委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)

議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例

議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例

議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例

議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 つくばみらい市都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について

議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について

議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)

議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第4号)

議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予
算(第1号)
- 議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定に
ついて
- 議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定につい
て
- 議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定につい
て
- 議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定
について
- 議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認
定について
- 議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定に
ついて
- 議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
- 議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
- 議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例
- 日程第3 議案第46号～議案第57号、議案第59号～議案第65号、議案第74号及び議案
第75号について各委員会付託
- 日程第4 決算特別委員会の設置及び議案第66号～議案第73号について委員会付託

午前10時00分開議

開議の宣告

議長(今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音等は禁止されておりますので、よろしく願います。

また、今回の定例会から、小中学校の児童生徒を対象に積極的かつ計画的に議会の本会議を傍聴していただくため、市の教育委員会並びに各小中学校の協力のもと事業を展開していく予定であります。本日は、板橋小学校の児童の皆さんが傍聴に来ております。本会議の途中入退室などしますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員、議案説明のため市長、副市長、教育長、

各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、昨日9月4日に行いました川上議員の福岡堰土地改良区の排水施設使用料の一般質問で、前日に行われました倉持議員の同問題に対する市長答弁についての疑義の件であります。昨日本会議終了後調整を行った結果、執行部の方で岡堰土地改良区方式の内容を十分精査し検討することになりましたので、ご報告申し上げます。

なお、岡堰土地改良区方式の精査が終了次第、議会全員協議会等でその内容について報告をしていただくことになっておりますので、あわせてご報告申し上げます。

一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、皆さんご存じのとおり質問及び答弁合わせて1人1時間までとなっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問ですので、遵守するようお願いいたします。

一般質問

議長（今川英明君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

2番坂 洋君。

〔2番 坂 洋君 登壇〕

2番（坂 洋君） 皆さんおはようございます。

2番、公明党の坂 洋です。通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

この夏は、前半、毎日30 を超える暑い日が続き、後半は激しい豪雨に見舞われるなど、記録的な悪天候の中、農家の方は大変ご苦労されたことと思います。

いよいよ収穫の秋となりました。豊かな恵みを私たちに与えていただいている農家の方々に、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。この収穫に至るまでには、さまざまな準備、大変な労働、地道な目には見えない努力があったはずであります。農家ではない私は、新米を食べるときは、いつもこのような思いを持っていただいております。

まず、つくばみらい市の農業の未来に関して質問をさせていただきます。

茨城県では、平成13年度から、化学合成農薬、肥料を慣行の半分以下に減らしてつくられた農産物を特別栽培農産物として認証してまいりました。さらに、今年度から、従前の環境に優しい営農活動とあわせて、農村における環境保全活動を地域ぐるみで一体的に取り組むエコ農業茨城を展開しております。このエコ農業茨城を取り組む地区において収穫された特別栽培農産物を、茨城エコ農産物として県が認証します。

公明党の茨城県本部の提案などに基づき、茨城県として環境保全の活動を県内で幅広く展開し、今年度からエコ農業茨城推進総合対策事業を全県的に推進する施策が打ち出されました。農村の農地、水、環境を保全しつつ、化学肥料及び化学農薬の5割削減などの環境に優しい農業を実践する農家へ、個別に交付金、個別補償を支払うとしております。そのほかにも、畜産農家が堆肥舎整備や堆肥を利用した飼料用苗の生産拡大への支援や農業排水を用水として循環させる仕組みづくりに対しての支援、森林整備活動や遊休農地の解消に対する支援などがあります。

この事業の最大のねらいは、地球環境を守ることはもとより、環境に配慮した農業展開

を県の内外に広く伝えることであり、茨城県の農業のイメージアップと地域の活性化を強力に進めていくことにあります。

エコ農業とは、ご存じのように、農薬や化学肥料に頼り過ぎず、環境への負荷をかけない農業のことですが、消費者は今まで以上に安全で安心な食品を求める時代に入りました。中国産の野菜は危険だということで、安くても買わない人が多い。逆に、安心安全な食品は高くても売れるということで、寒い季節には温かいもの、暑い季節には冷たいものに価値があるように、危険、不安、不信な時代には、安心安全な食品は大きな価値を生じます。

つくばみらい市は、地理的には首都圏に一番近くて緑豊かな農村地帯であり、安心安全というブランドの農産物を供給ができれば、大きな価値が得られるのではないかと私は考えます。

茨城県では、今後、農家や行政、農業団体、食品関連会社、NPOなどが一丸となって茨城独自のエコ農業を推進することで、本県農業のイメージアップと生産額向上につなげたいと言っており、エコ農業への推進のほか、販売面においても、エコ農産物にロゴマークの入ったシールなどを張ってほかの農産物との差別化を図るなど、エコ農産物のPR活動を盛り込んでおります。

そこで、エコ農産物を生産しているエコファーマーは、現在、全国で今年の3月現在で16万7,995軒です。茨城県では6,289軒の方がエコファーマーの認定をされているということなのですが、このつくばみらい市においては、このエコファーマーの認定者は何人ほどおられるのか、お伺いをいたします。そのエコファーマーのうち、支援金を受けている方の数もお伺いしたいと思います。

議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長（古谷安史君） お答え申し上げます。

エコ農業等につきましての説明については、今、坂議員がおっしゃったとおりでございますけれども、エコファーマーの実数でございますけれども、今年6月末現在で77名の農家の方が県知事より認定を受けております。内容等については、トマト、あるいはキュウリ、ナス、イチゴ、それからハウレンソウ、ミツバ等の栽培農家でございます。

それから、支援金については、今のところはっきりしたことはわかっておりませんので、後日ご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（今川英明君） 坂 洋君。

2番（坂 洋君） つくばみらい市として77名という、大変少ない数に驚いているわけですが、このエコ農業の過程、どういうふうに支援金を受けていくかという過程は、集落ごとの取り組み状況に応じて、各地域を開始、展開、優良の3段階で認定して、交付金の支払い対象は展開地区からであります。化学合成肥料と化学肥料をそれぞれ現行の5割以上削減することを条件として、優良地区には補助事業を優先的に受けることができます。独自に直接支払い制度を設けることで、エコ農業の拡大を進めたいという考えであります。

消費者が求める安心安全な農産物を生産する農業展開は、生産者あってのことであり、この事業を展開していくには、各農家の方々のご理解とご協力が何よりも欠かせませんが、エコ農業化への交付金は県がすべて出すのではなくて、県が2分の1、市町村が2分の1

の負担割合となっております。我が市も大変財政的に厳しいものがあり、市に財政的な負担がある以上、このエコ農業事業に対して市がどのように考えているかということが大事なことだと思います。

茨城県としては、3年間で県内農村集落の半数以上でこのエコ農業開始を目指すということを目指してはいますが、このつくばみらい市、今、77名の方がエコファーマーの認定で、このつくばみらい市の農家の方の5割を目標とするには大変な数だと思うんですけども、どのような問題や障害があるのか、ここでその障害などをお尋ねしたいと思います。

議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長（古谷安史君） お答えいたします。

先ほど1問目の質問にありました支援金の話ですけれども、まだ当市では支援金をいただいているというところはありません。先ほど私勘違いしましたけれども、エコファーマー77名に対する支援金というふうなことでちょっと解釈したんですけれども、そうじゃなくて、エコ農業の場合は、先ほど言いましたようにあくまでも地域ぐるみで、そして通常の肥料あるいは除草剤ですか、そういったものを5割以下に抑えて地域ぐるみでそういったものを取り組んでいる団体ということですから、それは先ほど議員おっしゃったように今年度から茨城県が推奨している事業でございますので、今年度からですので、まだそういった支援金をいただいて実施している団体等はありません。

それから、展開していくに当たっての課題あるいは障害という話でございますけれども、農業農村においては、非常に担い手等の高齢化によりまして、農業用水あるいは農地等の保全管理が非常に困難になってきております。加えて、農薬あるいは肥料の不適切な使用、あるいは基盤整備における水域生態系の分断等によりまして、農地の地力低下、あるいは生物の多様性の減退等が顕在化しております。

また、環境に優しい営農活動は、非常に労力が増加するというにもかかわらず、収量の面において、不安定さ、あるいは外観品質の低下による商品価格の下落等、そういった生産費に見合うだけの収益の確保が非常に難しいことから、なかなかそういった取り組みは一部の農家にとどまっております。面的な広がりを見せておらないと、そういった課題あるいは障害等があるようでございます。

以上でございます。

議長（今川英明君） 坂 洋君。

2番（坂 洋君） さまざまな障害があるかと思っておりますけれども、このエコ農業を始めに当たって、私、一番の障害というのは、化学肥料を半分に減らして同じ品質の農産物を生産するということですが、この化学肥料にかわる代替肥料として堆肥肥料が問題だと私は思っています。

さまざまな障害があるのですが、この堆肥肥料が安定的に安く大量に確保できるかという問題が、一番私は大事になってくる問題かと思っております。この堆肥は、化学肥料にはない機能として腐植質の供給と土壌状態の改善があり、作物の生育に適した土壌は、水持ちがよく水はけがよいという一見矛盾した機能が求められ、水持ちがよ過ぎると、水の通気性を阻害してしまうため土壌が酸素欠乏状態に陥ってしまうと。反対に、水はけがよ過ぎると、作物に水が供給されずに枯れてしまう。堆肥の施肥はこの二つを満たす土壌構造が

くられるということで、堆肥化微生物やミミズなどが増えてきます。これによって病害虫菌の発生を抑制することができますし、腐植質は肥料持ちもよい。つまりやせた土を肥えた土に変えることができます。これは農家の方が最も望んでいる土の状態であり、堆肥を使うのは土づくりの基本ですが、化学肥料をやめて堆肥肥料を使った場合には、かえってコストが高くなると予想されます。個人農家が大量の堆肥肥料をつくるには、大変な手間と時間と労力が必要となり、かつ施肥をするためには、肥料をまくためには、またかなりの労力が必要となり、高くつきます。個人農家だけではとても難しく、どうしても行政の手助けが必要です。

化学肥料にかわって、品質のすぐれた堆肥肥料が大量かつ安定的に安く供給できて、臭い、重い、腐りやすいものは扱っていただけませんが、機械施肥に適するように粒状化などの加工がされていれば、支援金などはなくとも一気にエコ農業化してしまうのではないかと私は思っています。

守谷市の常総環境センターの生ごみ堆肥化施設は、私たちも見学に参りましたが、常総地方広域市町村圏事務組合で行っていますけれども、今年からの試験稼働であり、農家の方から良質の堆肥であるということが確認されて期待をしているのですが、まだまだ一般に出荷までにはさまざまな問題と相当の時間がかかるようであり、事業が大きく発展するよう祈っている一人ではありますが、それぞれの市の力強い行政の後押しが欠かせません。

つくばみらい市は、豊かな大地が広がり、農業にも適したすばらしい天地だと思います。何年前の市に対するアンケートでも、この自然環境を残して発展してほしいという住民の思いもあります。

また、国として、食料自給率を7年後の平成27年には現在の40%から45%にアップする目標を掲げています。茨城県としてもやはり目標があります。国としては、カロリーベースとして50%以上目指しているのですが、実現可能性を考えて10年後に45%を設定しております。生産額ベースでは76%に設定しています。茨城県では、平成22年度までこの生産額ベースで75%を目標としております。

今、市の農政に対する具体策が求められています。ある自治体などは、既に堆肥化施設を建設し堆肥化を行うようになってきているようですが、市としては、エコ農業の推進のためにはこのような施設を検討していくべきであると考えますが、いかがでしょうか。また、エコ農業推進については市としてはどのように考えているのか、ご見解をお伺いをいたします。

議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長（古谷安史君） お答えいたします。

このところの原油あるいは飼料等の高騰により、非常に農家の方々大変な思いをされているということで、水稻等については、ただいま議員おっしゃいましたように、堆肥のすき込みですか、そういったことで、実際、当市でも菜の花のすき込みというふうなことで既に始まっています、命名として「菜の花米」ということでこの秋から一部消費者に買ってもらおうということで、その取り組みもしておるところでございます。

それから、水稻については、直播栽培とか、あるいは堆肥の投入ということで化学肥料を削減する、そういった目的で実際のところやられているというふうな経過もございます。

それから、施設等については、ちょっと今のところはまだそういったものは考えてはおりませんが、市としての今後の考え方ということですが、農村の環境保全活動を地域ぐるみで一体的に進めるエコ農業茨城を推進するために、エコ農業茨城推進基本計画というのが、先ほど議員おっしゃったように今年度県の方で5カ年計画ということで策定をされたところでございます。

エコ農業の開始地区になりますと、先ほど言いましたように、水稻とかトマトとか、つくる作物によって若干支援金は違うわけですが、県と市町村がそれぞれ2分の1ずつの負担をするということでございますので、本市においては非常に財政が厳しい状況でございますので、全額県の方で負担、支援というふうなことであればいいんですけれども、当然市の持ち出しも2分の1ということになりますので、地域、あるいは農家の方々、またそういった方々との合意形成を得た上で、県及び関係機関、並びに農協ともいろいろ連携を図りながら、できるものから推進をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（今川英明君） 坂 洋君。

2番（坂 洋君） ありがとうございます。

エコ農業の質問は終わりますけれども、日本の食料自給率が40%になっています。60%のほとんどは輸入に頼っています。なぜ日本はこういう農業になってしまったのでしょうか。農業とほかの産業との所得差が大きくなって、農業は魅力のない仕事になってしまったと思います。自由化が進んで、外国の安い食料が大量に輸入されるようになり、土地の値段が高くて1戸当たり農地面積が小さい日本の農産物は、生産コストだけで勝負する限り、輸出用の大量生産する外国の農産物に勝てるはずはありません。

私たちの生命を継ぎ支えてくれる食物を生産されている農家の方々を軽視していくようなこのような政策は、経済的な問題だけではなく、遠くは国の安全保障という大きな問題に発展しています。また、私たちの身近には、環境保全という面からも、同時に、植物が行う光合成によって酸素を供給し二酸化炭素を吸収する役割も無視できません。植物の根によって侵食が減り土砂崩れを防いでくれる働きも広く認められ、農業には、食料を生産しながら緑の機能を働かす役割が期待されています。しかし、今、日本農業が危機的な状況にあり、農業従事者の高齢化、後継者不足、過疎化などの農業分野の努力だけでは解決しない多くの難問を掲げています。危機的な状況であるからこそ、農家の方々に手厚く、また重視していくような政策が求められていると考えます。

先ほどカロリーベースで、国は、自給率ですが、45%に持っていくんだと。生産額ベースでは10年後には76%に持っていく。県では平成22年までに75%にしていくんだと、こういう目標が明確にあるわけなんですけれども、このつくばみらい市としては、こういう目標は掲げているのか、私はわからないんですが、それは難しいことなのか、必要ではないのか。質問回数がオーバーしてしまいましたので、次の機会にお尋ねしようかと思っておりますが、目標を設定するということが、ゴールがあるため一生懸命真剣になれるということで、何事も数値目標があった方がいいのではないかという気持ちがございます。

次に、2問目の質問に移ります。

2問目の質問としては、つくばみらい市の環境問題の取り組みについてお伺いしたいと思っております。

環境問題の取り組みは、CO₂の削減、またそれに伴う大きなお話になってしまいますので、ご了承願いたいと思います。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会を改め、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが早急に求められています。大量生産、大量消費が当たり前になってしまった現在でありますけれども、我が公明党は、ごみゼロ、むだゼロ、エゴゼロの3ゼロ政策を掲げてまいりました。また、地球環境問題への関心の高まりとともに、環境配慮型のエコライフというものが浸透、定着しつつあります。

私も、エコ生活を心がけております。移動手段としては、なるべく車の使用は避けて、バイクや自転車を使っております。エコといいますと、何か切り詰めた窮屈さばかりを感じますけれども、決してそうではなくて、楽しみながらやっております。

全国各地で環境問題への取り組みが本格化し、我が市役所でも、みんなのできる地球温暖化対策ということで、市役所内の照明用蛍光灯を始業時間までと昼休みは支障のない限り消灯して、利用しないときの階段、トイレ、パソコンの節電、控え目な冷暖房温度設定、コピーの両面印刷、月1回のノーカーデーで相乗りや自転車通勤を推奨しておると聞いております。

また、最近では、むだを省くということで、お金に関して、聞いたことですが、議会事務局の方々が、市議会議員一人一人に毎年与えられていた厚さ10センチほどある例規集3冊の配布を、一人一人に配布するのを取りやめてこれを一つの閲覧式に改めるということで、このことだけで年間50万円前後節約できるそうです。これも仕事に影響が出ない程度の節約だと思います。市民の血税を50万円節約したのですから、素晴らしいことだと思います。そのほか、まだ知られていない節約例や工夫などがありましたら、ぜひ教えてください。

さらに、将来に取り組もうとしている市の環境基本計画及び地球温暖化対策、つくばみらい市の地球温暖化対策実行計画の中身についてお伺いをいたします。

つくばみらい市総合計画、これは一昨日、私いただいたんですけれども、早急にざっと読ませていただきまして、本来の質問は、つくばみらい市の環境問題に取り組む具体的な取り組みはどのようなものかという質問をしたかったのですが、この中に取り組み方がすべて何十項目にわたって書かれておりまして、素晴らしいことだなと思ったのですが、市民の皆様には71項目、そして事業者の皆様には56項目、市役所、市の取り組みとしては9項目の具体的な細かい取り組み方が書かれておりました。これを私質問したかったんですね。質問の趣旨はもう終わったのですけれども。

この計画は平成19年から平成28年の10カ年計画で、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減を図ります。快適な環境保全創出を図りますと。平成28年までの10年計画で、社会的、経済的状況の変化に応じて適宜必要な見直しを行うとしていますけれども、私がお聞きしたいのは、平成28年度にどのような状態になれば目標達成と理解すればよろしいのでしょうか。例えばさまざまな具体的な方法、これを皆さんが習慣化できたときを目標達成とするのか。また、パーセンテージとしてこういうパーセンテージになったときを目標達成とするのか。さらに、先ほどの数値目標ということなんですけれども、温室効果ガスに関しては排出量の削減目標、数値目標はあるのでしょうか。

前に細田議員がお尋ねしたようですけれども、もう一度お伺いをいたします。

議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

環境基本計画、ただいま議員おっしゃいましたように平成19年度から28年度までの10年間ということで計画を立ててございます。適宜、社会的、経済的状況の変化に応じまして見直しをしていくんだよということでございます。

環境基本計画の中では、貴重な資源としての自然環境を守っていくことと、それから大量生産、あるいは大量消費、大量廃棄のライフスタイルからの脱却のために、市、事業所、市民の役割を明らかにして個々の取り組みを促しているということでございます。

そのために、広報紙等により、ご家庭でできる省エネ、あるいはごみ減量のコツを紹介するなど、環境問題、それから地球温暖化に対する市民の関心を高めようということで努めているところでございます。

また、地球温暖化対策実行計画というのがございますけれども、この目的につきましては、市は事業所の一つとしてみずから排出する温室効果ガスの排出抑制等に努めることにより、市内事業所や市民の取り組みを促して地球温暖化防止対策の推進を図ることということで、この市役所の取り組みとしてどういうことをしていくんだというのが、この実行計画になってございます。

そういったことで、例えば先ほど議員おっしゃいましたように支障のない範囲での消灯、昼休みあるいは始業時間前の消灯による節電、あるいはクールビズ、それから逆のウォームビズ、そういったものを取り入れて控え目な冷暖房の温度の設定をすると。それから、各会議とかの配付物の両面コピーをしていくと、当然ごみの減量につながるということで。それから資源化の促進、そして公用車での出張、できるだけ相乗りで行くようにするとか、それから月に一度、第1火曜日ということで今決めているんですけども、ノーマイカーデーということで、できるだけ自転車、どうしても車の場合はなるべくなら相乗りで、近所というか、近くの人と一緒に、一人一人じゃなくて相乗りで来てもらうと。いろいろそういったことで事業を展開していると。この取り組みによりまして、とりあえず平成17年度に比べまして、平成23年度には5%のCO₂の削減を目標にしているところでございます。

それから、新たな施策の導入ということでございますけれども、いろいろ財源的な問題もございまして、なるべくお金をかけないでということで、グリーンカーテンですが、例えば庁舎の南側等に対して、実際、今現在も下水道事務所ではゴーヤというものを植えまして、温暖化に対しての対応を図っているということでございますので、ぜひ伊奈庁舎、谷和原庁舎におきましても、例えばヘチマとか、あるいはアサガオとか、そういったものを植えまして、なるべくそういったグリーンカーテンということで温暖化を防止するということで考えております。

あとはハイブリッドカーとか電気自動車、これは通常の車よりも高いんですけども、それなりの国からの補助等もございまして、そういったものも、新しくもしかえる場合は、公用車等の買いかえの場合には、そういったものも導入していきたいと。

それから、レジ袋の有料化、そういったものも、実際県内でも何団体かはレジ袋を有料化ということでやっているようですけれども、当市においても将来そういった形になるかと思うので、例えばエコバッグの推進とか、そういったものも考えていきたいし、それが

ら財源的にもし余裕があればエコ給湯、そういった太陽光発電を設置する場合に市からの幾らかの補助、これはあくまでも財政状況とも絡んできますのでなかなか難しいかなと思うんですけども、そういったことで、将来的には、施策というか、そういった導入を検討していくということで考えております。

以上でございます。

議長（今川英明君） 坂 洋君。

2番（坂 洋君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

今、環境汚染は加速度的に進んでおりまして、平成20年夏豪雨と命名されましたこの日本各地で起きたゲリラ豪雨もまだ予断はできません。今現在の状況としては、地球が誕生して、さらに数百万年かかってつくられた化石燃料を、私たち人間は100年足らずで使い切ろうとしております。それによって、絶滅してしまった多くの動物たち、植物種もあり、それを私たちは取り戻す方法を知りません。去年よりも今年、今年よりも来年の方がさらに汚染が激しく進んでいく異常事態であるということ認識をしなければいけないと思います。

我がつくばみらい市におきましても、さまざまに先ほどのご答弁のように工夫していると思っておりますけれども、私が以前勤めていた建築会社では、その年の一番売り上げを伸ばした支店長は毎年表彰されるということが決まっておりますけれども、私の支店長は、売り上げのかわりに、会社の保有する営業用の車のほとんどを軽自動車に取りかえる提案をいたしまして、社長はこの提案を取り入れて実行した結果、利益率が大幅に向上したのであります。提案した支店長は、その年表彰されました。

そこで、市の公用車は、先ほどハイブリッドカーのお話もありましたけれども、経済的な軽自動車に、また環境に優しいエコ自動車に、順次取りかえていくべきだと思います。

内閣府が先月8月に発表しました水に関する世論調査によりますと、おふろや洗濯などの日常の生活で節水しているという人が、昭和61年と同じような調査をしたのですが、それ以来、節水しているという人が初めて7割を超えたという調査結果が出ました。水の節約といえば、例えば水道の蛇口から流れる水は、1秒で200cc、牛乳瓶1本以上ですね。1分間に12リットルもの量になります。食器を洗う際、10分間水をずっと流し続ければ120リットルであります。ため洗いをすれば20リットル程度で済むのですが、またおふろの残り湯を使って洗濯などをすれば年間17キロの二酸化炭素を削減でき、約5,000円の節約になるといいます。家庭で節約しているという人が7割もおります。家庭では節約しているといっても、公共の施設の上水の蛇口は節水を心がけるとい人は少ないのではないのでしょうか。

そこで、一つ提案をさせていただきますが、この基本計画の中にも節水コマを取りつけるという、箇条書きの中に書いてありまして、私が提案したいのは、公共施設の上水の蛇口に今後節水コマを全部取りかえるという提案をしたいのです。この節水コマを取りつけて、ある市では、すべての公共施設の蛇口にこの節水コマを取りつけたところ、市の公共施設の水道代が何千万円の単位で削減できたと聞いております。

また、最近、江戸時代の生活が循環型社会の模範として再評価されています。今で言う再使用、再生使用、リサイクル、リユースにかかわる仕事も盛んで、物を大切に「もったない」の知恵とモラルが息づいておりました。

例えば江戸近郊の農家の人々は、農産物の肥料には人の排せつ物、人ぷんが最適である

という知恵がありました。その人ぷんを用立てるために、まち中に出向き、便所のくみ取り口からひしゃくでおけに入れて、お金を払って持っていったそうですね。その人ぷんを扱う問屋まであったそうで、人ぷんにもまたランクがあり、上質の穀物類を食べている身分の高い武士階級のものが最良であるということで、高値で買い取られておったそうです。

そこで、ある市民からいただいた提案ですが、家庭から出る天ぷらなどに使用された廃油、廃油を燃やすと二酸化炭素が出るわけですがけれども、この廃油を回収してまた何かに再利用してはどうかとか、あるいは不用になった携帯電話、また入れ歯、ペットボトル、そのほかエコキャップ運動など、市民の皆様の中にはさまざまな循環型社会のアイデアを持っている人がたくさんおります。

話は変わりますけれども、平成12年度京都府が初めて循環型社会推進課というものを設置したそうではありますが、今後、消費者庁というのが発足される予定であります。国民本位の行政ということで、我が市役所内にも相談苦情を持ち込む、何でも相談できる窓口が10月から新たに開設されますので、これに併設をして、エコ推進窓口、あるいはエコ推進課という課を新たに設けたらと思います。

さまざまなことを申し上げましたが、これで終わりますけれども、つくばみらい市の先見的な取り組みに期待するところではありますが、このことに関して市長のご見解をお伺いいたします。

議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

ただいま議員、いろいろな住民からのアイデアといいますが、そういったものを提案していただきましたけれども、一つ、基本計画の中にも入っていますけれども、水道の蛇口の節水コマですね。そういったものについては、今後、関係課とよく検討していきたいと考えております。

それから、廃油等の話もございましたけれども、先ほども言いましたけれども、なるべくお金をかけずに、できるものからやっていきたいと考えております。

最後に、エコ推進課ですか、そういったものの設置というお話もありましたけれども、これにつきましては、現在、エコ関係、環境関係は生活環境課の方でやっておりますので、その中の係として今後も対応させていただくというふうなことで考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（今川英明君） 坂 洋君。

2番（坂 洋君） 私の質問は以上で終わりますけれども、自分のため、家族のため、未来のために、身近なところからエコチャレンジをやっていきたいと思いますということで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（今川英明君） ここで暫時休憩します。

11時から再開します。

午前10時50分休憩

午前11時00分開議

議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、4番染谷礼子君。

〔4番 染谷礼子君 登壇〕

4番（染谷礼子君） 4番の染谷です。

今回、2点通告をしておりますので、順次お伺いしたいと思います。

初めに、雨水対策についてということですが、最近、まるでスコールのように局地的な集中豪雨が続けております。まさにゲリラ豪雨が何回も続き、各地に被害をもたらしました。これも、地球温暖化の影響なのだろうかと感じております。

残念ながら本市では、今回のゲリラ豪雨に限らず、毎年のように何カ所か水害が発生しております。今回は、その中でも特にひどい2カ所についてお伺いをしたいと思います。

初めに、県道46号線の豊体地区、ローソン付近であります。この場所は、20年以上もの長い間解決がされないままの状況でございます。以前にも何度か取り上げられている場所でもあります。今まで、いろいろな対応はとられているようです。最近では、ローソンわきの道路に大きな浸透枳が設置されましたが、ほとんど機能していない状況で、いまだ根本的な解決ができない。これは大変大きな問題なのではないでしょうか。

先月8月21日と8月28日に、大変なゲリラ豪雨がありました。私も、この2日間、雨の中ではありましたが、現場に行きまわりました。丸松会館前から、今回は、エイコークリーニング付近まで冠水となりました。歩道の縁石がかぶり、車が大しぶきを上げて通っております。恐ろしい風景でございました。この2日間とも、夕方の5時台から6時の冠水となり、ちょうど退社時間に遭遇したため大変な大渋滞となったわけです。この渋滞は、常総橋まで続いておりました。

ここの場所は、今回に限らず、今年に入りまして8月前に2回、通行どめをするような冠水が今年に入って起きております。改善が一向に進展をしないわけではありますが、現場状況は大きく変化をし、TXの開通後、守谷駅へのアクセス道路として大変交通量も増えております。最近の異常気象に、地元住民の方々も大変不安を感じております。長い間の大変重大な水害の箇所であるかと思いますが、ここの対応策についてご所見をお聞きいたします。

続いて、2カ所通告しておりますので、もう1カ所の谷井田地区内の大豊建設わきの歩道ということですが、この歩道は、谷井田小学校の通学路として、谷井田地区の子供たちを初め、中平柳、下平柳方面の子供たちが多く利用しております。また、地元住民は散歩やバスでの通勤通学にも大変利用者が多くあります。

しかし、雨の降るたびに歩道だけに水がたまり、プール状態になってしまいます。この歩道の長さは約100数十メートルありますが、特に大豊建設の入り口付近から二、三十メートルが大変ひどく、いつまでも水が残っている状況であります。このため、子供たちが登下校のときに縁石の上を歩いている、このような状況であり、大変危険であります。以前より地元からも要望書が提出されておりますが、早急な対応が必要ではないか、このように思います。この点についてもお聞かせください。

今回、県道46号線の豊体地区と谷井田地区の雨水の問題を取り上げておりますが、関連したことでもありますので、ほかにも雨水の問題箇所はまだ何カ所かあると思われます。この点につきましても、谷井田南7区の件も含めまして、把握をしておられましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 雨水対策についてのご質問でございますが、県道野田牛久線豊体地内の雨水でございますが、これにつきましては、茨城県において部分的な改修を行ってまいりましたが、抜本的な対策には至っておりません。

今後は、いろいろ協議をしなければならぬ方々がおるわけなんです、実は、あそこへたまる水はみんな水田から入ってきております。ですから、中通川の水位と同じくらいになっちゃうのです。よく汲むんですが、両サイドの排水路へ汲んだのでは、ただ水が増しているだけなので、最後まで中通川まで持っていくと、県道で言うなら丸松会館の先の三差路から東の方まで持ってこない、汲んでも意味がない。こういうことですので、土地改良区、それから地域住民、これらの皆さんと協議をしまして、県道をかさ上げしますと30センチ以上かさ上げしなければなりませんから、ちょうど丸松会館のところが高くなっているわけです。あの高さに持っていくと、あの周辺のご家庭の出入り口に段がついちゃうわけです。

ですから、これは不可能だと思いますので、皆さんと協議をしまして、雨降ってもあの県道へ水が流れ込まないように、こういう方策をとらなければならぬと思います。それには、今申したように水田の水が入ってきちゃうと、こういうことですので、土地改良区と、それからあの近所の皆さんと協議をして、もちろん県も入ってやってまいりたい、このように考えております。

それから、谷井田地区、大豊建設の周辺でございますが、これも承知はしております。いまだ市全域におきましては多くの冠水する場所がございますので、順次改修工事を実施してまいりますが、議員が指摘したところは、やはり緊急的に改善しなければならぬと思っておりますので、今後どうしていくか、私も考えてはおりますが、担当部長の方から細かいご説明はさせます。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

まず、県道野田牛久線豊体地内の雨水対策の件でございますが、議員がご指摘のとおり、豊体のコンビニエンスストアから守谷寄りの丁字路までの付近が一番地形的にも低くて、そのため農地の方から水が流入してしまうということもございまして、県道が冠水してしまうという状態でございます。

県の方では、部分的な改修工事、先ほど議員の方からありました大きな柵をつくって、あれは浸透式ではなくて、一時雨水をためてそこから汲み出すような方式のものと聞いております。それをつくりまして一応暫定的な対策をしていたんですが、大きな改善になっておりません。抜本的な解決策が見出せない状況でございます。

今後、先ほど市長の答弁にもありましたように、関係する土地改良区、あるいは地域の住民の方々と県を交えまして協議の場を設けて、早期に冠水対策、被害の解消に努めてまいりたいと考えております。大変重要な道路ですので、早急な解決をしたいということで考えております。

続きまして、谷井田の大豊建設わきの歩道の件でございますが、この箇所につきましては、もともと土地改良区の用水路であった敷地を歩道に改良したものでございます。流末がな

いんですね。浸透式の舗装で処理している状況ですので、雨水がたまってしまうと。

先日の豪雨のときには、歩道が冠水していましたが、翌日の朝には引いてしまうという状況でございます。しかしながら、通学路であるということでございますので、子供たちの通学に支障を来さないように、部分的に補修を行いまして改修をしていきたいと考えております。

それから、その他の冠水地区ということでございますが、先月の末、28日から30日にかけて、記録的といえますが、大変な豪雨がありまして、市内でもトータルで222ミリの雨が降りました。冠水箇所は17カ所ございました。もちろん先ほど議員の方からありました南7区につきましても冠水しております。これらにつきましても、それぞれポンプを設置するなど、地元の協力を得ながら対応してきたところでございます。

今後とも、地域の協力を得ながら、これらの解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（今川英明君） 染谷礼子君。

4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

2点の答弁をいただきました。2点目の谷井田地区内の件に関しましては、部分的に補修ということで答弁をいただきました。ぜひとも早急をお願いをしたいと思います。

それから、豊体地区の件に関してですけれども、私もこの雨の中、周りをぐるっと見てまいりまして、本当に20分から25分で一気にあそこにたまってしまう。ほかの状況はどうかと、ぐるっと回ってみましたら、ほとんどたまっていない。すべてがあそこにたまっているかのように私も思いました。

先ほど市長の方から、流れ込まないようにと。私も、道路を高くすればよいのではないかと思いましたが、住民の方からは、高くして家の中まで入ってこられては困るということも伺っております。田んぼから水が流れ込まないという方法は大変よいかと思うんですけれども、この問題に関しましては、過去にも先輩議員が何度か質問されております。この答弁の中で、基本的には中通川の改修が根本であると。それとともに、豊体の変則丁字路の渋滞解消のための道路改良とあわせて解消していきたいと言われております。それから5年がたったわけですけれども、根本的には中通川の改修工事が解決策ではないかと私も思います。

しかし、今、市長の方から、入り込まないような対策という答弁もございました。私は、ここでもう一度、中通川の工事の進捗状況、それから今後の計画についてということ、また渋滞解消のための変則丁字路の工事として、豊体横町下宿線の整備が合併の事業として入っております。これが本年度からスタートするわけでありまして。私は、15年の合併前の議事録を読みまして、この下宿線の工事が入れば、並行してこちらの雨水対策の工事も同時進行できるのではないかというふうにずっと思っておりました。ですが、今の答弁を伺いまして、この雨水対策の工事を下宿線とは別に變更して改善策を考えていらっしゃるのか、それともまた別な形での対策を考えていらっしゃるのか、その辺をお聞かせください。

私も、あそこが県道であることは十分承知しております。県道でありますから、県の方にもお話を伺いました。県側としては、大変重要箇所ととらえている、大変な問題点であるととらえている、何とかしなければならぬと考えていますというふうにおっしゃってございました。

今、市長、部長の答弁の中にもありましたが、市におきましても、県以上に緊急性の高

いことは認識をされていると思います。本当に地元の方はうんざりだということもおっしゃってありました。私は、県道ではありますが、行政の責任として、いつその取り組みをしていつ実現をさせていくのか、こういう数値目標を住民に明記すべきではないか。特にこの46号線の問題に関しましては、何十年もの間住民の方が困っているわけです。工事も途中でこういうふうにしたいということを発表していらっしゃるわけですから、住民の方にその計画を知らせていく必要があるのではないかと思います。この点を含めまして、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（今川英明君） 質問の途中ですけれども、冷房を切っておりますので、上着は脱いで結構なので、よろしくをお願いします。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 豊体の県道の問題でございますけれども、先ほど私が水が入らないようにと。これは完璧な改修じゃございませんので、今、議員がおっしゃったように、やはり中通川の改修、それから豊体丁字路の改修、これと合わせてでない完璧な工事はできませんので、とりあえずの問題として、措置方法としてはそれしかないかなと、こういうことでご答弁申し上げたわけでございますが、これいつかという、やはり県道の問題でございますから、県と協議をして進めないでできませんので、もちろん地元の人たちに、県と協議をして、もちろん周知して、地元の皆さんにもご協力をいただかないと、ある程度壁をつくらなきゃならないと思いますので、そういうことで先ほどご答弁申し上げたわけでございますので、どうかご理解を賜りたい。

あと、細かい問題の中通川の問題とか丁字路の改修については、部長の方から答弁させます。

議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

まず、交差点改良の件でございますが、これは市の方で行っております合併特例債で豊体下宿線の工事と合わせまして、県の方で交差点改良を計画しております。その中で雨水冠水被害も対策できないかということでございますが、これにつきましても、勾配関係を調査しまして、丁字路付近が一番高くなっているような状態で、先ほど申し上げましたとおりコンビニエンスストア付近の方が低くなっている。中通川の方へ行ってもまた低くなるというような測量結果が出ております。これらを踏まえまして、県を含めまして、地域の代表の方、あるいは土地改良と協議の場を設けまして、そこで合わせて検討していきたいと考えております。

それから、中通川の改修でございますが、現在、豊体地先の県道の中通川と交差する部分のところまでは、用地買収についてはほぼ完了しております。一部残っている部分があるんですが、そういうことで、順次下流の方から工事は進めているわけなんです、伊奈新橋、中島地先から谷井田の外記新田へ通じる道路の橋の工事にかかっているところでございます。そういった部分的に狭くなっている箇所を順次下の方から改修していきませんと効果があらわれませんので、そういったことで現在進めているところでございます。中通川の改修が進めば、これらも解決するのかなということで期待をしておるところでございます。

それから、住民に時期を明確に知らせるべきかというご指摘でございますが、これらの協議とか、もろもろの調査が終わりました時点で、それらが明確になりましたら、お知らせすべきところはお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

議長（今川英明君） 染谷礼子君。

4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

国を初め、防災の強化をということいろいろな取り組みがされております。市におきましても、ハザードマップが全戸に配布をされております。水害についての対策は、生活の基本でもあります。どうか県、関係機関と連携をしっかりとっていただき、一日も早い改善に向け取り組んでいただくことを要望いたしまして、1問目の質問を終わります。

続きまして、2問目の質問で、受領委任払いについてということでお伺いをいたします。

本市では、入院したときなどに医療費が高額になった場合、高額医療費制度が導入されております。本人の支払いが自己負担限度額だけで済むようになりました。また、出産育児一時金の受領委任払い制度も、既に実施をされております。大変皆さんから喜んでいただいております。

そこで、今回の質問は、介護保険を使った住宅のリフォーム等の支払いにも、この受領委任払いを導入してはどうかと思うのであります。

本市では、現在、介護保険者の生活環境を整えるためのサービス事業として、居宅介護住宅改修を実施しております。これは小規模な住宅改修をする場合、要介護の区分に関係なく上限20万円までの改修費が支給されるわけでありまして、その内容につきましては、手すりの取り付け、段差の解消、また床の滑りどめなど、また洋式トイレへの取りかえなど、介護予防のための住宅改修工事が対象となっているわけでありまして。

これらの内容を見ましても、この事業の一つの目的として介護度を抑制するためのもので、介護を重度化する要因として転倒による骨折などが大変大きな要因となっていることが多いと言われております。介護度を抑制する面から考えましても、大変効果的であると考えられます。

しかし、この工事費用については、現在、償還払いとなっております。保険加入者は、費用の金額を施工業者に一度全部支払いをしてから、市の支給申請をし、おおむね2カ月後に自己負担額の1割を引いた分の払い戻しを受けることになります。後から戻ってくることでありますが、一度に多額のお金を用意しなければならないわけでありまして。自己負担の1割だけで済むように、受領委任払いを実施してはどうかと思うのであります。

この介護予防のための生活支援の事業の利用状況も、あわせましてお伺いをいたします。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 受領委任払いについてというご質問でございますが、介護保険制度における住宅改修は、今、議員おっしゃってございましたが、高齢者本人の尊厳を守り、自立した生活を継続できるために、要介護認定を受けている方を対象として、今、議員おっしゃったように、手すり、段差の解消など住宅改修を行った場合に支援するものでございますけれども、対象となる工事費は、これも議員おっしゃってございましたが、20万円が上限でございます。制度的には償還払いが原則でございますけれども、利用者の状況を調査の上、事務効率等も含めましていろいろ考え、今後検討してまいりたいと、このように

現在考えております。

細かい点は、担当部長の方から説明させます。

以上です。

議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） ただいまのご質問についてお答え申し上げたいと思いません。

まず、今までに住宅改修の申請の件数でございますが、平成18年度は67件、19年度は69件、本年度については、7月末まででございますが、30件の利用申請が出されております。

先ほど議員の方から上限の20万円まで支給というお話でしたが、工事費の上限が20万円ということで、そのうち1割が利用者負担ということですので、よろしく願いいたします。

議長（今川英明君） 染谷礼子君。

4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

市長の方から、今後検討していきたいという答弁をいただきました。また、部長の方から利用状況をお聞きしましたが、大変多いということを感じるわけですが、利用者が多いというところで、この受領委任払いに変えること、これは支給方法だけを変えるだけで、特別、経費がかかるわけではないわけでありまして。その方法を変えることによって、保険者は負担が軽減でき、大変喜んでいただけるのではないのでしょうか。

だれしも、できることなら、いつまでも住みなれた我が家で暮らしていきたいと望んでいるのではないのでしょうか。そのためにも、思いやりの支援として、ぜひ積極的に取り組んでいただくことを期待いたしまして、今回の質問をすべて終わりいたします。

ありがとうございます。

議長（今川英明君） 次に、20番神立精之君。

〔20番 神立精之君 登壇〕

20番（神立精之君） 20番神立でございます。

1点ほど通告をしておきましたので、よろしく願います。

行政コスト低減対策についてということではありますが、今回、中山栄一議員からもコスト削減ということで質問されまして、私なりにダブらない程度に質問させていただきたいと思っております。

また、部課長さんにも大変失礼なことも出ようかと思いますが、それと矛盾する点が多々あるかと思いますが、よろしく願いしたいと思っております。

市町村合併は、いわゆる財政の基盤の強化と住民福祉の向上を目的に、半ば強制的な事業であったわけであると思っております。並びに、地方分権の推進に当たり、小さな町村から大きな市をつくって経費の削減もするというのも、目的の一つであったと考えております。

そういう中で、つくばみらい市が発足して2年半ばを迎えている今日であります。依然として市の財政は厳しいものがあると考えておる次第であります。この周囲の市においても、財政状況というのは厳しいものがあると感じておりますが、職員の皆さんの給与の面においては、地域性に基づいて大きな差がないものと思っております。

そこで、つくばみらい市の議会は、ご案内のとおり合併時の定数は32名でありましたが、

改選時には、みずから12名、率にして約40%の定数を削減をして、現在20名の定数であります。報酬についていえば、町村議会の報酬に据え置いた金額であるわけでありまして。その上、政務調査費も返上して、今、議会活動をしているような状況の中で、この近隣の市、いわゆる守谷、常総、坂東と比較した場合に、報酬に大きな差が出ているのも現実であります。こういうことも、今後の課題ということで考えていく必要もあるのではなかろうかと考えます。

一方、執行部におかれましては、市長、教育長は、合併により2人から1人に減ったわけであり、さらにその上で、市長はじめ、副市長、教育長は、生活に支障の出るくらいに給料の一部をカットして、厳しい財政に対応しているのも現実でございます。一日も早く財政の確立を目指して、正規の給与体制が望まれると考えています。

財政に大きなウエートを占める職員の給与であります。そう簡単には削減というものも難しいのが現状の姿であると考えておりますが、職員の皆さんにおかれましては、複雑多岐にわたる住民の要望、厳しい財政の中から対処するために、創意と工夫で、また英知と努力によって克服したいとしながらも、物価の上昇、人件費の削減のために、残業で賄っている点多々あるかというの、今、思っておる次第でございます。こういうふうな物価の上昇、また人件費の削減のために残業で賄っているような状態でありまして、これ以上経費の削減はできないと、一向に行政コスト低減が進まないのも現状でなかろうかと思っております。

また、事務能力向上のためにと事務機導入、事務委託しておりますが、そうかといって職員が減ったかと申せば、削減されないのが現状で、逆に事務費、また委託費の経費がかかっているのも現状であろうと思っております。

中山栄一議員からも質問されたコスト削減については答えられましたが、私としては、皆様方に、このような実態を踏まえて、行政コスト低減に当たっては、機構の再編成、また統廃合し大きな課を設置してこそ達成できるものと思っておりますので、市長として、機構の再編成または課の統廃合というものについて今後どのように考えているか、お尋ねをいたす所存でございます。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 行政コスト低減対策についてというご質問でございますが、厳しい財政事情の中、最小限の経費で最大限のサービスを実施していくために、行政改革の一環として、今年度から行政評価システムを導入しております。事務事業の整理統合を図り、費用対効果を重視し、むだをなくした自治体運営を目指して取り組んでいるところでございます。

中山栄一議員の質問にもございましたが、給食センター、幼稚園、保育所等について指定管理者制度を導入したらどうかというご質問でございますが、これも視野に入れてコスト削減の方策を今後検討してまいりたい。もちろん組織機構の再編、統廃合等についても、簡素で効率のよい行政組織となるよう、随時事務事業の見直しをしてまいりたいと、このように考えております。

細かい点については、それぞれの部長の方から答弁させます。

議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

総務部長（渡辺勝美君） 組織機構の再編成、統廃合についてということでございますけれども、集中改革プランをもとにしまして随時見直しを行うこととされておるわけですが、合併後2年にわたり機構改革を実施しまして、1部3課を削減いたしました。今後についても、住民ニーズ等を的確にとらえて、効率のよい行政組織機構となるように検討してまいりたいと思います。

職員数の削減につきましても、定年退職者、あるいは早期退職者等について事務系職員は一定数を補充して、技能労務職あるいは技術系の職員については不補充ということで嘱託職員等を採用するというので、職員数の削減を図っていくという考えであります。

集中改革プランの目標値を見てみますと、国から示されております5.7%の削減率、これを上回る6.6%としましたけれども、現在、目標値を上回る9%の削減率となっております。合併時、職員数377人でございましたけれども、現在343人という削減となっております。

以上です。

議長（今川英明君） 神立精之君。

20番（神立精之君） ありがとうございます。

このたびの議会で監査委員からも、また8月27日の全員協議会においても財政課長から説明があったわけですが、内容的には、自主財源が60%、依存財源が40%、また経常収支比率が92%ということで報告を受けております。

なお、財政健全化に対する行政のあり方につきましても、健全化判断比率についても今のところ大丈夫であるという結果だそうですが、ただ、将来の負担比率であります。当市は、合併による特例債事業、またみらい平におかれましては小中学校建設、外部におかれましては常総広域による第三次ごみ可燃処理場の建設に当たりましての負担金、また火葬場・やすらぎ苑につきましては建設時に地元との約束事業に対する負担金等々がこれから加わるものと考えておる次第でございますが、これまでの議会でも、この厳しい財政を何とかしようということで、議員の皆様から、財政指数を上げるためには企業の誘致というものが提案されておりましたわけですが、確かに当地域は、県下でも企業誘致は好条件下にあると自負しているわけですが、それと同時に、市役所内でも努力する姿が見えているわけでございます。

ただ、各企業は、今日の原油高を初め、景気低迷によりなかなか進出は難しく、投資する企業も少ないのではなからうかと思っております。そういう中におかれまして、企業誘致促進に当たっては、まず第1に、都市計画上の問題があると考えます。線引き、道路、排水等の問題の条件整備をしてないところには企業は張りつかないというように思っている次第でございます。そういう中で、早急にそういう努力もする必要はあるのではなからうかと思っております。

何もしないでこのままいったら、近い将来に大きなツケが回ってきますし、住民負担も大きくなるのは目に見えております。今でも市民は、税負担についてもあまりにも高いというような大声が出ている状態です。そのためにも、手っとり早いのが行政のコストの低減であるというように考えております。

小さな課をさらに細分化して係を置きますと、担当する分野が狭くなり、職員の視野にも影響が出てくると思っております。縦横の連絡も疎遠になって、課によっては、忙しい課、そうでない課が出て、不公平な面も多々出てくるのではなからうかと思っております。

課を統合すれば、職員の協力体制も確立しますし、住民にもわかりやすくなるのではなかろうかということも考えております。職員の協力体制が整っていれば、残業時間も短縮されるものと考えております。

行政のコスト低減は、機構の再編成と統廃合に深くかかわるものと考えておりますが、それと同時に、少数の給与、報酬の削減より、多くの人数の給与削減は行政のあり方が効果的であり、そういう点も考えていく必要があると思っておりますので、その辺のところもう一度お尋ねをいたします。

議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

総務部長（渡辺勝美君） まず、一つには組織機構の再編成ということで、先ほどもお話ししましたように、私どもの方でも1部3課を削減ということでやってきたわけですが、それ以外にも、そのほかに、財政面になりますけれども、公債費等でも昨年に引き続き高金利時に発行した地方債の借りかえであるとか、歳出の削減に努めていると。歳入の確保につきましても、丘陵部地区の開発に伴う固定資産税の収収の伸び等も、19年度においては7,000万円ほどございました。現在、丘陵部地区の区画整理事業が進められておる中で、特に定住化促進というものも考えていきたいと考えております。

また、市税の収納率アップ、これも21年度からコンビニエンスストアの納付も実施するべく、今、進めているところでございます。

そういうことで、現時点においては健全な財政段階の状況にありますけれども、今後、新たな財政負担が見込まれるという中で、特に収収の向上、あるいは受益者負担の見直し等によって、自主財源の確保を図ってまいりたいと思っております。

また、歳出面におきましては、事務事業の徹底した見直しというものを行って、歳出全般にわたる行政経費の節減合理化を進めたいと。あるいは歳入規模に合った歳出規模にして、効率的で健全な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（今川英明君） 神立精之君。

20番（神立精之君） そういうことでよろしく願いしまして、質問終わります。

議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

1時から再開します。

午前 11時52分休憩

午後 1時00分開議

議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番廣瀬 満君。

〔15番 廣瀬 満君 登壇〕

15番（廣瀬 満君） 15番の廣瀬です。よろしく申し上げます。

2点ほど通告してありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、櫛戸台線付近の優良企業誘致についてということで質問させていただきますが、特例債事業で進めている東櫛戸台線も、22年度より用地買収に入るという説明を受けましたけれども、この道路は、T X両側の軸道に接続して、先行きは環状7号線まで通じるわけで、常磐道とともに当地域においては大変重要な幹線道路

になると思われております。

そういうわけで、地域の住民からは大変期待されているわけでございますけれども、市北部の福岡台地区には工業専用地域が散在しておりまして、クボタ農機を初め、かなりの大小企業があります。新たに企業を誘致するエリアは、あの中にはもうなくなっているのかなと思っております。

この東櫛戸台線が開通することにより、既存の工業専用地域の計画的な拡大、また並行して新たに工専区域を指定して、区画整理なりして優良企業の誘致と企業活動の活性化を促進することによって、地域の雇用機会の拡大や地元経済の活性化を図ることで、本市の財源にもかなりプラスになってくるのではないのかなと思っております。

もしできればこの特例債事業で、櫛戸台線の完成とともに、そういう企業の誘致を進めていただければと思っております。質問したわけでございますけれども、よろしく答弁のほどお願いしたいと思います。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 櫛戸台線付近の優良企業誘致についてということのご質問でございますが、これまでも議会の皆様から、開発と企業誘致についてはさまざまなご意見をいただいております。

企業の誘致につきましては、市の財源確保、雇用促進のために欠くべからざる事業でございます。重要な問題でございます。市の総合計画では、東櫛戸台線東側の区域は、複合産業地域と位置づけております。企業誘致のためには、何といたしても土地の開発が前提となりますが、都市計画法に基づき開発手法の検討を進めていく必要がございます。

また、企業誘致につきましても、ただ待っているだけではできませんので、いろいろな工夫が必要でございます。これらを実現することは簡単なものではございませんが、具体的な事業につきましては担当部長に説明をさせますが、いろいろと工夫をしてその受け入れ体制をつくっていかねばならない。前にも出ておりますが、下水道も水道も必要でございます。そういうものを整備しなせんと企業も来ませんから、そういうものを考えながら組み立てていきたいと、こう思っておりますが、細かい点は部長の方から答弁させます。

議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

企業の誘致等につきましては、今年度の6月から、実は、庁内の各部署からなる検討会というものを開いていると協議をしております。いろいろな立地条件を整えるため、開発手法を中心とした研究、検討を重ねているところでございます。

ただ、今、市長の方からもありましたように、農地の取り扱いとか、あるいはインフラ、上水道、下水道、あるいは雨水排水、基幹道路等の整備ですね。そういったもののさまざまな問題を抱えておりまして、こういった問題は一朝一夕には解決できる問題ではないというのが現状だと思っております。

現実的には、東櫛戸台線の工事の進捗状況を見ながら、企業が進出しやすい基盤整備等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（今川英明君） 廣瀬 満君。

15番(廣瀬 満君) あの地域は非常に下の条件はいいわけですね。インフラ面、これを整備しないと来ないわけですがけれども、実際にあの地域はつくるものがないんですよ。何をつくってもだめだと、売り物になるようなものがない。麦はつけれないわ、芝はだめだと。そういう関係で、何とか有効利用を図っていただきたいという地域の方々の意見がかなり多いということなので、大変難しい面もあろうかと思えますけれども、市独自でできるのか、また県の開発公社なりが入らないとできないのか、その辺はどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長(今川英明君) 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長(古谷安史君) お答えをいたします。

ただいま地域の声というふうな話でございますけれども、東横戸台線の東側の地権者の方々、地元の方々に説明をしながら、実はアンケート調査を今後実施していきたいというふうに考えております。そして、地元の地権者の方々を初め、そういった方々の将来にわたっての土地利用等々についての考え方をお聞きしたいと考えております。

また、昨年施行されました企業立地促進法では、地域の取り組みを支援して地域経済の自発的発展の基盤整備の強化を図ることがうたわれておりますので、その承認申請についてもただいま検討しているところでございます。

また、別の観点からは、庁内の先ほど申し上げました関係部局からだけではなくて、企業、あるいは市議会議員の皆様、そして商工業関係、そういった関係機関の方々からなる企業立地推進懇話会というものを今年度中には立ち上げて、そういったいろいろな立地にかかわる条件整備、あるいは企業の考え方、そういった将来に向けたご意見をちょうだいすべく準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(今川英明君) 廣瀬 満君。

15番(廣瀬 満君) 県の開発公社が開発して、企業誘致を図っているわけですがけれども、なかなか企業誘致ができないというのが現状なわけですがけれども、県の許可権がまず第1にかかってくるのかなと思っております。開発行為を起こすには農地を転用しなくちゃならないと思えますけれども、時間はかかると思いますがけれども、何とかあの地域を、今の工専区域の中も満杯で入れないと。やはりある程度のインフラ整備と、それから大企業が入るには、それなりの大面積といいますか、面的にもかなりの面積を整備しないとなかなか誘致できないのかなと思っております。ぜひとも実現できるよう努力していただきたいと思えます。

次に、2問目なんですけれども、つくばみらい市の農業についてということで質問させていただきます。

農業問題は国の問題だと言われますけれども、今、全国的に、先ほども何人かの人から出ましたけれども、日本の農業人口は約330万人と言われております。ここ最近、10年間に約20%ぐらいずつ減少していると。その農業の担い手、国の全体的な担い手としては、65歳以上がたしか60%以上と。今後、就農する若い人の後継者ができないということになると、急激に農業人口が減ってくる、また生産量も下がってくるという、国はそういう状況かと思えますけれども、つくばみらい市の今後の農業ということで質問をさせていただきます。

何としても農業の担い手を育成しないと、今後、ここの水田農業は崩壊しちゃうのではないかと考えております。総合計画の中では、耕作ができない農家については、大規模農家なり、それから農業生産法人への貸し付けを指導するということがうたわれているわけですが、我々農業、当初は利用組合から、今は農業生産法人に移行して、周りのできない農家の分を耕作、または利用料をいただいて担い手として位置づけられているわけですが、なかなか次の後継者なりができないと。我々も、かなりの高齢者になってきております。

なぜ担い手ができないかといいますと、現在、10アール当たりの米の生産量、米の生産額といいますか、約10万円なんですね、昨年あたりの単価で言いますと。それで、実際に10アール当たりの生産するコストがどのくらいかかるかといいますと、約14万円くらいかかっていると。そうすると、逆に4万円も赤字だよと。そういう形で、なかなか担い手どころか、自分たちの経営も今後続けていけるのかなと、そういう状態なわけですね。このコストを何としても下げなければ、生活できなければ若い人はついてこないし、コスト下げるのにはやはり農地の集積、現在、自分たちで担い手として、今までは村なりからの機械の整備には30%の補助をいただいて、周りの水田を管理する担い手としての位置づけをしてきたわけですが、最近財政が悪いということで、年々補助率が下がってきていると。

認定農業者にはなっているわけですが、19年は92人の認定農業者で、認定農業者とか法人にある程度農地の管理を任せていくんだという方向かと思っておりますけれども、実際に認定農業者92人いても、自分たちから手を挙げて認定農業者になりたいと言ってきた数ではないのかなという感じを持っております。

それから、集落営農組合、これもなかなか難しいんですね、現在の状況では。みんな兼業でやっていますから、どうしても稲刈りとかそういうのは休みに集中する。ほとんど勤めの合間にやっているという状況で、集落で営農組合をつくって集落をそっくり組合でやっていくということも、今後非常に難しいのかなという感じも持っております。

一番は農地の集積ですね。これがスムーズにいくように指導していかないと、実際に今後水田農業は崩壊していっちゃうんじゃないのかなという感じもありますので、その辺はどう指導していくのか。

また、生産調整を農協に任せられた時点で、一般農家の農協への出荷は年々減少しちゃっているんですね。その辺をある程度指導していかないと、農協へ出荷する農家はなくなっちゃうんじゃないのかなという感じも持っていますので、その辺ちょっとお願いしたいと思っております。

議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長（古谷安史君） つくばみらい市の農業というご質問でございますけれども、廣瀬議員はその方に関しては非常に大ベテランでございますので、私の方から答弁するというのもいかなものかと思うんですけれども、まず、担い手の育成確保についてでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、地域の農業の将来を担う認定農業者、これは現在市内には、先ほど議員言われましたように92名の認定農業者がいるわけですが、その方々をもちろん確保するということを基本といたしますけれども、地域の実情によって、集落営農の組織化、これは今現在9団体でございますけれども、こ

れを推進していくということで、経営の法人化に向けた支援を行っていきたいと考えております。

具体的には、市、あるいは農業委員会、ＪＡ茨城みなみ、あるいはつくば地域農業改良普及センター等で構成しておりますつくばみらい市担い手育成総合支援協議会というのがございますけれども、こういった中で実務担当者によります担い手育成支援チームというものを編成して取り組んでまいりたいと考えております。

また、担い手の育成に当たりましては、集落ごとの現状を十分に調査、把握いたしまして、農業の経営に意欲のある農業者及び集落に対して、その生産技術、あるいは経営管理の情報提供や研修等の取り組みを行いまして、その育成に努めていくというふうなことでございます。

さらに、農地の集積というご質問でございますけれども、平成19年度から導入されました水田所得経営安定対策、これの対象者の確保に向けまして、当面、土地利用型の農業を営む認定農業者等が全作業を受託している農地等の利用権の設定を重点的に推進してまいりたいと考えております。

さらには、市単独の土地利用の集積加算金の助成を行うことにより、認定農業者、あるいは集落営農組織への土地利用集積を促進して経営規模の拡大を図りながら、真に地域の農業を担っていく経営体を育成してまいりたいと考えております。

ＪＡ茨城みなみ農協ともいろいろと連携を図りながら、農地の貸し手、そして借り手のさらなる掘り起こし等を行いまして、事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（今川英明君） 廣瀬 満君。

15番（廣瀬 満君） 農地の集積ですけれども、実際にうちの方は、近くに真木の営農組合、真木も法人になっておりますけれども、ちなみに、うちの方で、現在、筆数というか、枚数、これが秋の収穫だけでも100枚以上なんですよね。真木さんはもっとあるんじゃないかと思うんですけども、それが入り組んでいて、谷和原村時代にも何とかそれを集積して、色分けして各組合で集積しようということをやったときあるんですけども、なかなかそれができなかったわけですね。

やはりある程度ＪＡとか市が窓口になって、貸したいという農地を全部把握して借りて、それで集約していかないといけないと思うんですよね。非常に難しいと思いますけれども、そうしないと担い手はできないんじゃないのかなと。実際に100枚もあるわけですから、そこを点々と、口スばかりあって、機械が移動しなくちゃならない。こういうことをやっていたのでは幾ら法人でも成り立たないわけで、やはり農地の集積、これが今後の水田農業においては第1条件になるのかなと、こう思っていますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

市民経済部長（古谷安史君） お答えいたします。

先ほども後段で最後のころ申し上げましたけれども、今、議員おっしゃるように、なかなか個人、あるいはそういう営農組合等々だけの貸し借りというか、そういったものはなかなか難しいというふうなことも考えられますので、ＪＡの方とも連携をよく図りながら、農地を貸してくれる方、あるいは借りる方のこれからの掘り起こしですか、そういっ

たものをしていく必要はあるかと思しますので、市の方としても積極的にそういったものについてバックアップをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（今川英明君） 廣瀬 満君。

15番（廣瀬 満君） 何としても行政がJAなりを指導してやっていかないと、JAそのもの、今、みなみ農協、そんなこと言っちゃ何ですけれども、みなみ農協にはそれだけの力もないし、やる気がないんですよ。だから、行政でそういうあれを指導していく必要があるのかなと思っております。でないと、もとの葦原みたいな水田になっちゃうことが心配されるわけですよ、やる人がいないと。

認定農業者が92人と今聞いておりますけれども、認定農業者としても、施設やっている方は水稻はやらないし、水稻そのものの認定農業者で受けているというのはそんなにはないと思うし、そこらのところもある程度指導しながら、JAがある程度農地を借り受けて、それで認定農業者なりやる方に集積して耕作してもらおうと、そういう形をとる必要があるのかなとも思っております。JAにもそういうことを言っているんですけども、なかなか腰を上げないんですね。

それで、生産調整の問題もありますけれども、農協へ出さなくて業者にみんな米を庭先で販売しちゃうと。業者の場合は生産調整のあれを持ってないんだね。関係ないと。農協の場合は生産調整をしないと買い入れしないとということですけども、集荷業者はそれがないからみんな集荷業者へ流れちゃうと。余計農協へは集まらなくなるよと。やはりうちの方の集落でも、極端に今年は農協へ出さないというのが多くなってきちゃっているの、その辺も行政でかなりの指導をしていく必要あるのかなと思っております。

その点……いいですよ、答弁は。そういう指導してくださいよ。でないと、これは大変な問題になりますので。

議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） よくわかりました。関係機関とよく協議して、市がリーダーシップとして指導してまいりたいと、こう思っております。

15番（廣瀬 満君） よろしくお願ひします。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）

議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例

議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例

議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例

議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第54号 つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について
- 議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について
- 議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第4号)
- 議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)
- 議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
- 議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
- 議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
- 議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例

議長(今川英明君) 日程第2、議案第45号から議案第75号まで、31案件を一括して議題といたします。

議案に対する質疑については、期限までに本職あてに通告がありませんでしたので、省略いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっている31案件のうち、議案第45号については委員会付託を省略し、先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(今川英明君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、委員会付託を省略し先議することに決定しました。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)を議題といたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(今川英明君) これで討論を終わります。

これから議案第45号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第45号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第46号～議案第57号、議案第59号～議案第65号、議案第74号及び議案第75号について各委員会付託

議長（今川英明君） 日程第3、議案第46号から議案第57号、議案第59号から議案第65号、議案第74号及び議案第75号について各委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

この際、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

なお、議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）については、各委員会において所管部分の審査を行うことといたします。

決算特別委員会の設置及び議案第66号～議案第73号について委員会付託

議長（今川英明君） 日程第4、決算特別委員会の設置及び議案第66号から議案第73号について委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

議案第66号から議案第73号までの一般会計、各特別会計及び水道事業会計の平成19年度決算については、議長、議会選出監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第73号までについては、議長、議会選出監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、正副委員長互選のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後1時31分休憩

午後1時32分開議

議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、決算特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。委員長に松本和男君、副委員長に横張光男君、以上のとおりご報告申し上げます。

散会の宣告

議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
次回の本会議は9月18日午後1時から開きます。
本日はこれにて散会します。
ご苦労さまでした。

午後1時33分散会

第 4 号

[9 月 18 日]

平成20年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第4号

平成20年9月18日 午後1時01分開議

1. 出席議員

1番	秋田政夫君	11番	松本和男君
2番	坂洋君	12番	古川よし枝君
3番	高木寛房君	13番	海老原弘君
4番	染谷礼子君	14番	山崎貞美君
5番	中山栄一君	15番	廣瀬満君
6番	倉持悦典君	16番	今川英明君
7番	堤實君	17番	豊島葵君
8番	岡田伊生君	18番	川上文子君
9番	直井誠巳君	19番	中山平君
10番	横張光男君	20番	神立精之君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長	飯島善君
副市長	小林弘文君
教育長	豊嶋隆一君
総務部長	渡辺勝美君
市民経済部長	古谷安史君
保健福祉部長	鈴木等君
都市建設部長	鈴木清君
教育次長	秋田信博君
会計管理者	豊嶋久君
秘書広聴課長	石神栄君
企画政策課長	森勝巳君
総務課長	湯元茂男君
財政課長	片見和男君
農業委員会事務局長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局 局長	井波進君
書記	大野隼人君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成20年9月18日(木曜日)

午後1時01分開議

- 日程第1
- | | |
|--------|--|
| 議案第46号 | つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例 |
| 議案第47号 | つくばみらい市都市農村交流施設条例 |
| 議案第48号 | つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第49号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第50号 | つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第51号 | つくばみらい市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第52号 | つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第53号 | 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第54号 | つくばみらい市都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 |
| 議案第55号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案第56号 | 大字、字の区域の変更及び区域の設定について |
| 議案第57号 | 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について |
| 議案第58号 | 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号) |
| 議案第59号 | 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第60号 | 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第61号 | 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第62号 | 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第63号 | 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第64号 | 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第65号 | 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号) |
| 議案第66号 | 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について |
| 議案第67号 | 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について |
| 議案第68号 | 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について |
| 議案第69号 | 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について |
| 議案第70号 | 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 議案第71号 | 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について |

- 議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
- 議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
- 議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例
- 請願第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
- 日程第2 発議第6号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定している第三次ごみ処理施設決定をやり直すことを求める意見書
- 日程第3 発議第7号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書
- 日程第4 発議第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書
- 日程第5 発議第9号 公益通報窓口を「外部」に設け、通報者保護制度の確立を求める意見書
- 日程第6 閉会中の継続審査の件
- 日程第7 閉会中の継続調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例
- 議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例
- 議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について
- 議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について
- 議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第4号）

議案第61号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第62号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第63号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第64号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
議案第65号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第66号	平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第67号	平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第68号	平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第69号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第70号	平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第71号	平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第72号	平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第73号	平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
議案第74号	つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
議案第75号	つくばみらい市ふるさとづくり基金条例
請願第5号	燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
日程第2	発議第6号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定している第三次ごみ処理施設決定をやり直すことを求める意見書
日程第3	発議第7号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書
日程第4	発議第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書
日程第5	発議第9号 公益通報窓口を「外部」に設け、通報者保護制度の確立を求める意見書
日程第6	閉会中の継続審査の件
日程第7	閉会中の継続調査の件

午後1時01分開議

開議の宣告

議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしく願います。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は2番坂 洋君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-
- 議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例
 - 議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例
 - 議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
 - 議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
 - 議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第54号 つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について
 - 議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について
 - 議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
 - 議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
 - 議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について
 - 議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
 - 議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
 - 議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
 - 議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
 - 議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について

- 議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例
議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例
請願第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願

議長（今川英明君） 日程第1、議案第46号から議案第75号までの30案件及び請願第5号を一括して議題といたします。

これより委員長報告に入ります。

過日、本会議において各委員会に付託された議案及び請願の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長神立精之君。

〔総務常任委員長 神立精之君 登壇〕

総務常任委員長（神立精之君） 総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務常任委員会に付託されました議案7件及び議案第58号の所管部分について、また、陳情の取り扱い4件につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月8日、副市長、総務部長をはじめ、関係課長ほか担当職員の出席のもと審査を行いました。審査は、執行部から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施しました。

まず、議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例については、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する総合的な施策及び重要事項について審議する組織を設置するための提案でありました。

委員からは、条例案で規定している委員会委員について、市議会議員から選出する委員の人数及び識見を有する者の想定について質問が出されました。

執行部からは、市議会議員の委員については、近隣の状況を調べて決定したい。また識見を有する者とは、この事業に関する団体から考えていきたいという答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例については、市民生活の安全と福祉の増進のため、社会公共の利益に反することとなる暴力団等への公共施設の使用を制限することを目的とした条例に、都市農村交流施設も含めるため提案するものであります。

委員からは、都市農村交流施設のほかに加えるべき公共施設等はないかとの質問が出され、執行部からは、当初の条例制定で網羅しており、漏れはないとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、平成19年度で完了した伊奈町史編纂事業の編纂委員会委員等の報酬を削除し、また、新たに男女共同参画推進委員会条例が制定されることにより、委員報酬を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、研修等により東京都特別区において在勤する職員の地域手当について、人事院規則に準じた支給割合とするため、条例の一部を改正するものであります。

委員からは、今回対象になる職員数について質問が出され、執行部からは1名であるとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、個人の住民税における寄附金税額控除の創設、公的年金等かかる特別徴収制度の創設、公益法人制度改革等を盛り込むため、条例の一部を改正するものです。

委員からは、公的年金からの住民税特別徴収の対象者数について、また、制度の周知について質問が出され、執行部からは、現在65歳以上の年金受給の納税義務者は2,284人であるが、年金以外の所得のある方もおり、来年にならないと人数ははっきりしない。また市民への周知は広報等で行いたいとの答弁がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）について、執行部から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものとして、消防施設費の消火栓建設改良負担金について質問がありました。これは、都市軸道路の整備に伴い、成瀬地区県道の消火栓を、50ミリから75ミリに水道管を変更し、移設するため、差額分を負担金するものですが、委員から、水道管を50ミリから75ミリに変更する理由について質問がありました。

執行部からは、水圧の関係で75ミリに変更する必要があるとの説明がされるなど、活発な質疑応答がありました。

続いて、議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例について、つくばみらい市を応援したいと考える市民や、他の地域に暮らす方からの思いを寄附金として募り、郷土色のある豊かなふるさとづくりを推進するために提案するものであります。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例について、つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例と関連して、寄附金を適正に管理運営するため提案するものです。

委員からは、寄附が特定の事業に対して行われた場合、どのように把握、管理するかという質問が出され、執行部からは、帳簿を作成し、管理を行うという答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳情であります。本定例会において議題となっておらず、また当委員会に付託されておりませんが、陳情の取り扱いについて審査しましたので、参考までにご報告を申し上げます。

まず、陳情第5号 白山比咩神社市長参列訴訟高裁判決に関する要請について、内容を審査したところ、本件は、最高裁において控訴中であることから、趣旨を承ることとし、委員会審査にとどめ、議案としては取り扱わないことに決定しました。

次に、陳情第6号 公益通報窓口を「外部」に設け談合裏金等監視の強化を求める陳情及び陳情第7号 条例第12号の廃止を求める陳情、さらに陳情第8号 政治倫理条例の改正を求める陳情について内容を審査したところ、陳情第6号については、もう少し勉強し、

前向きに検討するなど意見が出されました。

陳情第7号につきましては、選挙費用を安くして、だれもが選挙に出られるための制度であるなどの意見が出されたわけであります。

陳情第8号については、議会の中で議論をしてでき上がった条例でありますので、見直す必要はないという意見も出されたわけでございます。

当委員会としまして、以上3件について、趣旨を承ることとし、委員会及び全員協議会での審査にとどめ、議案としては取り扱わないことに決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

議長（今川英明君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

そして、2番坂 洋議員が、ただいま出席です。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

18番川上文子君

〔18番 川上文子君 登壇〕

18番（川上文子君） 川上です。

総務委員長の報告について質問をさせていただきます。

9月8日の総務委員会、私は傍聴しておりまして、そのときに、先ほども報告がありました陳情の審査についても傍聴していたわけです。そのときに大変印象に残ったのは、第6号の公益通報窓口を外部に設け談合裏金等監視の強化を求める陳情、それからもう一つ第8号 政治倫理条例の改正を求める陳情についての議論は、今の報告と、私は、傍聴していたときの聞いている中身と若干違うのではないかというふうに思って、今の報告を聞いていました。

違いはといいますと、そのときに、第6号また第8号、第7号については、ちょっと正確に把握しておりませんけれども、第6号、第8号について言いますと、委員の中から、これは総務委員会で議論とするよりも、全員の議員の中で議論をすべきで、そういう場に議論の場を移すべきではないかというのが、この議案のまとめの中身だったというふうに思っています。

ですから私は、総務委員長は、全議員の中に、この陳情について議論をする場を、議長に申し入れるなり、全体の全協の開催を申し入れるなりという形での委員会からの申し出が当然あるのであろうなというふうに思っていたのですが、まったくそういう場は開かれないで、きょうの報告を見ますと、勉強していくという、預っていくという判断で、そのときの委員会全体の議論とはかなり中身が違っているのではないかというふうに思うのですが、この点については、総務委員長どうでしょうか。

議長（今川英明君） 総務常任委員長神立精之君。

〔総務常任委員長 神立精之君 登壇〕

総務常任委員長（神立精之君） 川上議員が言うことはもっともでございます。

陳情第6号につきましては、先ほど報告いたしましたように、総務常任委員会としては、今後も時期を見て委員会を開催し、近隣の市、状況を見ながら、勉強会を開き、その結果、全員協議会に提案するかしないかを決定したいということで、今回は、総務委員会を再度開いて、その後において全員協議会に提出するかしないかは決定します。

18番(川上文子君) 8号も。

総務常任委員長(神立精之君) 8号につきましては、既にこの前の議会で、これはそういうものででき上がったものでありまして、これは今さら見直す必要はないという結果でございます、これは総務委員会の総意でございます。

以上です。

議長(今川英明君) 18番川上文子君。

18番(川上文子君) 私は、委員会を傍聴していきまして、そのときの議論を聞いて、私は当然9月の議会の中で議論の場が設けられるんだらうというふうに思っていました。ところがそういう場が設けられないということもあって、私は共産党としてですが、古川議員と相談をしながら、少なくとも第6号については、みずから発議をしていこうということで、発議の提案もしているわけですが、今のご答弁からすると、継続して、この問題について総務委員会を開催するというところでよろしいのですね。

議長(今川英明君) 川上議員に申し上げます。一応質疑は3回まで。

18番(川上文子君) 2回目ですから。

議長(今川英明君) あれば続けてやってもらって。

18番(川上文子君) それでいいです、今のでいいです。

議長(今川英明君) 総務常任委員長神立精之君。

〔総務常任委員長 神立精之君 登壇〕

総務常任委員長(神立精之君) それではお答えします。

川上議員が全員協議会に諮るのかというような質問でしようが、これは総務委員会を開きまして、総務委員会として、全員協議会に提案したらよいか悪いかというものを決定した後にそれらを決定します。

以上です。

18番(川上文子君) 総務委員会を開くということね。

総務常任委員長(神立精之君) はい。

議長(今川英明君) ほかに質疑はございません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(今川英明君) これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長直井誠巳君。

〔教育民生常任委員長 直井誠巳君 登壇〕

教育民生常任委員長(直井誠巳君) 教育民生常任委員会からの報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託されました議案3件、並びに議案第58号の一般会計補正予算の委員会所管部分及び陳情の取り扱い1件につきまして審査をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

去る9月8日午前10時より、当教育民生委員会を開催し、委員全員出席のもと審査をいたしました。

まず、執行部から、議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。なお、執行部からは、副市長、教育長、教育次長、保健福祉部長、関係課長及び補佐に出席していただき審査を行いました。

議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)につきましては、当教育民生常任委員会所管部分のみの審査を行いました。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,986万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ139億2,643万円とする旨の説明をいただいたわけですが、委員の方から、生活保護費の中で、医療扶助のみの補正であるが、特別な疾患が発生したのかというような質疑がございました。それに対しまして、執行部の方からは、末期がん及び脳梗塞の方が発生したためであるというような説明がございました。

続きまして、議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、コンビニエンスストアの収納業務委託を進めるに当たりまして、債務負担行為を行うものというような内容の説明でございました。

質疑といたしましては、コンビニエンスストア収納業務の委託は、何店舗あるのかというような質問が出されましたが、15社と委託予定であるというような説明でございました。採決の結果、全員賛成で可決に至りました。

続きまして、議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,751万6,000円とするもので、これに対しましては、別に質疑はなく、採決の結果、全員賛成ということで可決に決しました。

続きまして、議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,742万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億2,977万8,000円とするものであるという説明でございました。

委員の質疑といたしまして、成年後見人制度利用者は、何人おるのかというような質疑がございましたが、今回の補正は1人というような執行部からの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

最後に、陳情ですが、本定例会において議題となっておらず、また当委員会に付託されておりませんが、陳情の取り扱いについて審査いたしましたので、参考までにご報告を申し上げます。

陳情第4号 「地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出」に関する陳情の取り扱いについて内容を審査したところ、議案としては取り扱わないが、陳情者の願意が妥当と判断したので、茨城県知事及び茨城県教育委員会委員長に対し、意見書を提出すべきものと決定をした次第であります。

以上で、教育民生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位にはご賛同いただけますことをお願い申し上げまして、教育民生常任委員会の委員長報告といたします。よろしくお願いを申し上げます。

議長(今川英明君) 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(今川英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長倉持悦典君。

〔経済常任委員長 倉持悦典君 登壇〕

経済常任委員長(倉持悦典君) 経済常任委員長報告をいたします。

平成20年9月9日13時30分から、経済常任委員会を全員協議会室において開催し、委員7名全員と議長、そして議案説明のため副市長、関係部課長と職員の出席を得て、委員会に付託された議案11件と請願2件について審査しました。

その審査の経過並びに結果をご報告いたします。

今回、本委員会に付託された議案は、11議案と請願2件という膨大なものでした。長時間にわたる会議で、真剣な質疑、意見をいただいた委員各位と、説明に当たってくれました関係職員の皆様には、改めて感謝を申し上げたいと思います。また、報告も少し時間が長くなることをお許しいただきたいと思います。

まず初めに、議案第47号から順次報告をいたします。

つくばみらい市都市農村交流施設条例については、農政課長より、都市と農村の交流を通じて、都市住民の農業及び農村に対する理解促進を図ることを目的に、故松本作衛氏の遺志により、松本家から遺贈される古民家を、その拠点となる都市農村交流施設として位置づけるためと、議案の内容について説明がありました。

質疑と意見を求めましたところ、委員から、遺贈される古民家は、植木等の樹木が生い茂り、今後の維持管理が難しいのではとの質疑があり、この施設は、有料として使用してもらうもので、一度に40名の宿泊が可能であり、指定管理者に予定している特定非営利法人古瀬の自然と文化を守る会の総会資料には、既に、年間60回の交流が予定されていること、またこの事業はソフトのみの支出で、光熱費等について市の負担は一切ない。ただし、古民家なので、将来、屋根のふきかえや施設の傷みの補修は予想されるので、その際には、指定管理者との協議は必要だ。既に、古瀬の自然と文化を守る会とは、何度か話し合っているとの答弁がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例であります。市民窓口課長より、総務省の住民基本台帳カード普及促進策のための特別交付税措置に基づき、住民基本台帳カードの交付手数料を、平成20年10月1日から平成23年3月31日の間に限り無料とし、同カードの普及促進を図るため、同条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員から、同カードの普及と利用について質疑があり、本市では、総発行枚数368枚で、昨年度は227枚を発行しているが、自動交付機が設置されていないため、利用価値が低い。ただし、身分証明書としての利用はできるとの答弁がありました。

また、無料化により発行がふえると予想されるのか、との質疑に対しては、既に無料化をしている守谷市では、有料時と変わらない発行枚数で推移していると聞いているが、確定申告の電子申告でふえるのではと予想している。またこれに対するの交付税措置はどのくらいになるのかとの問いには、現在の1枚当たり1,000円の交付税措置が1,500円に引き上げられるとの答弁がありました。

審査の結果、これも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、都市計画課長より、平成20年7月10日に、旧谷和原村区域を水海道都市計画から分離し、伊奈都市計画と統合し、つくばみらい都市計画に再編を行ったことにより、都市計画名を改めるため、本条例を改正するものとの説明を受けました。

これに対しての質疑はなく、審査の結果、これも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。農政課長より、先ほど審査された議案第47号のつくばみらい市都市農村交流施設である古民家松本邸の管理運営を効果的に実施するため、指定管理者として、特定非営利法人古瀬の自然と文化を守る会を指定したいとの説明を受けました。

これに関しての質疑はありませんでした。

審査の結果は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について、農政課長より、経営体育成基盤整備事業谷原西部地区（全換地区）土地改良事業が実施された結果、大字及び字の区域の変更等が生じたため、議会の議決を求めるものとの説明を受け、質疑に入りましたが、この議案に対しましても質疑はなく、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得についても、農政課長から、経営体育成基盤整備事業谷原西部地区土地改良事業における創設換地を、幼稚園・保育所一体化整備事業用地として取得するため、議会の議決を求めるものとの説明を受けました。

委員から、創設換地は、幼稚園、保育所一体化整備事業用地9,739.88平米以外にもあるのか、との質疑があり、課長から、確定した道路部分で1,100平米、それ以外にも確定していない道路部分があるとの答弁がありました。

審査の結果、これも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）の人事課の人件費を含む市民経済部及び都市建設部所管について、各課長から説明を受け、質疑を行いました。

委員から、建設課に対し、道路新設改良費の踏切道安全設備設置負担金は、3年前から予算に計上されているが、同じ場所なのかとの質疑があり、課長から、まったく別の場所であるとの答弁がありました。

また、都市計画課に対して、道路体系整備計画書策定業務について、コンサルタント任せでいいものなのか、また旧伊奈町のと看、平成5年に策定したが、効果はどうなのか、全体としてどこまで進められたのか、後で一覧で示してほしいとの質疑がなされ、課長から、平成5年から22年までの計画であったが、現在は、整理していないため、3カ月ぐら時間をお願いしたいとの答えがありました。そのほか、二、三の質疑がありましたが、数字的な質疑はなく、各課長から丁寧な答弁がありました。

そして、この議案第58号については質疑、意見のみで終わりました。

次に、議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、下水道課長から、歳入歳出予算にそれぞれ701万9,000円を追加すること、それにかかわる利用の説明を受け、質疑に入り、委員から、コンビニ収納委託の委託業者数についての質疑がなされ、委託業者は1社で、代行業者、いわゆる窓口となるコンビニは15社との説明がありました。

審査の結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1号)は、下水道課長から、歳入歳出予算にそれぞれ112万1,000円を追加することと、その理由の説明を受けました。

質疑はなく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)は、都市計画課長から、歳入歳出予算にそれぞれ20万5,000円を追加することと、その理由の説明を受けました。

質疑はなく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

付託された最後の議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)については、水道課長から、収益的収入及び支出で、収入を450万円追加し、10億5,357万7,000円とする、支出を1,820万5,000円を追加し、10億2,949万5,000円とする。資本的収入及び支出で、収入を256万円を追加し、10億1,460万4,000円とする。支出を708万7,000円追加し、11億1,355万8,000円とする。そしてその理由の説明を受け、質疑を行いました。

委員から、減価償却の予算計上について、当初予算で組むべきではないかとの問いがあり、それに対し、課長から、公営企業施行規則により、例年9月に補正する旨、決まっているとの答弁がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、今議会で、経済常任委員会に付託された2件の請願を審査いたしました。

まず請願第4号ですが、これはミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願で、請願事項は、ミニマムアクセス米の輸入を停止することを実現する意見書を、政府関係機関に提出することを求めるもので、平成20年8月25日付で、取手市新川297、県南農民組合、代表岡野 忠氏より、川上文子君の紹介で議長あてに提出されたものです。

川上君の説明の後、質疑、意見を求めたところ、全委員から、自給率との関係、輸入による農家に対する影響、工業製品の輸出とのバランス、事故米の不正流通問題の今後の対応を見守る。農業だけの問題ではなく、経済、外交と全体を考慮して、ほかの意見も聞くべき、世界規模での食糧高騰等による輸入枠の未消化問題、関税に関する問題等々活発な意見が出されて、もっと時間をかけて、継続してこの問題を勉強し、結論を出すべきとの意見も出ました。

審査の結果、賛成多数で継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、請願第5号を審査しました。

これは、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願で、請願事項で、政府において、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施することと、原油や穀物への投機を規制すること、以上2点を実現するための意見書を政府関係機関に提出することへの請願です。これも平成20年8月25日付で、取手市新川297、県南農民組合、代表岡野 忠氏より、川上文子君の紹介で、議長あてに提出されたものです。

川上君の説明の後、質疑、意見を求めたところ、やはり全議員から活発な意見が出されました。

主な意見として、農家も急を要しているのので、意見書を出すべきとか、議会は、住民の代表として意見書を当然出すべきである。また、農家の困窮は理解するが、中央で既に党として決議し、政策を行っており、今さら意見書を出すことには同意しがたいとか、肥料、

農業資材は目まぐるしく高騰している、県でも、補正すると新聞で報道されていた。ぜひとも採択したい等々でありました。

採決の結果は、全員賛成で採択し、意見書を提出すべきと決定いたしました。

そして今議会において、本委員会に付託された11議案と請願2件の審査をすべて終了し、閉会いたしました。

審査の結果を再度申し上げますと、審査のみをした議案第58号を除く議案第47号、52号、53号、54号、55号、56号、57号、62号、63号、64号、第65号の11議案、すべて全会一致をもって、その内容を適切と認め、原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。そして、請願第4号は継続審査、請願第5号は採択でありました。

以上、申し上げました本委員会の決定に対し、議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。委員長の報告といたします。

議長（今川英明君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、決算特別委員長松本和男君。

〔決算特別委員長 松本和男君 登壇〕

決算特別委員長（松本和男君） 決算特別委員会に付託された議案8件につきまして、その審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る9月11日と12日、16日の3日間にわたり委員会を開催し、議長出席のもと審査いたしました。

11日は、議会事務局、会計課、秘書広聴課、総務部、市民経済部の所管部分の決算について、12日は、農業委員会、保健福祉部の所管部分の決算について、16日は、都市建設部、教育委員会の決算について、それぞれの所管の部課長から説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定については、歳入決算額140億5,679万1,265円、歳出は130億9,279万3,428円、差し引き9億6,399万7,837円でございます。うち繰越明許費が4,583万2,000円、翌年度繰越額は9億1,816万5,837円、執行率93.1%でございます。

委員からは、公用車の燃料費の支出額について、排気量が大きいのではないかと。軽自動車を導入して、経費の削減を図る必要があるのではないかと、との意見が出され、執行部からは、10万キロを超えた車が多いが、今後の買い替えの中で検討していきたいとの答弁がございました。

また、委員からは、住宅リフォーム助成制度について、個人の持ち家の耐震補強が進まない中で、助成制度と耐震補強を一緒に進めてはどうかとの意見が出され、執行部からは、助成制度の目的は、市内の中小の大工さんや工務店の活性化であり、担当課は分かれるが、可能であるので検討する旨、答弁がございました。

また、委員からは、高齢者予防接種の助成、人数が少ないが周知は行っているのかとの質問が出され、執行部より、対象者全員に通知を出しているとの答弁がございました。

また、委員からは、下水道の整備に当たり、公共下水道で進めていくには、市の負担が大き過ぎる。厚生労働省所管の合併浄化槽は、設置者への補助制度が有利で、管理は市が

行くと聞いている。現在の財政難を考えると、計画を変更していかなければならないのではないかとの意見が出され、執行部からは、下水道の整備については莫大な予算が必要になる。見直し制度を導入し、区域の見直しも含め、新しい制度も視野に入れて取り組みたいとの答弁がございました。

また、コミュニティセンターの利用については、使わない方から見れば不公平であり、有料にすべきであるという意見と、公の施設を安易に有料にするのは反対であるとの意見が各委員から出されました。執行部からは、近隣の状況を調べ、他の施設を管轄する課も含め、検討作業に入っているとの答弁があるなど、全般にわたり活発な質疑が行われました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定については、歳入決算額46億8,485万1,695円、歳出は、45億4,568万1,474円、差し引き1億3,917万221円が翌年度へ繰り越すものです。

委員からは、人間ドック、脳ドック検診の受診について、当初予定を達成できるよう促進を図るべきではないかとの意見が出され、執行部からは、助成券を発行したが、受診されなかった方が多かった。今後もPR活動を続けたいとの答弁がございました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定については、歳入決算額28億3,163万1,360円、歳出は28億2,750万6,400円、差し引き412万4,960円が翌年度へ繰り越すものです。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定については、歳入決算額19億1,329万8,124円、歳出は18億1,101万2,074円、差し引き1億228万6,050円が翌年度へ繰り越すものでございます。

委員からは、毎年度余剰金が発生している。19年度決算でも1億円を超える繰越額が出ていることは問題だと思うが、どのように判断するかとの質問が出され、執行部からは、1億5,000万円ぐらいの黒字にならないとこの事業は成り立たなくなるため、適正な繰越額であるとの答弁がございました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定については、歳入決算額16億4,189万6,353円、歳出は14億9,585万9,645円、差し引き1億4,603万6,708円でございます。うち繰越明許費が226万円、翌年度繰越額は1億4,377万6,708円でございます。

委員からは、受益者負担金前納報奨金制度の改善についての質問が出され、執行部からは、今後検討する旨の答弁がございました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定については、歳入決算額3億1,723万5,865円、歳出は2億5,917万3,736円で、差し引き5,806万2,129円が翌年度へ繰り越すものでございます。

委員からは、加入率や集落推進委員の配置についての質問がございました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定については、歳入決算額5,221万7,351円、歳出は5,058万437円で、差し引き163万6,914円が翌年度へ繰り越すものでございます。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定についてですが、水道事業は、区域行政人口が4万3,454人、給水人口が4万109人、年間総配水量が461万9,786立方メートル、1日最大配水量は1万4,294立方メートル、年間総有収水量が390万8,538立方メートルで、有収率は84.6%です。供給単価が253円74銭、給水原価は219円73銭です。

経営内容であります。収益的収入、総収益が9億9,174万2,444円です。総費用が8億7,319万1,128円、差し引き1億1,855万1,316円です。資本的収支につきましては、総収入6億5,006万6,411円、総支出が7億4,124万9,739円、差し引きでマイナスの9,118万3,328円です。

委員から、有収率84.6%の理由についての質問が出され、執行部より、丘陵部工事による捨て水や、消毒のため塩素が末端部分で薄くなることから、管をあけて放流するためとの答弁がございました。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定について、議員各位のご賛同をお願いいたしまして報告とします。

議長（今川英明君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をします。

2時10分から再開します。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場内がちょっと暑いので、上着は脱いでもらって結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

各委員長からの報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

議長（今川英明君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第46号 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 つくばみらい市都市農村交流施設条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第50号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

12番（古川よし枝君） 議案第51号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

地方税法の改定により、来年10月から、個人住民税を公的年金から特別徴収の導入、つまり年金額が月1万5,000円以上の65歳以上の方の年金から住民税の天引きを行うということです。私は、これに反対をするものです。

老後の生活の糧である年金、消えた年金問題は解決されないままで、今度は、住民税まで天引きしようというのです。既に、65歳以上の方からは、所得税、介護保険料、この4月からは国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が年金から天引きされています。国民は、納税の義務を負うとともに、主権者として、適正で民主的な税務行政を求める権利があります。どのような方法で納税するかは、納税者の意思で決めるべきものです。

今までは、災害や本人もしくは生計をともしする者が病気になったり、廃業などで大きな損失を受けるなど、特別な事情で納期限内に納税ができないときは、申請があれば徴収を猶予することになっています。納税相談をして、話し合いで分納などの措置がとられています。年金の天引きになると、このような取り扱いは、手続に時間がかかり、事実上は困難になります。

生活必需品は軒並み値上がりしている中、下がる一方の年金だけでは生活ができないと嘆いておられる高齢者は少なくありません。年金からの天引きは、支払う側の事情や生活苦などまったく配慮することなく、一方的に税を奪い取る制度であり、とても認めることはできません。よって、私は本議案に反対をいたします。

議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。
ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。
これから議案第51号について採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（今川英明君） 起立多数。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。
これから議案第52号について採決します。
この採決は挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 水海道都市計画、小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。
これから議案第53号について採決します。
この採決は挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 大字、字の区域の変更及び区域の設定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 谷原西部地区土地改良事業創設換地の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(今川英明君) これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長(今川英明君) 挙手全員です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(今川英明君) これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長(今川英明君) 全員挙手です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

18番川上文子君

〔18番 川上文子君 登壇〕

18番(川上文子君) 川上です。

議案第66号 平成19年度つくばみらい市一般会計決算認定について、私は、反対の討論をいたします。

平成19年度決算は、平成18年度決算7億円黒字に続いて9億円の黒字です。歳入予算と比べて決算額が大きく上回っているのが、市税で7億円の増、続いて繰越金が4億円増、国庫支出金が3億円増、合計すると14億円を超える増額となっています。

その結果、当初予定した基金9億円を繰り入れせず、市債2億8,000万円の減額をしても大幅増収となり、これに支出決算額減が2億6,000万円が加わりまして、9億円もの黒字を生み出しています。

財政難、財政難のかけ声のもとに、旅費、需用費など、1万円単位の削減を行いながら、

一方で億円単位の読み間違いを行っています。予算作成の能力が問われる結果ではありませんか。

この間の国の地方財政切り捨ての中で、正確な財政分析に基づいて、住民の暮らしを守る自治体の役割をどう果たしていくかが今問われています。

今日の地方財政を圧迫している要因は大きく二つです。一つは、90年代の国の景気対策による公共投資の借金のツケと、もう一つは、小泉改革の三位一体改革による地方財政の締めつけです。

一つ目の地方の借金ですけれども、これは国の責任で返済される部分が大半で、地方自治体独自の責任で返すべき分は半分程度、決して地方を破綻させるというような事態ではありません。つくばみらい市を見ても、約半分は国の責任で返済をされています。借金総額のみで危機感を論じるのは正しくありません。

もう一つの要因、三位一体の改革は、最近の地方財政の厳しさの主要な要因です。04年の12%もの地方交付税の削減は、自治体に大きなショックを与え、その後も05年、06年と着実に削減をされました。それに加えて、5万人以下の自治体は、段階補正の縮小による削減が加わり、二重の打撃となりました。さらに三位一体の改革は、安倍内閣、福田内閣、引き継がれ、新たな装いで進められて、新型交付税が平成19年度から始まり、その後3年間で5兆円規模までに拡大をさせ、さらにその後も拡大をされています。この新型交付税によって、大都市部のみが有利、小さい自治体や農山村などの財政は、一層危機に陥るといわれています。ナショナルミニマム水準の行政を保障する地方交付税の財政調整機能を失わせるこの地方切り捨ての路線に厳しい目を持つことが必要です。

しかし同時に、ただ危機感をあおるだけでなく、これらの地方財政切り捨てが、みずからの自治体にどう影響しているのか、正確な分析をすることが求められます。つくばみらい市の三位一体の改革の影響はどうか、私の試算では、その影響額は、平成16年度は伊奈・谷和原の決算額の合計で見ましても、前年度決算比マイナス5億6,000万円、平成17年度決算、前年決算比でマイナス3億9,000万円と大変大きな打撃です。

しかしその後、事態は変わってきています。18年度決算は反対に、前年決算比プラス4億5,000万円、そして、今回の平成19年度決算は、前年決算比で見ると3億7,000万円のプラスです。平成16年、17年とそれから18年度以降は、三位一体の改革の影響は明らかに変化をし、マイナスからプラスにかわっています。

ですから、当然、予算作成のあり方は変わらなければなりません。しかし、平成18年も19年も、財政難のかけ声で、細かい削減にばかり目が向けられ、平成19年度は、税源移譲が始まる年にもかかわらず、市民税は決算額を7億円も上回る額で当初予算が組まれ、決算は当初予算を大きく上回る増収となりました。そして9億円を超える黒字を生み出し、その年度の予算を最大に市民の暮らしに生かすことができない結果を生み出しました。

今、自治体に問われているのは、地方切り捨ての路線に厳しい目を持ち、国や県に堂々と物を言うことと同時に、ただ危機感をあおるだけでなく、正確な財政分析に基づいて、住民の暮らしを守る自治体の役割を果たす力が必要です。

しかし、市になって2年間の財政運営を見ると、その力が、つくばみらい市には不十分なのではないかと指摘せざるを得ません。そして私は、問題はその不十分さが市の行政運営のあり方をただす力も失わせていることに通ずるのではないかということです。ここが大きな問題だと思います。

このことが、合併の最大のメリットとして主張した合併特例債の半分は、県道事業となる事態を生み、DVの実態を知らせる講演会を市が暴力に屈して中止をするという異常な結果をつくり、市長がかつて、福岡堰土地改良区の理事長として3年半もの間ほとんど毎日土地改良区に通っていた問題の責任すら明らかにさせず、ずさんな計画に基づくワーブ江戸事業の破綻、そして、メディアパーク社の解散についての無反省を生み出しているのではないのでしょうか。

また丘陵部開発事業についても、市の主体的な判断がおくれ、深刻な事態が起ころうとしています。9月6日、朝日新聞が、TX沿線開発全保有地のうち処分できたのは4分の1、土地の需要激減で、県の将来負担額は860億円になると報道しました。

つくばエクスプレスは、鉄道建設と同時に沿線の地域開発を行い、大量の住宅供給を自治体に義務づけるという宅鉄法という新たな法律をつくることによって成り立った事業です。地価高騰の時代、85年にこの事業の推進が決められ、その後バブル崩壊によって何度も見直しがされてきました。私は、この開発計画が過大だと指摘をしてきましたが、しかし、執行部は、県の進めるまま、この開発に大きな期待をかけて推進してきました。

しかし、もともと県がつくった伊奈・谷和原丘陵部地区開発の居住人口の見込みを見ても、平成24年度まで売れるとしている土地の82%は県先買い地と保留地で、民有地は2割にもなりません。民有地の82%は、平成29年度以降でないとい人口が張りつかないという予測で、これだけでも大変な問題ですが、今回の報道は、それ以上の深刻な事態が起こっていることをあらわしています。

人口が張りつかなくても、使用収益が開始されると、地権者には宅地評価の固定資産税が課せられ、相続等でも大きな問題となります。市もまちづくりができず、居住者にも良好な居住空間を保障することはできません。

さらに市政の基本的な姿勢の問題で新たに問われているのは、常総広域のごみ処理施設建設問題です。第三次ごみ処理施設の検討に入った10年前と現在では、ごみ施設をめぐる情勢が大きくかわってきています。ダイオキシン規制の旗印のもと全国に広がったガス化溶融炉ですが、計画性能が発揮されず、事故続きで、安全が確保されず、スラグも利用できず、維持管理費も高騰、補助条件にした国はこれを外さざるを得ない事態となり、メーカーも次々撤退しています。

しかし、常総広域組合は、ガス化溶融炉に固執し、まったく競争性の働かない不法な入札によって建設事業を行おうとしています。広域の事業として行っているからと済まされる問題ではありません。

ごみ処理事業は、市民生活の上でも、安全の上でも、そして今後、建設費管理運営費が市財政の多大な負担となるという点でも、市政の重要問題です。市みずからこの問題での検証が行われなければ、私は、将来に大きな禍根を残すことになると思います。

失策を正すことなく、そして大変なむだ遣いにメスを入れることなく、市民負担を増大させることは、市民の怒りを生み、市政への信頼を失わせます。市の行政運営のあり方を正すことを強く求めます。

そして、自治体の主体性は、今後一層求められてきます。昨年6月、財政健全化法が成立をしました。今議会でも市の四つの指標が出されていますが、この法は、地方財政危機をつくり出してきた国の責任は何ら問わず、自治体財政の市場化を国による強制によって推し進め、医療や福祉など基礎的なサービスを、選択的なサービスと同じ財政指標の中に

持ち込み、量的な側面だけで自治体の財政評価を行うやり方を強めようとしています。住民の生活権より財政健全化が優先されるようでは本末転倒です。

国民生活と地域社会の危機に対し、格差と貧困を是正するために、国の責任を基礎としたナショナルミニマムの保障を求め、自治体間格差を正して、地方分権を両立させる改革を進める力が、今後自治体に求められています。財政健全化法の内容そのものを冷静に検討し、国の統制強化に抗して、住民の生活権と地域の維持を目指す自治体をつくることを強く求めて反対の討論とします。

議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対して反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

12番（古川よし枝君） 議案第67号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の討論をいたします。

平成19年度は、平成18年度の合併による保険税引き上げに続いて、2年連続で税引き上げが行われました。しかし、この保険税引き上げは、住民の納得のいくものではないと考えます。

一つ目は、19年度の保険税は、前年度比約2億円増の15億8,000万円で、保険給付の伸びは前年度比6.3%に対して、保険税は14.7%も伸びています。保険税が保険給付に占める割合、これは平成17年、18年度は、50%、51%に対して、平成19年度は55.9%を占め、増税額が大きくなっています。

二つ目は、決算では医療波及繰り入れとして、一般会計からの繰り入れを2億4,299万円としています。しかし、補正で1億8,310万円を一般会計に繰り出しているため、実際は5,988万円になります。

これまで、毎年2億円ぐらいの一般会計からの繰り出しをして国保財政を支えてきましたが、平成19年度は、繰入額を大幅に減額をし1億3,917万円の黒字を生み出しました。つまり、平成19年度の保険税引き上げをしなくても十分やっていけたということになります。

零細な事業者、非正規雇用者など不安定勤労者や、年金者など比較的所得の低い方の加

入が多い国保、当市の国保加入者世帯の68%は所得が200万円以下です。そもそも国保は、こうした脆弱な財政基盤の保険であり、社会保障という見地から公的資金の投入は当然です。しかし国は、1984年から2005年にかけて、市町村への国庫支出金は、49.8%から30.6%まで減らしています。

一方で、保険税がふやされ、市町村の負担がふえているわけですが、住民は暮らしが成り立たないところまで今苦しんでいます。住民の暮らしを応援し、福祉を充実させる役割として自治体の裁量が問われています。そういうときに、大幅な増税によって余裕が出たからと、その分、市の繰入額を減らし、片側では9億円もの一般会計黒字を残すというやり方は、市民の納得を得られるものではありません。よって、私は、決算認定に反対をいたします。

議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。
ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対して反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

1 2 番（古川よし枝君） 議案第69号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計決

算認定について、反対の討論をいたします。

平成18年度、5年ごとの保険制度の見直しで、介護保険は大変な改悪が行われました。保険料の引き上げとともに、介護施設の部屋代、食事代を介護保険から外し、全額自己負担、新予防給付の導入などによる軽度者のサービスの切り捨て、そして高齢者の保健福祉事業を支援事業として介護保険に盛り込むことで、国庫負担の削減が図られ、自立自助の考え方が強められました。

当市では、平成18年度は、合併による事業統合ということもあり、谷和原地区は75.4%、伊奈地区は44%もの保険料の引き上げが行われ、全国平均24.2%の引き上げ率よりも大幅な値上げとなりました。

この年は、税制の改定で、高齢者の税控除が縮小され、住民税非課税者が課税者になり、収入はかわらないのに保険料区分が上がってしまい、大幅な負担増が課せられ、高齢者に大変な痛手を負わせました。

介護保険料は、3年間固定されます。平成18年度の決算では、保険給付は、前年度比7.96%増に対して保険料は61.1%も増え、結果、約9,900万円を翌年度に繰り越し、平成19年度決算でも4,700万円の積み立てを行い、次年度へ繰越額は約1億200万円です。保険料負担分に余裕が出たときには次年度へ繰り越す、次年度の介護保険に生かされるとしても、将来の財源のための負担をさせられることに高齢者の理解は得られません。第3期の介護保険料の引き上げが大幅であり、妥当でなかったことを、平成19年度決算はあらわしています。

来年度は、第4期の事業計画になります。少ない年金で切り詰めて暮らしている高齢者に、余分な負担を課すことのない事業計画策定を求めて、平成19年度の介護保険特別会計決算認定に反対をいたします。

議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第70号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第72号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第73号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第74号 つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第74号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第75号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について討論を行います。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

17番豊島 葵君。

〔17番 豊島 葵君 登壇〕

17番（豊島 葵君） 請願第5号、これは経済委員会におきまして、賛成多数ということで決まったということでもありますけれども、私は、意見書だけだったらいいと思うのですけれども、請願に対しては反対でございます。

というのは、この内容、結局、農業関係のことが主でありますけれども、まず燃料ですね、燃料は大分ここへきて下がってきていると思います。ちょっと時期が遅いのじゃないか。日曜日の、ニュースキャスターの木村太郎さんの番組を見ていましたけれども、これから原油は大暴落するというのをやっていました、興味深く見ておりました。そのほか、飼料、肥料、ビニール等、これはほとんど輸入品でございます。上がっているのはわかる

のですけれども、私は、事故米の今ニュースやっていますけれども、あれと同じで、中間業者が多すぎるのです。結局、事故米なんかは9社も入っているわけですよ。だから、最初は安くてもどんどん高くなっていく、これも同じなのですよね。かなり……。

〔「何件」と呼ぶ者あり〕

17番(豊島 葵君) 何件と云ってそんなのわかるわけない。だからそういうふうに入っているのです、多すぎるのです。例えば農家から直接売のような流通、これをみんなで改革していけば、かなり農家の手取りもふえるのではないかと云うことでございます。

それから、この下に書いてあります漁民ですね、この前、これは相当前ですけれども、かなりテレビでやっていて、何で漁業だけやるのかなと、私は思ったのですけれども。農協を初め農業団体もやるのかなと思っていたらなかなかやらない。それで今ごろになってこれ、これは農協から出たわけではありませんけれども、そういうふうに後手後手なのです。だから今の漁業みたいにストまでやって、これは何カ月も前にやっているということで、もう原油が下がってきている現状、あるいは政府も、ここでテレビ等見ていると、大型補正予算を組むということで、これにはもちろん対処していく問題でございます。

ちょっと私としては、この請願には、また農協も、その関係団体も、鉢巻きして国会に座り込むという話も聞いておりませんので、これは議会が先走りじゃないかと思えます。そういった直接生産者が行動を起こしてから議会は後押ししてやるのが、議会の、私は務めだと思えますので、ちょっと時期が遅いのと、もう少し農協等とも共闘して、こういうものを出していただければいいのじゃないかと、私はそういうふうに思ひまして、この件に関して反対でございます。

以上です。

議長(今川英明君) 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

14番(山崎貞美君) 私は、賛成の立場で討論いたします。

まず、このつくばみらい市の基幹産業は農業なのです。これをやはりよく理解をして、それなりに国に、この困っている状況を訴えていくのに何ら問題はなかろう、このように思えます。それから先般、公明党の坂議員の方からも、農業に対する熱い一般質問ございました。そういったものも考えますと、これに対して私は賛成の意を表します。

以上です。

議長(今川英明君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(今川英明君) これで討論を終わります。

これから請願第5号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長(今川英明君) 起立多数です。よって、請願第5号は採択することに決定しま

した。

ここで、暫時休憩をします。
時計で15分から再開します。

午後 3 時 0 2 分休憩

午後 3 時 1 6 分開議

議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
傍聴者の方に申し上げます。
休憩中でも、発言につきましては慎重に、またお静かに傍聴をお願いします。

発議第 6 号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定している第三次ごみ処理施設
決定をやり直すことを求める意見書

議長（今川英明君） 日程第 2、発議第 6 号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設を
予定している第三次ごみ処理施設決定をやり直すことを求める意見書を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

18番川上文子君

〔18番 川上文子君 登壇〕

18番（川上文子君） お手元に、既に配付されておりますように、発議第 6 号 常総
地方広域市町村圏事務組合が建設を予定している第三次ごみ処理施設決定をやり直すこと
を求める意見書を、会議規則第13条第 2 項の規定により提出をしたいと思います。提案を
いたします。

意見書原文に基づきながら、提案の説明をさせていただきますので、裏返して、意見書
の方を見ていただきたいと思います。

読みます。

常総地方広域市町村圏事務組合は、3月27日、第三次ごみ処理施設建設を（株）タクマ
のキルン式ガス化溶融施設によって行うことを決定した。しかし、この決定にあたって行
われた3月18日の入札は、1回目の入札で入札不調となった三井造船（株）と入札を辞退
した（株）タクマの2社で行われ、三井造船が辞退、入札したのは（株）タクマのみ、落
札額は（株）タクマが建設した3箇所の実績からみても異常に高くなっている。

この入札は、透明性、公正性、競争性を基本とする『公共工事の入札及び契約の適正化
の促進に関する法律』や、「入札参加者を限定せず、方式選定自体を限定しないで入札を
行う」よう求めた『廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き』（2006年7月・環
境省）に反するものである。

というふうに書きました。ここに書きましたように、この廃棄物処理施設建設工事の入
札契約の手引というのは、現在、廃棄物処理施設を建設するときには、必ず片側に置いて
物事を処さなければならないといわれている手引書です。

再度繰り返しますけれども、この間、いろいろな相次ぐ談合だとか不正がありまして、
機種を限定しないで入札をするようにということを、この国の、環境省の手引は求めている
にもかかわらず、今回の入札は、キルン式に機種を限定して行われました。

キルン式というのは最もメーカー数が少ない機種です。ですから、機種をキルン式に限

定するというので、必然的に1回目指名業者わずか2社という結果を生むことになっています。

しかもここで、入札価格を100億円も上回る応札によって不調となった三井造船と、1回目入札を辞退したタクマを相手に2回目の再度の入札を行うというのは、これは入札のあり方の基本から大きく外れるもので、当然不調となったり辞退した企業以外のところから次の指名の企業は選ばなければならないのに、今回の入札は、その意味でも大変不法な入札で、決まったからという話で済まされる問題ではありません。

価格の違いも、タクマは実績3カ所しか持っていません。そのところでの実績価格はトン当たり4,000万円台です。今回の落札価格は6,700万円ということで、結果としてはね上がっています。

続いて、本文に戻ります。

そもそもガス化溶融炉は、各地でトラブルが続出しており、運営する自治体の約6割が「補修費が予想を超えて高騰している」とするなど、安全性が確保されず、建設費・維持管理費が大変高い方式である。しかもその中でもキルン式は、ガスを作る工程が複雑で、開発元のシーメンス社がガス漏れ事故を起こし事業から撤退しており、専門家の間でも最も評価の低い機種である。

と書きました。

そもそものガス化溶融炉というのは、90年代初めに、国がごみ処理広域化計画というのをつくりまして、それにメーカーが合わせる形で、見切り発車で開発が試みられました。当時ダイオキシン問題が起こりまして、このガス化溶融炉は、ダイオキシンを除去できるといううたい文句で、27の、主に鉄鋼メーカー等大手のメーカーが参入をいたしました。この中で、旧厚生省自身も、新たに焼却施設をつくるときには、溶融施設か、または固化施設を有しなければ補助の条件にしないという条件をつけたことで、この方式が全国に広がりました。

しかし、実際に実施に移して、あちこちで建設を始めましたらば、爆発を含めていろいろな事故が起こりましてトラブルが発生しました。ダイオキシン自身も、ガス化することで、また再合成されて、さらに有害な物質が発生するという問題も起こりまして、それからもう一つの大変な売りだったスラグができて、結局、最終処分場のない中で、灰の処理場が用意できなくても、この方式ならできるという話だったのですが、このスラグも、実際には安全が確保されないということで、売れない事態となっています。

そういう中で、メーカーは、自治体と結んだその操業保守請負契約、一定期間は、性能発注ですから、契約の中でトラブルがあったらメーカーの負担になるという関係がありまして、予想外に保守それから契約の金額がかかってしまって、大変な巨額損失を抱えるということで、荏原も、それからIHIなども、次々とこの事業から撤退をしています。国も補助要件の見直しをせざるを得なくなるということです。

今回の入札を見ましても、三井造船が1回目で、管理運営については責任を持っていないということで不調になったのです。2回目の入札は、まさにその三井造船の言いなりの金額で、じゃ建物だけということで入札を、三井造船の額に合わせて予定価格で設定したにもかかわらず、三井造船が辞退をするという結果になったわけで、いかにこの事業から今メーカーが身を引いているかということをよくあらわしているというふうに思います。

よって、今回の機種選定を元に戻し、40数年の事業実績のあるストーカ炉、流動床炉を

対象として、透明性、公正性、競争性のある入札によって第三次ごみ処理施設決定をやり直すことを求めるものです。

ガス化溶融炉は、何度も言いましたように、プロパン庫を居住地に置くようなものといわれていて、大変危険です。

今の常総広域で稼働しているのはストーカ炉です。ストーカ炉、流動床炉であれば、40数年の事業実績があります。ダイオキシン対策についても、バグフィルターの技術改良が進んでいまして、費用の点でも全体で300億円余りの減額になると予測されています。万が一、違約金を払うことになっても、このとんでもないむだ遣いを正すことができるというふうに思います。

この意見書提出の用意をしていたときに、環境工学が先週自己倒産をいたしました。環境工学というのは、機種選定のときの8社の比較分析から、発注仕様書、それから基本計画、今後の施行管理まで担っている会社で、これが先週倒産をしたわけです。私はこの倒産の事態は、キルンの選定の是非、また倒産するような企業に発注した管理者の責任も含めて、私は今後問われてくることになるのだらうと思います。

そういう意味でも、市議会が、つくばみらい市の市議会が意思を発することが、今強く必要になってきているというふうに思っています。ぜひご賛同願いたいということで、提案をさせていただきます。

議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

17番豊島 葵君。

〔17番 豊島 葵君 登壇〕

17番（豊島 葵君） 発議第6号に対して反対の立場から質疑を行います。

この発議第6号は、やり直しということで川上議員から出ているところでありますけれども、この常総広域のごみ処理施設については4市、我が市を初め4市で共同でやっているものであり、その事務については、一部事務組合に委任しているものであります。私からすれば、この問題は一部事務組合の方で議論するものであり、当議会が先駆けてやるものではないと思っています。

また、前回の請願に、私も賛成したのですけれども、各市の足並みがそろわなかったということで、また、この常総広域事務組合の機種選定に関する議会では、23名議員がおりまして、反対したのは3名ということで新聞で私は読んでおります。圧倒的多数でこれが。

〔「12名」と呼ぶ者あり〕

17番（豊島 葵君） 12名ということらしいけれども、賛成多数ということで決まったと聞いています。

またこのキルン式ですか、これに川上議員がなんだかんだ言っていたけれども、これは議員が研修しまして、何回かしまして決めたと、これがいいだろうということで決定した機種だということも私も聞いております。

また、今かなり価格の面も言われましたけれども、新聞などを読みますと、まだ手つかずで事業ができないと、業者決定したにもかかわらずできないと、じゃ原因は何なのかということで新聞を読みましたら、下請業者が。

議長（今川英明君） 豊島議員、質問の形で。討論じゃないですから質問の形で。

17番（豊島 葵君） これは最初のあれだからいいだろう。

議長（今川英明君） 反対は討論でやってもらって。

17番（豊島 葵君） 討論はあるの。

議長（今川英明君） ありますよ。

17番（豊島 葵君） あるの、じゃ討論だ。

議長（今川英明君） 質問の形で、質疑ですから、お願いします。

17番（豊島 葵君） とにかく反対でございます。

以上です。

議長（今川英明君） 今の豊島 葵議員の質疑なのですが、答弁ありますか、川上議員、あれば。答弁お願いしたいと思います。

〔「討論なんだって」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） ではよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

14番（山崎貞美君） 今度は少し豊島議員の今の発言に理解が示されるのですけれども。まずつくばみらい市でこの組合に意見書を提出するということなのですね、もしこれが可決して意見書を提出するとなると、つくばみらい市はこういう考え方でおやめなさいと、もう一度見直しなさいということだろうと思うのですが。

今現在、守谷市さんも、このタクマとあれを導入するということについて、市長選の争点にもなっている一つなのです。この辺のところもよくかんがみて、先ほど豊島議員の方からも、いわゆる組合議員がいて、その組合議員の中でよく精査しなさいと、よく検討しなさいということなので、ここで軽々に意見書を出すのもどうかなという気もするのですね。ですからその中で、いわゆる代議員の皆さん方でよくよくご相談なさって、そしてつくばみらい市としての考え方はこういう考え方なんだというのは一つ持っていきながら、やはり皆さんとよくご相談をして、そしていいものを立ち上げてもらいたいなと、こういうことなのです。

ですから、この意見書を出すということについては、私は反対いたします。

議長（今川英明君） 山崎議員、討論じゃなくて質疑ですから、何か質問の形でお願いしたいのです。

14番（山崎貞美君） 質問か、討論じゃなくて質問だということであれば。川上議員は、非常に詳しくキルン方式とか、いろいろ調べ上げてこられているわけですが、この辺のところをもう一度、常総組合の議員さん方に、よくよく検討していただくということでいかがでしょうか。

議長（今川英明君） 山崎議員、聞きたいことは、キルン式に対してもう1回、川上議員に答弁してもらいたいということですか。

14番（山崎貞美君） 調べてきたことは本当によくわかるのですが、この辺のところのあれをよくよく精査して、だから、ほかの組合の議員さんともよく検討していただきたいと、こういうことです。

議長（今川英明君） 今の質問に対して、答弁お願いします。

18番川上文子君

〔18番 川上文子君 登壇〕

18番（川上文子君） 山崎議員が言われるように、常総広域の中で、やはり本当に再度検討するということが必要なんだろうと思うのですよ。これから20年間使っていくということですから。

そういう議論の場をつくる上でも、それぞれの議会が、組合に任せた事業といいますけれども、つくばみらい市のごみ行政という大きな事業、それを一部事務組合でやっているだけであって、今回の入札についても、決定すれば当然費用の負担が大変かかるわけです。管理運営もまだまだ何も、幾らかかるかわからないという現状ですから、こんなことを進めれば大変財政負担も大きくなるわけで、やはりつくばみらい市の市議会、取手もそうです、それぞれの議会自身も、この問題に物を言うということが必要だし、同時に行政も、本当に今のあり方でいいのかということを探求しないと、どうしても一部事務組合というのは、その地域に不愉快施設を持っているということもあって、それぞれの自治体がなかなか物が言いにくい、それが非常に不公正な結果を生むということもあるので、そういう意味でも、この議会で意思を出してほしいというふうに思っています。大いに、やはり議論する場をつくる上でも、ご支援をお願いしたいと思います。

議長（今川英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第6号について、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

20番神立精之君。

〔20番 神立精之君 登壇〕

20番（神立精之君） それでは、私は、発議第6号について、入札のやり直しに対して反対の立場で意見を述べさせていただきます。

第三次ごみ処理場建設の入札のやり直しということで、先ほど川上議員から出ましたが、つくばみらい市議会より代表で3名の議員が常総広域議員として活躍され、ご苦労されているものと思う次第でございます。

言うまでもなく、常総広域は、長い歴史と伝統のある議会でありまして、また、地域住民のご理解の上に広域事業が成り立っているわけでございます。歴史と伝統のある広域議会が、結論が出ないうちに、4市の中で、つくばみらい市が、入札のやり直しを決議した場合、この3名の議員の責任の重大さは大変なものであろうと考えております。よって、この問題については、常総広域議会で決議すべきものと思っておりますので、私はこれに反対をいたします。

また、この問題につきましては、9月16日の決算特別委員会終了後、唐突に、全員協議会を開き、議員各位から意見を求め、解決済みの問題であると私は認識をいたします。

以上です。

議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） ほかにありませんか。

6番倉持悦典君。

〔6番 倉持悦典君 登壇〕

6番（倉持悦典君） この発議第6号に関して、意見書提出するという点に関して、ちょっと反対の立場で討論させてもらいます。

といいますのは、私、この議会を代表して、常総広域の議員を仰せつかっておるわけなのですが、この機種選定、こういうことに関しては、一貫して私も賛成しないでまいりました。キルン方式の採用に関しては反対の立場をとって行動してきたわけなのですが、前にも、白紙撤回を求める意見書を、皆さんの賛成をもって可決していただきまして、提出したわけなんです。何らそれは反映されることなくこのように進んできてしまいました。そういうことを考えて、今、神立議員からもありましたように、この前の全協の中で、皆さんのご意見を賜り、広域の議会の中で発言し、議会の中で活動し、その意思を通していくという立場でいきたいと思えます。ここで、いたずらに、皆さんの意見を集約して、反対の意見書を、今出すことに関しては反対いたします。

先ほどの豊島議員の話ではないですけれども、ちょっと意見書を出すには時期がおくれていると思えます。また、この前、皆さんの前でご説明があったように、これに深く携わっていた、これからも携わっていく環境工学コンサルタントの民事再生法によって、また広域の議会の方も、管理者の考え方も変わることを期待していますが、今ここでこの意見書を提出することは、混乱を招くような気がいたしますので反対をいたします。

以上です。

議長（今川英明君） ほかに討論はありませんか。

9番直井誠巳君。

〔9番 直井誠巳君 登壇〕

9番（直井誠巳君） 第三次ごみ処理施設決定をやり直すことを求める意見書提出ということで川上議員の方から出ましたが、山崎議員、倉持議員、豊島議員、そして神立議員の方から、それに賛成し切れない、反対というような意見が出されました。結論を申し上げますと、私も同様の気持ちであります。

お三方が、この市議会から広域連合組合の方に出ていき、さんざんやりとりの中で既に決定をされている、その旨は、私どもも議会として承っております。212億円で決定されたのかなと思えます。

おとといの全協の、これに関する全協の資料の中で、川上議員は、私見というような自分の気持ちの中で、これは大変高額な額である、場合によっては、60億円程度のものがこれが建設可能だというような私見も含めた資料が出されました。しかし、安ければ、必ずしもよいのかというようなことばかりは言えないと思うのです。

ちょっと話は脱線しますが、物には安い高い双方のものがあると思うのです。例えばの話をしみますと、車1台においても、通常300万円程度の高級車の例えをしみますと、一見、色も、形も、ccも、それから同じように見えても、グレードの違いによって、またセキュリティ、安全性その付加価値によって、それが50万円だか、80万円だかというような差が出る場合もあります。ですから私もわかりませんが、この212億円の決定額が妥当かど

うかはわかりませんが、必ずしも60億円の方がいいのだというようなことは言い切れないと思うのです。それはそれなりの装備、安全性もろもろのものが付加されている機種のかなとも思います。

また、話戻しますが、せんだっての全員協議会の中で、その雰囲気としては、今回、環境工学コンサルタントの会社が倒産したということで、有事に至っているわけですから、緊急に常総広域の方でも議会を開くのかなと思われま。そこに3人の方が、それぞれこの市議会を代表して、よりよい方策の話をする場面があるわけです。その後、また必要であれば全協を開いた中で、その結果を報告するというような手はずにもなっておるわけですから、その全協の話をさておいて意見書を提出するというのは、少し早いのではないのかなというような気がします。よって、意見書提出は反対といたします。

以上です。

議長（今川英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） なければこれで討論を終わります。

これから発議第6号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（今川英明君） 起立少数、よって、発議第6号は否決されました。

発議第7号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書

議長（今川英明君） 日程第3、発議第7号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番直井誠巳君。

〔9番 直井誠巳君 登壇〕

9番（直井誠巳君） 発議第7号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書というようなことで提出をしたいと思えます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

平成20年9月18日提出

つくばみらい市議会議長今川英明様

提出者	つくばみらい市議会議員	直井	誠巳
賛成者	つくばみらい市議会議員	秋田	政夫
賛成者	つくばみらい市議会議員	川上	文子
賛成者	つくばみらい市議会議員	横張	光男
賛成者	つくばみらい市議会議員	高木	寛房
賛成者	つくばみらい市議会議員	染谷	礼子

提案理由、一人ひとりの子どもたちが大切にされ、ゆきとどいた教育が保障される学校

教育を実現するため、1、地域住民の意見を尊重し、地域の県立高校を存続させること。2、県立高校の1学級の定員を30人以下とすること。3、受験競争や遠距離通学を緩和するために、高校間格差を是正すること。

以上の3項目について、別紙意見書を茨城県知事と茨城県教育委員会委員長あてに、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

なお、意見書は、皆さん方のお手元の方に配付されておるかと思っておりますので、その意見書の内容を参照していただき、この意見書提出に、皆さん方議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第7号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

発議第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書

議長（今川英明君） 日程第4、発議第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番倉持悦典君。

〔6番 倉持悦典君 登壇〕

6番（倉持悦典君） 発議第8号を提案した理由とお願いを申し上げます。

発議第 8 号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第 2 項の規定により提出いたします。

平成20年 9 月18日提出

つくばみらい市議会議長今川英明様

提出者	つくばみらい市議会議員	倉持 悦典
賛成者	つくばみらい市議会議員	古川よし枝
賛成者	つくばみらい市議会議員	堤 實
賛成者	つくばみらい市議会議員	廣瀬 満
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山 栄一
賛成者	つくばみらい市議会議員	岡田 伊生

先ほど採決いただいた請願第 5 号の結果によってこの発議をするものですが、意見書の内容は、資料の裏面に載っているので、朗読していきたいと思えます。

その下の部分のみだけ朗読します。

1. 政府において、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施すること。
2. 原油や穀物への投機を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ということで、提案理由としましては、燃料、肥料、飼料、ビニール類、ダンボールなどあらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。このような農家の苦境を緩和するため、先ほど申し上げました 2 項目について、別紙意見書を衆・参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣あてに提出するものです。

どうか理解をいただきたいと思えます。

よろしく願います。

議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第 8 号については、会議規則第35条第 2 項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第 8 号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第 8 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（今川英明君） 挙手多数、よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

発議第9号 公益通報窓口を「外部」に設け、通報者保護制度の確立を求める意見書

議長（今川英明君） 日程第5、発議第9号 公益通報窓口を「外部」に設け、通報者保護制度の確立を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

12番（古川よし枝君） 12番古川です。

公益通報窓口を「外部」に設け、通報者保護制度の確立を求める意見書を、会議規則第13条第2項の規定によって提出をいたします

提案理由は、公益のために通報を行ったことを理由にして労働者が解雇などの不利益な取り扱いを受けることのないよう通報者保護の制度的なルールを明確化し、事業者、行政機関が国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令を遵守することを目的として平成16年に公益通報者保護法が制定され、平成18年4月から施行されております。よって、この通報窓口を市に設置することを市長に求める意見書を提出するものです。

裏側に、この意見書を書いておりますので、ぜひ読んでみますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

公益のために通報を行ったことを理由にして労働者が解雇などの不利益な取り扱いを受けることのないよう通報者保護の制度的なルールを明確化し、事業者・行政機関が国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等に係わる法令を遵守することを目的として、平成16年に公益通報者保護法が制定され、平成18年4月から施行されました。

施行されて2年になるが、通報、相談窓口の設置状況は府省庁、都道府県では100%設置、全国の市区町村では36%、茨城県の市町村では28.9%の設置にとどまっています。当市は設置していません。

国の通報処理ガイドラインでは「各行政機関は行政機関内部の通報窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努めること」としています。しかし、国の機関でも内部には設置するものの、外部に通報窓口を設けているところは少なく、内閣府は各省庁に早急に整備することを求めています。通報窓口を設けている近隣の市町村では総務課、秘書公聴室など行政内部での取り扱いがほとんどであり、通報を受け、調査をするのは調査委員会の委員である副市長、教育長、総務部長等です。これでは守秘義務とはいえ、特に通報者が職員の場合、通報者が不利益を被らないという保障はありません。通報窓口の機能が十分に働くためには通報処理ガイドラインが示すように外部に通報窓口の整備をすることが急務です。

よって、「外部」に公益通報窓口を設置することを求める意見書です。

どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番豊島 葵君。

〔17番 豊島 葵君 登壇〕

17番（豊島 葵君） それでは、これに対するの質疑を行います。

この意見書を見ますと、まだかなり茨城県では28.9%と、それで、古川議員にちょっと質問したいのだけれども、外部にこの通報窓口を設けた場合、内部では、副市長とか、教育長とか、部長とかということですが、外部では、だれが管理するのか。だれでもいいということはないと思うのだけれど、その辺はほかの、例えば28.9%だから幾らかやっているところもあるわけだな。そういうところは、だれが管理して、どのような取り扱いをしているのか。また、処理はどのようにしているのか。ちょっと聞きたい。

議長（今川英明君） 12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

12番（古川よし枝君） 一つは、外部に設けた場合に、どういう形で設けていくのかと、だれがその審査をするのかということですね。これは先ほど説明しましたように、外部に通報窓口を設けているところは非常に少ない、近隣でもありません。省庁関係でも、4機関ぐらいというふうに言われていて、内閣府も、もっとガイドラインに沿って整備をしないさいというふうに言っているわけです。

それで、設けた場合にはいろいろ方法はありますけれども、弁護士とか、それから例えば競争入札の妨害なんかについても大変詳しい知識を持っている人とか、第三者がそこに任務として当たるといことです。現在は、例えば、つくば市なんかもそうです、取手もそうですけれども、庁舎の中に窓口がありまして、要綱という形でつくば市は決めているのですけれども、そういう中では、総務部長とか、副市長とか、そのほかそういう関係の詳しい人の調査委員の人もおられますけれども、そういう中で審査をしていく。

公益のための通報ですから、何でもかんでも苦情を処理するというのではなくて、公益に関するものということで、代表的なものは、競争入札の妨害をすとか、そういうことは代表的だと思のですけれども。そういうことで、かなり精査された調査になっていくんだというふうに思います。

そういう意味でも、ぜひ外部に設けることで、秘密を守ることができるし、通報者を保護することができる、これが法の目的ですので、そういうことに沿ってぜひ設置してほしいということで、何分にも、近隣の市町村には、外部にはないということもあるので、連携をして、そういうものを設置できるのではないかと、今後の検討課題ということで、市長にお願いをするものです。

議長（今川英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

20番神立精之君。

〔20番 神立精之君 登壇〕

20番（神立精之君） 先ほど、総務委員会のおきも言ったように、発議第9号 公益通報窓口を「外部」に設け、通報者保護制度の確立を求める意見書については反対であります。

なぜならば、先ほど総務常任委員会の審査の内容を申し上げたように、つくばみらい市としては、いまだ検討中であり、勉強中であります。そういう中で、今後の課題であり、今期の定例議会では、まだ時期尚早でございます。今後の課題として、この意見書提出に対しては、本日は反対をいたします。

以上です。

議長（今川英明君） 次に、賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） それでは、ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） なければこれで討論を終わります。

これから発議第9号について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（今川英明君） 起立少数です。したがって、発議第9号は否決されました。

閉会中の継続審査の件

議長（今川英明君） 日程第6、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

経済常任委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号については委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

閉会中の継続調査の件

議長（今川英明君） 日程第7、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、次回定例会の議会運営について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（今川英明君） 以上で、今定例会に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成20年第3回つくばみらい市議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成20年9月18日

つくばみらい市議会議長 今川英明

つくばみらい市議会議員 堤 實

つくばみらい市議会議員 岡田伊生